

第四百回 参議院補助金等に関する特別委員会會議録第六号

昭和六十一年四月二十四日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月二十三日

小林 国司君

補欠選任
柳川 覺治君

四月二十四日

吉川 春子君

補欠選任
下田 京子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

鳴崎 均君

北 修二君

倉田 寛之君

真鍋 賢二君

矢野俊比古君

稲山 篤君

村沢 牧君

中野 明君

石井 道子君

石本 茂君

金丸 三郎君

河本嘉久蔵君

坂元 親男君

竹山 裕君

松岡満寿男君

柳川 覺治君

吉川 博君

吉川 芳男君

吉村 真事君

佐藤 三吾君

高杉 勉忠君

安恒 良一君

国務大臣

内閣総理大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

農林水産大臣

通商産業大臣

運輸大臣

建設大臣

自治大臣

国務大臣

(内閣官房長官)

(国務大臣)

(北海道開発庁長官)

(国務大臣)

(沖繩開発庁長官)

(国務大臣)

(国土庁長官)

政府委員

内閣官房内閣審議官

兼内閣総理大臣官房審議官

内閣法制局長官

臨時行政改革推進審議会事務局次長

警察庁交通局長

総務庁長官官房審議官

兼内閣審議官

大川 清幸君

中野 鉄造君

佐藤 昭夫君

下田 京子君

吉川 春子君

井上 計君

下村 泰君

中曾根康弘君

竹下 登君

海部 俊樹君

今井 勇君

羽田 孜君

渡辺美智雄君

三塚 博君

江藤 隆美君

小沢 一郎君

後藤田正晴君

江崎 眞澄君

古賀雷四郎君

山崎平八郎君

的場 順三君

茂串 俊君

山本 貞雄君

八島 幸彦君

本多 秀司君

総務庁長官官房審議官

総務庁行政管理局長

総務庁行政監察局長

国土庁長官官房

外務省経済局長

大蔵省経済次官

大蔵省主計局次長

大蔵省理財局長

大蔵省銀行局長

国税庁次長

国税庁直税部長

事務取扱

文部大臣官房総務審議官

文部大臣官房會計課長

文部大臣官房會計課長

文部省初等中等教育局長

文部省教育助成局長

文部省社会教育局長

厚生政務次官

厚生大臣官房総務審議官

厚生大臣官房審議官

兼内閣審議官

厚生省保健医療局長

厚生省保健部長

厚生省社会局長

厚生省児童家庭局長

厚生省保険局長

社会保険庁年金保険部長

兼内閣審議官

百崎 英君

古橋源六郎君

竹村 晟君

吉居 時哉君

国広 道彦君

梶原 清君

保田 博君

窪田 弘君

吉田 正輝君

塚越 則男君

五十嵐耕一君

坂元 弘直君

高石 邦男君

阿部 充夫君

齊藤 尚夫君

丹羽 雄哉君

北郷 勲夫君

山内 豊徳君

黒木 武弘君

小島 弘仲君

坂本 龍彦君

幸田 正孝君

長尾 立子君

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房予算課長

農林水産省経済局長

農林水産省構造改善局長

水産庁長官

通商産業省生活産業局長

工業技術院長

中小企業庁計画部長

運輸大臣官房国運審議官

郵政大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房會計課長

建設省都市局長

自治大臣官房審議官

自治大臣官房審議官

自治省行政局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

法務省刑事局刑事課長

会計検査院事務総局第五局審議官

田中 宏尚君

鶴岡 俊彦君

後藤 康夫君

佐竹 五六君

佐野 宏哉君

浜岡 平一君

等々力 達君

広海 正光君

棚橋 泰君

中村 泰三君

高橋 進君

望月 薫雄君

牧野 徹君

持永 堯民君

渡辺 功君

大林 勝臣君

河内 裕君

原田 明夫君

沢井 泰君

○国の補助金等の臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
本日の会議に付した案件

○委員長(嶋崎均君) たいだいまから補助金等に関する特別委員会を開会いたします。

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大川清幸君 一昨日に引き続きまして質問をいたしますが、ここ数日の為替相場の急激な変動は総理、どうも胃に余りよくございませんですね。どうも夢見が悪いような気がいたしますが、せんだつては御所見を一応伺っておりますけれども、どうも国内では第四次の公定歩合の引き下げ等もぼつぼつうわさに出ております。しかし、この相場については、我が国の単独介入ではどうも効果がないのではないかと、いろいろなことが専門家の間でも常識になっておるようでございます。せんだつての総理のお言葉のいわゆる大わがざでございますが、先の見える総理のことですから、先般の訪米のときにレーガンさんと、大わがざはかけないがどうも布石はしてきたんじやないかなというような夢をちょっと見ましてね。

サミットのときに、百六十円か百五十円か、相場のことですから明確な推測はつきませんけれども、アメリカの国内では国際経済研究所の所長さんなんかは百六十円、その他の経済専門家では百五十円ぐらいのことを示唆しているような御意見もありますので、こうしたことを考えますと、どうも最悪の状態のところサミットで関係先進国の協力を得て協調介入なり何なりをなさる、そのときがその大わがざという意味のかなというような推測もいたすわけでございますが、先進国の意向等はまだ確認ができませんけれども、どうも円高志向はかたいようだということを考えると、サミットでもどうも日本の立場が孤立する危険性があるんじゃないかという心配をいたしておりますので、その辺の感あるいは総理のお考えはまづいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 最近の円高、ドルの急落、これは円高というよりもドルの世界的な急落という現象がありまして、これはちょっと激し

過ぎる。そういう意味におきまして非常に私たちは心配しております。また、これが中小企業や最近におきましてはいわゆる力のある企業についてもなかなか困難な状況になりつつある。そういう状況については非常に我々も心配をしております。これに対する有効なる対策を講ずる必要がある。私は、このような急激な変化にある場合には、私高下であると考えて、要するにむしろ投機筋の動きがかなり強いと見られる、そういう場合におきましては、単独または協調によって正常化するということも考えなければいかぬと、そうも考えておったところでもあり、申し上げてきたところでありまして、それらについて適切なことをやるべきである、そう思っております。

○大川清幸君 ところで、これも未確認情報ですが、アメリカのある政府高官は東京サミットに臨むに当たって、日本に対しては内需拡大あるいは市場開放、税制改革の推進ないしは過剰貯蓄の是正などについても求めるような考え方だということになっておりまして、この報道がございまして、これらの問題は予算委員会ときからすべて論じられてきた課題でもございしますが、どうもアメリカ側がこういうものを出してくる場合には、サミットでもかなり強い要求の形になるんじゃないかという危惧を私は持っておりますが、これらの対策についてはいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 日本がやるべき政策については、今政府・与党一体となって、将来やる政策についていよいよスタートするということになったわけですから、今までの既に昨年の秋から三次にわたって内需の振興策、景気政策というものをやってきて、四月八日にはかなり思い切ったものもまたやっており、公定歩合もまた思い切った引き下げを数回やってきておるわけでありまして、こういうわけで、日本は日本として独自の見地に立つてやるべきことをやっていると、そういう態度を堅持しておれば外国からは非難されるべき筋のものではない、そう思っております。外国筋は外国筋で、日本の実情もまだそれほど深く知

っているわけではありませんが、また実績を見守るという態度でもありましようからいろいろな発言もあると思えますけれども、日本は日本としての独自の立場に立つて自分たちの政策を遂行していく、そういう考えでやればサミット自体も明いていくというふうに、世界が協調して前進し、と、そう私は確信しております。

○大川清幸君 次に、もう一問だけ、これはちょっと角度が違いますが、SDIの研究あるいはそれに参加する等のことも予算委員会ときからいろいろ議論がありました。世界の戦争をいろいろ見ておきますと、例えばナポレオンも例のアルプスを越えてイタリアへ入るときにイタリアの解放なんというのを言いました。日本も聖戦とかなんとか言うて中国の侵略をやったわけですが、どうも戦争はそれだけ仕掛けるときには正義の理論があるように見えますが、戦争そのものを考えますと、勝者も敗者もやはり同じ人類にとっては犯罪者であるというふうな私は認識を持っております。

今回のアメリカのカダフィとの関係の行動について大変心配がありまして、それぞれの言い分があるんじゃないかと、やはり戦争そのもののきつかけになるようなことについては慎重な態度をとっていただいた方がよろしいんではないかと考えます。サミットでも、ソ連との関係では、平和的競争をソ連と行っていくべきだということですが、レーガンさんがおっしゃったというんですが、言葉は平和の競争だということですが、実際にはやはり過去になかったような破壊力を持ったいろいろな兵器をどうするかというような深刻な問題があるわけですから、この平和の問題についての対応は慎重な上にも慎重な対応をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 私は、核兵器は業の兵器だと、そう申し上げておることは御存じいただいていると思います。この業の兵器を使った大規模核戦争というふうなものには勝者はない。

レーガン大統領も大規模核戦争には勝者はないと、そう言うておったと記憶しております。全部敗者になるのかもしれないと、そういうふうには感ぜられるのであります。そういう意味におきまして、核を廃絶させる、核戦争を防止する、そういう面に向けて我々は全力を尽くすべきであります。特に、米ソのようなICBMのような大きな恐るべき核兵器を持つておる国々自体がみずから自衛して、話し合いによってこれを削減し廃絶に持つていく、あるいは国際紛争解決の手段というものは行いべきものでない、国連憲章というものは存在を、そういう意味におきまして、我々の理念としてはそういうことをひたすら追求していきたい。東京サミットにおきまして、もちろんそのような核の廃絶に向かって、そして正しい軍縮が行われるように私たちとしては議論したい、そう考えております。

○大川清幸君 次に、内需拡大あるいはGNPの四％達成への努力等はレーガンさんとお約束をなさったところでございまして、一昨日の質問の中でも私ちょっと触れたんですが、政府経済見通しの当初の実績の中でも、特に固定資本の形成の当初の目標とそれから実績のギャップについて申し上げたんですが、どうも近ごろの円高等を見ておきますと、やはり輸出の落ち込みが先行して、プラス要素は出てきてもタイムラグがあつて半年後であるというところを考えると、民間の金融機関等でも、どうも政府の見込んでおったところの名目成長率と実績成長率、これは私予算委員会ときにも指摘をいたしましたように、両目標がほとんど限りなく近くなるのではないかと、あるいは最近の動向を見ておきますと、どうも名目成長率と実績成長率が逆転するのではないかと、この心配も出てきたわけでございまして、サミットでもこの問題が話題になるんじゃないかと、GNP達成についての御心配は全く持っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 私は、レーガン大統領との話で四％を約束したということはないんで

す。我々はこれこれの政策をやっておる、よってこれらを実行することによって四％達成は可能であると考えておる、そういう見通しを述べたということ、この点は前から申し上げておるのとおりであります。しかし、最近の円ドル関係等々、あるいは石油の値下げという状況全般を見ますという、やはり世界経済に大きな変化が今起きつつあるのではありませんか、そういう意味においては、我々は真剣にこれを見守り対処していかなければならぬと思っております。今まで決めた四月八日の政策以下、財政金融政策の機動的運営等々全力を尽くしまして四％が可能になるように努力もしてまいりますし、私は年間を通じた長い目で見ればそれは可能である、そう考えております。

○大川清幸君 その辺は異論のあるところですが、時間が限られておりますので次に移ります。建設大臣はかねて建設委員会等でも、一兆円の公共事業の追加が例えれば仮に直接一兆円だけGNPを押し上げることにもなるし、初年度で一・四七、次年度で二・二五でしたか、三年目になりまして二・七二ぐらいの乗数効果があるんだというようにお話を御所見でおっしゃっております。税収効果の上でも五千億円近いものが期待できるんじゃないかというようにお話をしておっしゃったように記憶いたしておりますが、このお考えは今でも変わってませんか。

○国務大臣(江藤隆美君) 今も同じでございます。○大川清幸君 ところで、これは事業費はやはりGNPの伸び率に見合っただけ本年はとってまいして、後でこの問題にも触れますけれども、その努力は一応評価はいたすんですが、先ほどから為替相場その他の問題で論議をしておりますので、近ごろの傾向から見ると、専門家の間でも、近ごろの傾向から見ると、せっかくの公共事業なんかの効果もどうもGNPの影響等で見るに消されてしまふんじゃないかという所見があるわけですが、これは追加があるかないかという論議をする、まだ予算がかかっているからどうも

何とも言えませんが建設大臣も大蔵大臣もおっしゃるんでしようけれども、これは追加がなければ効果がないということになると、本年の経済見通しはなかなか難しいと思うんですが、建設大臣、その辺どうごらんになりますか。追加がなきゃやっぱりしんどいんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○国務大臣(江藤隆美君) 六十一年度のGNPが三百三十兆をはるかに超すという見込みだそうでありまして、その中に一兆円程度の公共事業の追加をして一体何ほどのことがあるかというの、一つの私は議論であらうと思っております。しかしながら、私はずっと農政をやっておりますが、米価が少し上がるというところは、直接米をつくっている人はいない人にかかわらず何かはとすものがありまして、そうした米価が上がったという心理的なものがやっぱり農村から、あるいはその辺の商店街を通じて何らかの明るい気持ちになって少し景気がよくなるぞという感じを持つ。私はやっぱりそういう点では直接間接を問わず効果のあるものだろうと、こういうふうに思っております。

○大川清幸君 ところで、六十一年度公共事業関係の予算では一応経済成長率を上回る事業費、これを確保した形になっておるんですけれども、その内容についてちょっと御説明をいただきますようか。

○国務大臣(江藤隆美君) 経済成長を上回る事業費だけは確保したいという切なる念願がございまして、補助金の実は調整をさせていただいて、それによってちょっと欠けますけれども、おおよそ四千億は出てきたわけでございます。この四千億をもとにしまして事業費を伸ばすということにして、おおよそ五千八百五十億を事業量の増に使わせていただいた。この結果、全体の事業費では五・七％の伸び率になりました、こういうことになるわけでございます。

○大川清幸君 ところで、確保されたことについては評価するにやぶさかではないんですが、その

公共事業の事業費の確保の中身ですね。これは建設国債を増発して国費をふやしたと、こういう形にはなっておりません。一部やはり財政投融資の資金の活用と補助率の見直しによって、その見直しで浮いた分を事業費に回したと、こういうことですから、従来の基本的な考え方からいってこれはちょっと苦しいやりくりで、邪道と言っては失礼だけれども、こういうようなやり方については余り芳しいことではないと私は思っております。○国務大臣(江藤隆美君) 五十五年からはゼロシーリングが始まりました、五十九年度からマイナスシーリングが始まってまいりましたわけでありまして、したがっていままで六十一年度、国費ベースではいささか減りましたが、補助金をカットすることによって財源を生み出して事業費を伸ばしたと、こういうことですから、本来からいいますと必ずしも喜ぶべきことではありませんが、まあ苦心の策だというふうに御理解いただくとありがたいと思っております。

政府部内ではいろいろ検討いたしました結果、これは直接に地方自治団体に迷惑をかけるわけにいきませんから、四十四億分については一〇〇％の起債、一〇〇％地方交付税で見ますと、残りの部分につきましては、千八百五十億につきましては一〇〇％起債で見ますが、残りの、そのうちの八〇％を目録に後日また交付税でひとつ面倒を見させていただきますように、こういうことで財源手当てを含めまして事業量の確保をさせていただいた、こういうことでございます。

○大川清幸君 要するに予算操作によって事業量を確保した。しかし、これは三年後どうするかも明確なお答えはいずれもいただいておりますけれども、補助率の見直し措置、三年後に例えばやめるといたしますと、その後の事業費については経済成長を上回るやはり事業費の確保ということになりますと、それだけの何らかの措置をする。国債の増発ということにもなるのかもしれないが、この三年後の措置については一体どうされる

おつもりでございますか。

○国務大臣(竹下登君) 三年という期限をつけた暫定措置であることは御案内のとおりでございますが、三年後においてはその時点における経済情勢と、そして国、地方とのいわゆる財政状態等を総合的に勘案して決めよう、こういう筋になっておるわけでございますが、あるいは公共事業等が念頭にあったとしたしますならば、私は予測でございますが、税制改正なんかで税源調整なんかがあれば別でございますが、大きな変化はないではないかというふうに思っております。

○大川清幸君 これは再延長があるかどうか聞いても、六十年度の悪い言葉で言うところがあるもので、ここで議論しても時間がなくなってきましたから、これはこの程度にしておきます。

それでは、建設省関係の高率補助率あるいは負担率の引き下げ措置の概要を聞いても時間がありませんから、こちらでちょっと申し上げます、例えばこれはマクロですが、道路整備費二千八百一十一億、五十九年度が十分の十だったものが六十年の十分の九・五、それから六十一年度から六十二年まで十分の九・五ないし十分の九。それから治水事業も、七百四十二億については同じような補助率の削減の仕方、パターンは全くこれは二つ同じです。それから下水道事業と住宅対策事業については、下水道が九百八十一億円削減されるという勘定になっておまして、五十九年度が四分の三、それから六十年が三分の二、そして六十一年度から六十三年度までが十分の六。住宅対策事業の方は五十六億円で、この下水道と全く同じような削減の仕方のパターンになっております。これは補助金問題検討会等でのいろいろな基本的な考え方が出ておりますが、これらに照らしてみても、こうしたまさに、何というんですか、パターンが全く同じような削減の仕方ですが、この削減の根拠についてはどういうことなんでしょうか。

○国務大臣(江藤隆美君) これらの事業はいずれも公共事業またはそれに準ずるものでございます

から、その重要度においてはいささかも変わりはないものでありまして、したがって結果的には一律みたいな格好になりますけれども、大体そういう公共事業もしくはそれに類するものという考え方からそういう削減率になっておると御理解願いたいと思います。

○大川清幸君 どうも、やはり役割分担の見直しあるいは経費負担の見直し等についても明確なことが行われないで、これは意地の悪い言い方で恐縮なんです、まず補助率の削減ありきということからつづまを合わせたようにどうも読めるんですが、その点はそうじゃないんですかね。

○国務大臣(江藤隆美君) 厳密に、厳正に、公平に考えましてそういう結果が出たわけでござい

○大川清幸君 もう時間がなくなってきましたから、前倒しの問題ですが、過去の最高ということですが、したがって、過去の最高といいますが、過去を見ますと六五・三%が五十八年度ですが、これを上回ることありますと、八〇%ないしそれを超えるというような考え方でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(江藤隆美君) 過去一番のときは昭和五十七年度でございまして、政府全体がたしか七五%ぐらいの目標ではなかったかと思えますけれども、建設省はそのときは頑張りました、実は七八%上半期で消化をしたと、こういう結果になっております。

○大川清幸君 ところで、補助金カット、補助率をカットして、地方の負担分になるやつは交付税等で見るし、それから特例公債等で見ると財政的には直接な被害はないことになっていてるんですが、やはり公団その他にやる分についてもどうも予算運営の硬直化が起るような心配が一つあること。それから、地方公共団体でも例え不交付団体なんかは単独事業をさぼって、五年の目標を七年にするとか、いろんなやりくりもあるわけですよ。そういうこともございまして、どうも全体的に見ると、四%達成は大丈夫なんだと総理おつ

しゃったんですが、公共事業だけで断定的なことは言えませんが、どうもGNPを押し上げる材料としてはその辺のところがやはり問題になってきそうだなというふうに思っています、建設大臣はその点の心配はなさっていらっしゃいますか。

○国務大臣(江藤隆美君) 先ほど答弁が漏れましたけれども、今年度は八〇%消化を目標にして実は予算の執行をいたしたいと、こういうふうな考えております。

それから今の御意見であります、なかなかこれは慎重に考えないと容易なことではない、これからの予算執行には弾力的に、機動的にやはり考えていく必要があると、こういうふうな思っております。

○大川清幸君 ところで、特例公債で見るとこれは該当の地方公共団体は資金繰りでも一息つくことがありますが、不交付団体関係でいうといわゆる交付税繰り込み済み分については被害はそのままだとストリートに受けるわけですか。この辺は救済措置は全く今回はない、やむを得ないと、こういうことでしょうか。

○国務大臣(江藤隆美君) 今回の措置につきましては、実は去年もこの補助金のカットをやったわけですから、私は去年一体どうだったろうかと思つて調べてみました、まだ詳細に検討し尽くしておりませんが、一般的な地方自治団体の普通建設事業では全体で六・七%前年度比事業が伸びておる。しかし、今度は二年目でありまして私にはそのようにいくとは思っていないんです。おっしゃるように、不交付団体ですとかその他かなりきつところがありますから、今後のいわゆる補助率の引き下げに伴う公共事業の執行というものはやっぱりなかなか気をつけていかなくちゃいかぬ。去年は全体に地方自治団体が都道府県の単独事業を含めて六・七%は伸びましたと、こう言うけれども、伸びたところもあるでしょうし伸びないところもある、全体的にそれは言えることだろうと思ふんです。

と私は思いませんけれども、ことしはそういう傾向がさらに強くなるものだと考えて、今後予算の執行については十分配慮してまいる必要がある、こう考えておるところでございします。

○大川清幸君 残り時間が一分になりましたから、当面の内需拡大あるいは公共事業問題については残念ながらここで打ち切りまして、これから中長期的に見て内需拡大にも効果があるんじゃないか。しかも、二十一世紀を展望した場合の高齢者社会を考えると、現状でいっても高齢者の世帯の平均収入というものは高齢者一人当たり今百四十万円ちょっとですね。しかし、預金を見ますとかなり高くて、皆さんそれぞれ七十七万円ぐらいが平均だそうでございします、六十四歳で千二百万円、六十五歳で千五百万円、これは老後やばりいろいろ心配があったりするんで貯蓄をなさっておるそうでございまして、高齢者の生活の不安を除くための社会保障というのをしっかりやっておいていただくことが基本的には一つですね。

それから二番目には、やはり寝たきりの方も二〇%そこらはいつの時代もあるんでしょうが、八十歳、八十歳になつてもかくしゃくとして御活躍をなさるわけですから、こうした方々の社会参加というものはボランティアのこともあつて、あるいは旅行その他のレジャーをお楽しみになることもやはり広い意味で言えば内需拡大の一環にもなるでしょう。そうしたレジャーその他もあります、またしっかりと仕事もなされることもあるわけ、高齢者のこれからの就労対策等についても政府は十分お考えになつていきたいと思います、具体的に言えば、名称をどうしたいかわかりませんが、いわばシルバービジネスの育成なんというふうなことで、高齢者の方に参加をしていただく、希望ある二十一世紀を展望していただくようなことを考えたらどうか、こう思うわけでございまして、この辺はどうかということですが。

それから、この間の前川前総裁の御提言の中で、ちょっと見てみましたら、こうした高齢者社会に對する対応なんかがないんですが、そんな働く場なんかを開拓していただいたら、やはり内需拡大、今後の社会の活性化にも役立つんじゃないかと考えておりますが、御所見があればそれぞれ関係大臣からお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(今井勇君) まず、私からは、社会保障の問題とシルバービジネスの問題についてのお尋ねがございしましたが、我が国が先生おっしゃいますように貯蓄率が極めて高いというのは、やっぱり病氣だとか災害だとか、老後の心配など将来への不安に備えるという要素もありましようが、一方、勤勉性といった我が国の国民性によるところもあると思つております。私としては、年金とか本格的な高齢者の社会を控えて、年金とか医療といった基礎的な制度を揺るぎないものとしていくことがぜひとも必要だと考えておるわけでございます。このため老人保健制度というのを含めまして、こういった制度につきましても給付と負担の両面から公平を図りながら、国民の信頼に足るものとしていくことが重要な課題だと考えておるわけであります。

また、寝たきりとか痴呆といった老後の不安に對しまして、施設の対策あるいは在宅対策、この両面にわたつて心配のないように各般の施策を進めていく必要があると考えております。一方、シルバー産業の育成の問題でございしますが、これは極めて先生おっしゃいますように重要だと思つておりました、昨年シルバーサービスの振興の指導室をつくりまして、同時に、現在シルバー産業に関する研究会も設けまして研究、検討をしていところでございまして、今後ともその育成強化に努力をいたしたいと考えておるものでございします。

○大川清幸君 総理はこの問題には何か御所見ございしますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) いい点を御指摘いただいたと思いますが、その辺にかなり大きな分野が残されているように考えまして努力いたしたい

と思ひます。

○大川清幸君 終わります。どうもありがとうございました。

○佐藤昭夫君 国の財政が大変な赤字だからという理由で、今次法案に示されるように国民生活向けの補助金を次々とカットしたり、また一般国民には厳しく税金を取り立てながら、その一方で一部団体による脱税が野放しにされているとすれば、これは断じて許されることではありません。この問題をはつきりさせることが本法案審議の前提でもありますので、まず全日本同和会などによる脱税事件について質問をいたします。

国税庁 昨年五月より東京、京都などで発生したいわゆる脱税請負グループによる相続税、所得税の脱税事件の概要を、その脱税手口も含めてまず御報告ください。

○政府委員(塚越則男君) お尋ねの件でございますが、いわゆる架空保証債務を計上しているという事実でございます。六十年十一月までの状況で申し上げますと、査察の着手件数が六十三件、告発件数が五十七件でございます。告発した事件の総増減所得は百四十二億圓、加算税も含めた総増減税額は七十二億圓ということになっております。

○佐藤昭夫君 その手口。

○政府委員(塚越則男君) その手口についてでございますが、保証債務を履行するために資産を譲渡した場合に、その履行に伴います求償権を行使することができなくなった金額につきましては課税されないという制度がございます。これは所得税法の六十四条の二項でございます。この制度を悪用いたしまして、債権者、債務者名を脱税コンサルタントの関係会社、知人等といたしまして、連帯保証人を土地譲渡人、これが納税者になるわけですが、という形にする架空債権、債務を捏造いたしました上で保証債務を土地譲渡代金で履行し、債務者が破産したため求償権の行使が不可能になったというように仮装いたしていたのが代表的な事例でございます。

○佐藤昭夫君 法務省、その同様事件の京都グループの概要、逮捕者の数、脱税の金額、脱税の手口、御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(原田明夫君) 答え申し上げます。ただいまお尋ねの件につきましては、京都地方検察庁におきまして昨年五月から現在までに相続税法、所得税法違反ということで関係者八十七名の事件を受理いたしまして、このうち六十六名を公判請求いたしております。

これらの一連の事案は、いずれも行為者らにおいて納税義務者からの依頼を受けまして、架空の債務を計上するなどして過少申告して脱税したというものでございまして、起訴に係る遺脱税額は合計二十八億圓となっております。

○佐藤昭夫君 明確な説明がなかったんですが、京都の脱税請負グループ、この中心人物は全日本同和会京都府・市連の幹部で鈴木元勲九会長、村井英雄副会長、長谷部事務局長、渡守秀治事務局長など、これらの人々が設立をした有限会社同和産業なる架空会社を舞台に二十九億圓に上る脱税事件が行われたと、こういうことですね。

○説明員(原田明夫君) そのとおりでございます。

○佐藤昭夫君 これはまさに全日本同和会京都府・市連幹部による組織的な犯行だというふうに言わなければなりません。そこで大蔵大臣に聞きます。

まさか、こんな大規模な脱税事件に税務署が癒着していた、こういうことはないでしやうね。

○国務大臣(竹下登君) 内容を詳しく承知しております。わけではございませんが、ないであらうと私も信じております。

○佐藤昭夫君 とところがであります。さつきも紹介いたしました脱税請負グループの中心人物長谷部全日本同和会京都府・市連事務局長、この人が裁判の中でこんな証言をしているのであります。とにかく、脱税の画策をするために税務署の職員の方から受け皿の会社をつくったかどうかと、こういうことを言われて、この有限会社同和

産業なるものをつくった。そして、税務署の方から今度つくる書類については、相続税の申告に際しては被相続人と同和産業に債務があったことにして書類をつくってほしい。さらに譲渡所得については、依頼者が保証債務を持っており、保証した会社がつぶれたということで、同和産業に、つぶれた会社のかかりに金を払ったが、つぶれた会社から金を取れなかったので被害をこうむったという形の書類をつくってくれという、こういう指導がありましてこういう書類をつくってきた。こういうことを証言しているんですよ。明らかに税務署の職員が脱税の手口、方法について指導をして、それについていろいろと画策してきたと。一体、大蔵大臣どう思ひますか。

○政府委員(塚越則男君) 御指摘の脱税事件に係る公判の中で、被告人側から御指摘のような趣旨の発言がなされたというところは聞いておりますが、税務職員は税法の定めるところに従って適正公平な課税の実現に努めることがその職責でございます。そのような立場にある税務職員が脱税事件に関与したり脱税の指導を行うというようなことがあり得ないことは、この事件を査察事件として立件しているということからも御理解いただけたらと思ひます。

○佐藤昭夫君 今の段階に至って何を白々しいことを言うんですか。とにかくその証言をしたら偽証になるかもしれないというそういう場において、当人があなたもお認めになったようなそういう証言をしている。だからこそ、八十五年十一月二十一日の京都地裁の判決、この判決文の中で、税務当局の弱腰がでたらめな申告でも調査なしに通じてしまふと被告に認識をさせた、これにより被告が私利私欲に走ったことの責任の一端は税務当局にもある、常に断固たる態度で臨んでいればこの種の犯罪はなかったと明確に断罪をしているじゃありませんか。

国税庁長官来ておられますか。次長、あなただつたらもういいです。それなら大蔵大臣、税務当局へのこのこままでのきつぱりした指摘をしておるこの判決、大蔵大臣はどのように受けとめられるでしやうか。

○国務大臣(竹下登君) 税務当局者としては、いわばある意味における激励であるというふうにも受けとめて、法の基づくところ厳正な執行をしなればならぬ、そのように考えます。

○佐藤昭夫君 激励であるというふうなそういうきれいな言ひ分が通るんでしょうか。とにかく税務署の弱腰が、こういうでたらめな申告でも通るんだというふうなこれらのグループに思わせつけた、断固たる姿勢がなかったからこの種の犯罪が起こったんだ、こういうふう書いてあるじゃありませんか。

ところで、昭和四十三年一月三十日以降の大阪国税局長と部落解放同盟中央本部との七項目確認事項。七項目ありますが主なものを紹介いたします。その第二項、「同和対策施設の必要性を認め、すなわち税法に今ない特別控除を認め、このいう意味で、租税特別措置法の法制化に努める。その間の処置として、局長権限による内部通達によってそれをあたえる。」第三項、「企業連が指導し、企業連を窓口として提出される白、青色を問わず自主申告については全面的にこれを認める。」すなわち、企業連というのは部落解放同盟などが中心になってつくっておる企業連の連合団体ですが、そこが扱ってきた申告は全部フリーパスだというわけです。ただし内容調査の必要ある場合には企業連を通じ企業連と協力して調査にあたる。以下四番、五番、六番は省略しますが、この大阪国税局長と解同中央本部及び大企業連、大阪府同和地区企業連合会、この確認事項であります。これらに示されます部落解放同盟や全日本同和会との税務当局の癒着はそれ以前から我が党は問題にしてきたところでありました。こうした判決にも触れられておる癒着の姿勢、これが大規模な脱税事件にまで発展をしたということじゃないでしやうか。こういう特定団体を特別扱いするような確認事項、こういうものは即刻破棄をすべきじゃありませんか、国

税庁。

○政府委員（塚越則男君） 同和関係者に対する課税につきましては、できるだけ同和地区の実情に即した適正な課税を行うということにいたしておりまして、このため現地の局署におきまして同和関係者の陳情や要望を承ることはありますけれども、先生御指摘のような確認事項なるものは存在をいたしておりません。

なお、かつて大阪国税局において要望等を聞く機会が持たれた際に、同和関係者の要望事項を先方に取りまとめたものはあるというふうに聞いております。

○佐藤昭夫君 そんなにしらっぱくれてもだめです。お聞きします。

この同和団体などについては税について特別扱いをする、申告はフリーパスだと、こういったような方針はあるんですか。

○政府委員(塚越則男君) 同問題につきましては、社会的、経済的にいろいろ難しい問題があるということ、で、実情に即した課税をするということ、を念のため通達したことはございますが、調査をしないとカフリーパスとか、そういう特別扱いをするようなことはございません。あくまでも法律の枠内で執行を行っているということでございます。

○佐藤昭夫君 あくまで法律の枠内だというふうにおつしやったからもう一遍念を押しておきますけれども、前段で実情に即した扱いをするということは、法に触れるような特別扱いをするということじゃないということですね。

○政府委員（塚越則男君）　そのような趣旨ではございませぬ。

○佐藤昭夫君 まぎれもない証拠物があるんです。大蔵大臣、「昭和六十年五月十日」の日付でありますが、約一年前、上に「極秘」「読後消却」、読んだら焼き捨てよという特別の判がついてありまして、「大阪国税局資産税課課長補佐」判を押しています。それで「統括官殿」、各出先税務署の統括官あて、「特定譲渡手続の提出について」という

こういう見出しで「記」ということで五項目ありますけれども、その中の主なものとして「一」大企業連、「中企連」を除く特定団体に係るものについて記載する。「すなわち大企業連、中企連、こういうところはこの調査に書かなくてもよろしいと。

大企連というのはさっきも言いました大阪府同和地区企業連合会です。中企連というのは中小企業連合会、大阪中心であります。それから、これは大阪国税局から行っているんですから、その中に私の地元京都もありますけれども、京都は京企連というのがあつた。ここの正式名称は部落解放同盟京都府企業連合会というのですから、これはもうまぎれもない、部落解放同盟そのものの組織になるということとは明瞭だと思いますけれども、そういう団体を除く「特定団体に係るものについて記載する」、この中には、いわゆる全日本同和会のようなものもありますけれども、民商とかあるいは土建というふうに言われておるそういう団体、これが含まれておることになります。

二番目、「記載に当たっては、別室を使用するなど」ということで、下にアンダーラインが引いてある、「慎重に取扱われない。」ということで、こんなふうにして特定団体を決めて特別に詳しく統計をとる。部落解放同盟関係の団体はこれば調べぬでもよろしい、フリーパスと。しかも、その

書類のつくり方が特別室で極秘裏に作成するというこういうやり方をしているというのは異例なことであります。竹下さんも若きころ税務署でお仕事をなさったことがあるから、一体そのころからこんなことがあったのなかったのか。それは

ともかくとしまして、私が聞いている限り、特別室をつくってひそかに書類作成をするというよう

なこんなことは異常なことでありまして。それまでしてこういうやり方、いや、そんな法に抵触する、ような特別扱いなんですよ、おんなじと言われる、でも、こういうことが通っているというふうに言わざるを得ない。これは必要とあれば大臣に差し上げますから、よく調べていただきたいと思うんです。

ここで大臣、国税庁の方はきょう次長しか出て

ことなく責任ある答弁がとれませんか。大臣に責任ある答弁を求めますけれども、直ちにひとつ私のこの指摘に基づいて、こういうことが事実かどうか調査をしていただきたいというふうに求めますが、どうですか。

○政府委員(塚越則男君) ただいま御指摘の文書でございますが、これは各局でそれぞれ創意工夫していろいろな施策を実行しているわけでございますが、そうした作業の一環として局の実務担当者が連絡文書で署から報告を求めたものだというふうに私も思っております。秘文書でございまして、読後消却とされているので確認はなかなか難しいわけでございますが、そうした作業の一環として行われたものだと思います。このような税

務全体の事務処理の中のごく一部のものとごさいまして、それだけを取り出してどうこうするということはかえって誤解を招くことになりかねないと思いますので、また事務運営上も支障を来すことになると思いますので、この点は確認をするとか、そういう話には私どもとしてはいたしかねるというふうに考えております。

○佐藤晴夫君 各税務署が創意工夫していろいろな調査をやるだろうと、そんな一般論を聞いているのじゃないんです。私が具体的に重要部分を紹介しましたような、大阪国税局資産税課課長補佐という名前で統括官あてに出されておるこういう文書、これはあるんですか、ないんですか、イエス、ノーで答えてください。

○政府委員(塚越則男君) 秘書書でございまして、読後消却とされているというお話でもございますので、確認はいたしかねます。

○佐藤昭夫君　そうすれば、大蔵大臣に要求しま

す。ひとつ大臣の責任で、こういうものがあるの
かないのか、ちょっと調査をしていただきたい。
○国務大臣(竹下登君) それは、秘密文書が先生
の手元にあること自体もまた問題だなという印
象を受けましたが、大体読後消却したものがあ
るわけないから確認の手法というものはないんじ
やないか。まあ、おっしゃることでございますか

ら、私なりに調査するに決してそれを拒否するものではないかもしれませんが、そのような心境でお話を聞いておりました。

なお、私は税務職員であったことはございません。

○佐藤昭夫君　とにかく調査をするということでありますけれども、調査をするほど私の指摘のように、これは重大なことだ、そういう一部特定団体を税務上特別扱いをするというようなことがまかり通るとするとすれば、これは重大問題でありますから、そういう点で、その際にはひとつこれを破棄するというきつぱりした態度を大臣として国税庁に対して指導してもらいたいというふうに思いますが、どうですか。

○国務大臣(竹下登君) それは一つの先生の論理構築に乗って指導しますということは、これはお約束できません。やはり私なりに判断すべき問題であらうかと思えます。

○佐藤昭夫君 しかし、税務行政は法に照らして公明正大でなくちやならぬということはお認めになりますね。

○国務大臣(竹下登君) それは当然のことです。

○佐藤昭夫君　総理、お休みでございませうけれども、いや聞いておりましたということでありますのでお尋ねをいたしますけれども、このように一般に税務職員は常々上司から大企連や京企連、そういう部落解放同盟の関連組織、こういうところについては調査をする必要ないとか、あるいは滞納していても徴税に行くな、時効になっても仕方

ないというふうに言われておるということを私は耳にしています。こんな実情にまでなっているの

でありますから、納税者にすれば、そういう大企業にでも入れば税金を払わぬでもいいそうだとおっしゃるか、こんな不公平税務がまかり通るといふことであれば、ばからしくて税金をまともに払う気がするかと。か、こういう気持ちになるのは当然であると思ひます。

ですから、こういう税務行政、いわば税務当局

がみずから脱税行為を容認し推進している、こういうようなことがあるとすればこれは大問題でありまして、こういう特定団体を特別扱いするような脱税行為、これはこの際きつぱり改めさせるという総理大臣としてのひとつ指導的イニシアチブを求めたいと思いますが、どうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 脱税行為に関する法の執行はあくまで厳正に行われるべきであり、いかなる団体に対しても聖域があるべきではないと考えております。

○佐藤昭夫君 国税庁、今総理のいかなる団体といえども聖域があつてはならないという基本的な立場、これをひとつしかりと原点を再確認して、私の指摘したようなそういうゆがんだことがないよう、国税庁長官としてその基本的立場を全税務署、全税務職員に徹底するための通達を出してもらいたい、検討してもらいたい。どうですか。

○政府委員(塚越則男君) 税務の執行は法律に基づいて法のもとに行われなければならないことは当然でございます。そのことはかねがね税務職員が心がけているところでございまして、改めてその点について通達を出すということは今のところ考えておりません。

○佐藤昭夫君 あなたは次長であるから、ひとつ長官に私のそういう提案をよく伝えてください。それでは、時間の関係がありますから次へ進みます。

次は、これまで補助金カットなど国民生活の切り捨てをよそに、不公正な財政執行のもう一つの典型、これは燃糸工運問題など政官財癒着した融資行政をめぐる腐敗問題であります。これをただすことも本法案審議の前提とも言うべき問題であると思ひますので、この点で幾つか質問します。

四月二十日の日経初め各新聞の報道によりますと、燃糸工運事件の疑惑の中心人物と言われている自民党のA代議士が、五十七年十一月に同工運の会館完成パーティーに出席した際、あいさ

つで、共同腐敗事業のおかげでこんな立派な会館が建つたというふうに発言したと報じています。これは、事業に伴つて中小企業事業団から出た融資が流用され会館建設資金が捻出されたとも受け取れる発言でありまして、当時、出席していた中小企業庁幹部の一人も大変困惑したと報道をされております。これが事実だとすれば非常に重大でありますので、会計検査院、この会館建設について資金の流用があつたかどうか、当然メスを入れるべきではないかと思ひますが、どうでしょう。

○説明員(沢井泰君) ただいま御指摘の点につきましても、今後の検査において十分調査してまいりたいと思つております。

○佐藤昭夫君 法務省にお尋ねします。融資の流用で会館が建てられたということでありまして、今捜査組上に上つておりますわいり問題だけじゃなくて、融資の目的外流用、横領、こういう新たな犯罪の構成要件にもなるんじゃないかと考えられますけれども、検察当局はこの点も含めて関心を向けられるんじゃないでしょうか。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。ただいま捜査中の事案に関する事柄でございますので、ここでその状況について申し上げることは差し控えてさせていただきますが、検察当局におきまして、国会でいろいろ御議論なされていく状況については承知しているものと考えております。

○佐藤昭夫君 いや、私はそういう新聞報道があるというところで、その事柄について当局は関心を向けておられるかと、その点を聞いています。

○説明員(原田明夫君) 具体的な事案につきましても捜査当局の関心のあり方ということにつきましては御答弁することは差し控えていただきたいと思います。この事件に関しまして種々御議論がなされ、また報じられることについて検察当局も十分承知しているものと考えております。

○佐藤昭夫君 私がきょうこの場で正式に問題の提起をしているということも含めて、国会での議論について大いに承知しておることと理解をしておきます。

この燃糸工運疑惑問題、横手代議士やさらにはA代議士とかかわり、その起訴にまで至るかどうか当面の問題になっているわけですが、問題はそれだけではなく、疑惑の全容解明が今日求められておるところだと思ひます。

そこで、四月十八日の共同通信の配信によりまして、燃糸工運の元専務理事、既に贈賄罪で起訴をされておられるわけですが、井上修吾氏が二月に逮捕される前に共同通信社の取材に対して、約五十人に上るとされる献金議員のうち額の多い献金先として疑惑のA代議士を初め関係経験者、現関係者を含む計十一人の政治家、いずれも自由民主党所属の名を挙げていたと報じているところであります。また、我が党の機関誌「赤旗」の取材に対して、この十一人に入っているとと思われる七人の国会議員が、具体的に金銭の授受を認めておられるというところを先日二十二日の紙上に発表したところでありました。

法務省、こうした事実も念頭に置いて捜査に当たるのが、あの巨悪を逃がさないという検察当局の当然の姿勢だと思ひますが、いかがでしょう。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。報道をされております個々の事柄につきましても、私の方から検察の考え方というものを申し上げることは差し控えてさせていただきますと思ひますが、いづれにいたしまして、本件に関しましては検察当局は事案の全容を解明するために鋭意努力中でございますので、種々その過程で報じられることについても承知しているものと思ひます。

○佐藤昭夫君 そこで総理大臣、このいわゆるA代議士を初めとして大臣経験者を含む相当数の自民党国会議員関係者の疑惑が次々と持ち上がっています。こういうときに、国民の疑惑究明を望む期待にこたえるためにも、総理大臣として、また

自民党総裁として積極的な表明を行う意思はありませんか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 司法当局は公正な職務執行をやっていると信じております。

○佐藤昭夫君 けさほどの新聞にもいわゆる疑惑の人物稲村佐近四郎氏について実名入りで、写真入りで大きく報道をされているという、ここまで来ている今の時期に今のようない方で、第三者のような言い方で、あなた自由民主党の総裁でありながら言明を避けるという、このことを一体国民は国民の気持ちとして許すでありましょうか。単に司直の捜査にゆだねるというそういう消極的な態度じゃなく、自民党自身の自浄能力が今国民から問われているんじゃないか。そうした真相究明のために自民党の総裁として積極的なイニシアチブをとる気持ちはないんですか、どうでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) 公正に行われておると信じております。

○佐藤昭夫君 この燃糸工運疑惑やマルコス疑惑問題で自民党に火の手が上がらぬうちに、首相筋では解散を考えているのではないかとこの観測もある。まさかあなた、そんなことを考えているわけじゃないでしょうね。

○国務大臣(中曾根康弘君) 解散は考えていません。前日から申し上げているとおりです。

○佐藤昭夫君 通産大臣、御無理してお願ひしましたのでお待ちいただきましたけれども、通産大臣にお尋ねいたします。

今回の不正融資に通産省幹部職員が関係していたことが露呈をしたわけでありましてけれども、なぜこうしたことが起こったのか、その原因をどうとらえているのか。また、こうしたことが二度と起こらない、再発防止策として何を考へているかというのをひとつお答えいただきたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) このようない方で現職の課長、課長補佐が逮捕をされるというようない事態になったことは大変申しわけないと思つておる次第でございます。

原因につきましては、一つは、やはり心の緩みということがある、同じところで何十回も飲んだり食ったりするなんというところはちょっとこれは常識的ではありません。やはり心の緩みがある。したがって、こういうことについては綱紀の肅正を一層厳格にする必要があります。

第二番目は、この制度に私はかなり問題があるというように、今までの調べたところではそのような気もいたします。何万台という機械を廃棄処分する。しかも、その機械について係官が立ち会って、これは廃棄に適する機械であるかどうかというところを見ることがありますが、人数からいって実質にお金を数えるのとわけが違いますから、これは各地に分散されているわけだから、そういうところで、プレートをつけたものあるいはつけかえたものとか、これは果たして役所だけで確認ができるか、信頼する組合に確認をしてもらえばいいわけですが、信頼した人に寝返られてしまったんではちょっと頼りの綱がなくなっちゃうわけだから、そこら辺にこの問題が実際ある。

それから、やはりもらい得みたいな形ですね。これは共補償で残っている業者も廃棄処分については一部負担するというようなことになれば、仲間同士ですから、これはインチキな機械だということもすぐわかるわけですね。何かそんなふうなことであればよかったんだらうなと、後になつて、後の祭りだけれども、そのような気も実はするわけがあります。

したがって、これは制度のあり方も含めまして、その存廃も含めて私はよく検討をして再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(嶋崎均君) 時間でございます。時間でございますからもうやめてください。

○佐藤昭夫君 この補助金カット法案に関係をしての法案の問題でもう少し質問をしたいということで通告もしてきたんでありますけれども、もう時間になりましたので、残念ながら次の機会といたします。

○井上計君 最初に、総理にお願いであります。円高がますます進んでまいりました。特にこの数日の異常なといいますか、異常な高騰についてはさらにまた深刻な問題を全国各地で起こしている、こういうふうな思っております。御承知のように、我が党はきょうとあした党大会を開催いたしておりますので、昨日全国の都道府県連の中小企業対策責任者を招集いたしました。各地の円高による種々の問題等々につきまして実情をいろいろと聴取いたしました。各地とも大変な事態に陥っております。特に新潟県の燕であるとか、あるいは愛知県、あるいは岡山県の花ご等の産地である倉敷地区であるとかというふうなところでは、零細な中小輸出企業ももうどうにもならない、こういうようなことで、さてこれからどうしてやっていけばいいのであろうか、我々にこれからどうしろというのであろうか、そのような政策を早く示してほしいというふうな切々たる訴えを各地から代表者が聞いてまいりました。

私としても全く手の打ちようがないというふうな感じを持っておりまして、政治がもう仕方ないというわけにまいりませんけれども、特に東京サミットを総理がもう数日うちに主宰されるわけですが、サミットに臨まれるに当たりまして、このような急激な異常な円高によって起きておる各地の実態、十二分に御承知だと思っております。それらの点をさらにひとつ御配慮いただきながら、特にまた政府、日銀大変御努力いただいておりますのでありますけれども、言えは適正なと申し上げますか、乱高下のない、輸出企業がある程度先の見通しができるような、そのような為替レート等についても十分御努力いただいていることは承知いたしておりますけれども、格段のひとつ御努力をお願いいたします。

私は、多くの中小企業が、中小企業だけじゃありません、輸出大企業も大変困っております。

ども、特にそのような先全く見通しが持てないような、そういう状態になっておる中小企業に対しての配慮をお考えいただきながらサミットに臨んでいただきたい、こういうことを特に要望するわけでありまして、最初に総理のひとつお考え、御所見をまず伺いたい、こう思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私も井上さんと同じような心配を持っておりまして、当面並びにサミットにおきましても適切な処理をいたしたいと思っております。

○井上計君 この円高による各地のいろいろな問題等々によって今申し上げましたように深刻な事態、総理またお答えいただきましたが、そういう状態を少しでも緩和し、そのような困っておる企業に対して将来にはのかな明るさでも見出しでもらうようなそういう政策、対策がますます必要になつてくる、こう考えますが、何といましてそれらの企業に対して、特に中小企業に対しての大きな柱はやはり金融政策であらう、当面するところ金融政策であらう、このように考えるわけでありまして、これは最重要課題として今後取り上げていかなくてはならない、こう考えます。

そのために、本年二月我々要望いたしましたのが、特定中小企業の事業転換法が制定されました。ややこれによって救済をされつつある企業もあるわけでありまして、ところがその金利であります。政策金利が当初五・五％でスタートしましたが、その後四回にわたる公定歩合の引き下げ等によりまして三月にこれが五％に政策金利がさらに引き下げをされましたけれども、しかしこのような公定歩合が下がった段階の中で、もう五％は政策金利と言えないというふうに思うわけでありまして、大蔵大臣のようにお考えであります。うか。五％がこのような、言えは国の政策によって生じておる異常な円高によって困っておる中小企業に対する政策金利として妥当かどうか、大蔵大臣のようにお考えになりますか。

○国務大臣(竹下登君) まさに井上さん御指摘のとおり、この金利を下げましたのは四月の八日からでございます。したがって、今日の各種プライムレート等からいいますと、私はいわゆる最優遇金利であります長プラでも現行六・四と同一水準としておるものが最も高く、その他はこれを下回る水準という方すべてが設定されておるところでございます。今の国際経済調整対策等特別貸し付けというところについては、私は極めて低い水準としてこの五・三というものが位置づけられてきた。本日に四月八日にやっぱかりでございますが、そういう考え方でよろしいでございます。したがって、恐らく長期プライムレートも、今公定歩合下げにいろいろ金利の変化がございまして、私はこの転換資金の五・〇というのはいやっぱ政策金融としての限界というものでないかという、今日時点そういう認識を持っております。

○井上計君 去る二十一日からさらに公定歩合が下げられて三・五％になりました。したがって、市中金利は預金金利と連動して当然安くなつてまいりましょう。また事実安くなつておるわけでありまして、今大臣は五％が政策金融の利率としては限度であらう、こういうふうな答えでありますけれども、やはりその原因は、問題は財投資金の財投金利にある、こう考えるのであります。これは大蔵大臣いかがでありますか。

○国務大臣(竹下登君) これはすべてがそれだとも言えませんが、大きな要因であると思っております。法律に定められるところまさにこの六・五％、法律では六・五％に特殊な金利を積むと書いてありますから、したがって恐らく井上さんのおっしゃったのは、今六・〇五だと、それが仮に連動すれば、いわゆるこれは預貯金金利等にも影響しますから金利のつかない預金が生じてくる、こういうようなことにもなるという状態であるから、その法律自体を改正する考えもあるいは含めての考え方かと思うのでございますが、各種金利状態を見なきゃこれはわかりませんので、今直ちに法律改正をお願いするという考えは今のところ持っております。

おりません

○井上計君 今大臣お答えでありますけれども、お答えになりました中にありますところの資金運用部資金法の法律の問題であります。昭和二十六年に制定をされました。当時やばり言えは高金利時代に定めた利率でありましたから、このような低金利、低成長の時代に果たしてこれがこのままではいかぬかという議論を私はもっとやばりしていただかなければいかぬと、こう考えるわけでありました。この第四條の「約定期間七年以上のもの」については「年六分」ということが明らかに書かれております。同時に、「資金運用部預託金で契約上の預託期間が七年以上のものに對しては、法第四條第三項の規定にかかわらず、同項第六号の規定による利率を附するはか、昭和三十六年度以後当分の間、大蔵大臣が資金運用審議会の意見を聞いて定めるところにより、特別の利率を附する。」というふうに定められておるわけでありましたから、この低金利、低成長時代でありましたからこれをやはり見直しをして、この法律改正を私はもう当然考えていくべきだと、このように思いますけれども、いかがでありますか。

○國務大臣(竹下登君) これは恐らくそういうお考え方であらうと私も思っておりますが、問題は、これは預託金利そのものになりますので、いわば厚生年金にいたしましても、あるいは郵便貯金等の運用に對する利回りにも逆の意味においてはなるわけでございますから、したがって貸し出しサイドだけを考えて対応するわけにも率直なところまいりませんので、各種金利動向を見ながら慎重な検討を要する問題であらう。おっしゃる意味は非常にわかりやすい話でございますが、そのように今直ちにというところまで踏み切っておらぬというのが実情でございます。

○井上計君 預託金利の金利等との関係もありません。また、一般の預貯金の金利とも連動するといふふうなこともありますから、今直ちにということとはまいらぬということは承知しておりますけれども、これがやはりこういうふうな情勢の中で

全く取り上げられないということについてはいかがであらうかという感じを多分に持っておりますし、また今大臣は、直ちにというわけにいかぬけれども検討するような、大体そういうふうな意味の私理解をしたわけでありましたが、検討していただく、同時に何か弾力的なひとつ措置によつて当面これを処理していく。現在の政策金融である五%の金利は、この資金法の点からいって、またその他のいろいろな厚生年金基金、郵便貯金等々の問題からいって簡単に議論できませんけれども、しかし当面直面上の問題としては、何かそこ方法をお考えいただく必要があるのではなからうかと、こう考えます。

そこで、またさらに具体的に要望いたしますけれども、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の収支は、基準金利と財投金利との間の利差が逆ざやとなるわけでありまして、そのために、大幅に内容が悪化をしております。五十八年以降は両公庫に對する補給金というものは年々増額されておる。六十年度は三百三十億圓、さらに六十一年度は予算上五百三十六億圓という、いわば両公庫に對する逆ざやの補給金が支出されることを予算上決められておりますけれども、これは六十一年度中小企業関係総予算の二千二百億圓、私はかねがね現在の総予算の中で中小企業関係予算が年々減少して、二千二百億圓というふうな予算は非常に少ない。事実また多くの中小企業者、中小企業団体はこの中小企業予算の少ないことに大変不満を持っております。しかし、現在の財政状況からいってやむを得ないといふふうな点で余り最近は大きな声は上がっておりませんけれども、依然として不満があることは確かです。その二千二百億圓という中小企業関係予算の中の約四分の一が両公庫に對するいわば逆ざやと申し上げていいと思っておりますけれども、この補給金であるといふことであります。

したがって、このままでまいりますと、ますますこの補給金をふやさざるを得ない。となつた場合には中小企業関係の予算をさらに食うわけであ

りますから、さらに中小企業対策は後退をする。

何のための中小企業対策か、何をやっておるのかといふふうな非難がさらにより多くなつてくることは当然だと、こう思うわけでありまして、そこで私は明らかに申し上げますけれども、補正予算の中で中小企業関係予算を増額して、当面この逆ざや解消、補給金の増加することについて対応していくといふこともぜひ考へるべきだと、このように考えますが、これは大きな問題でありますから、ただ単に大蔵大臣がここで明らかに約束とかあるいはうんと言ふわけにまいりませんけれども、そういう方向をやはり政府としてお考えいただくかなうか、このように考えますけれども、大蔵大臣、また総理も、この中小企業対策としての考えの中で、当面はやはり両公庫に對する補給金をまず考へていく、それによつて五%といういはば政策金融の金利をさらに下げることは可能である、このように思いますが、いかがでありますか。

○國務大臣(竹下登君) いわゆるこの補給金というものが、今おっしゃいます中小企業関係の一般會計の予算の中で非常に大きなウェイトを占めてきておるわけでございますので、ある意味においては中小企業関係予算の、もう一つの指導事業等は別として、目玉だなど、こういうふうにお考えになっておるだらうと思ふのであります。したがって、厳しい財政状況の中でこの補給金は増額してきた、こういう状態にあるわけでありまして、なお今後のいわゆる金融の推移を見させていたいただきたいと思つております。

○國務大臣(中曾根康弘君) 大蔵大臣が答弁したとおりで、もうその金利の連関等もあると思ひますが、しかしよく検討してみたいと思ひます。

○井上計君 特に、中小企業対策といふものについて、一段と厳しい財政状態はわかつておりますけれども、御配慮いただく。また、それが私は、現在直面上にある我が国経済の大きな試練でありまして、円高に對する対応の方法の大きなものの一つであらう、このように考えておりますので、

ぜひともこれは政府全体の問題として御検討いただき、まず先ほど申し上げましたようにこの資金法の法改正もひとつこの際お考えいただく。それは容易なことではありませんし、また他のいろいろな関連する問題が多いわけでありまして簡単にはいらぬと思ひますが、まずそれと同時に、あわせて当面の問題としては、この両公庫に對する補給金の増額を現在の中小企業の手算から削るのではなくて、別途ひとつその点をお考えいただくといふことを再度要望しておきまして、次に移ります。

次は、自治大臣に主にお願いをいたしたいこととありますが、去る三月の二十七日であつたと思いますが、地方行政委員会が自治省にお伺ひいたしました地方税の問題であります。そのときにも時間足らずで十分意見を尽くしておりましたので、再度お尋ねするといふことを御了承いただきたいと、こう考えます。

地方税の問題であります。所得税減税が強く叫ばれ、また要望され、また政府においても六十二年以降の税制改正については根本的な見直しを考へていただいておりますけれども、所得税減税といふことが正面に出ております。地方税については所得税といふば連動する形の減税といふ考え方がありますが、やはり独自に地方税を下げることであれば、これはこれとしてまた地方税の減税を考へていくことが必要であるし、また国民は税といへば地方税も国税も一緒なんですから、それで少しでも地方税が減額される、あるいは減額される地方自治体ができれば、やはり右へ倣えて地方自治体がさらに経営努力を行つていくといふふうな効果が出てくるであらう、そういう両面の効果から考へて地方税の減税をぜひやるべきだと、こう考えます。

ところが、現在、地方税を独自に減税することについては、地方自治体は自治省のいわばお許しがいただけないとできないといふふうなことを言つておるようでありまして、しかし実際には標準税率をこれは自治省が示されておるわけでありま

すけれども、一定税率については、これは地方自治体が勝手に税率を下げることもうできないのは当たり前のことであります。しかし、標準税率については地方自治体が独自の判断でこれを減税できる、減率できる、このような理解をしておるんですが、改めて伺いますけれども、それは可能であるのかどうか、あるいは自治省が認めないのかどうか、これらの点についてまずひとつ伺いをいたします。

○政府委員(渡辺功君) 地方税法の規定につきましては御質問でございますから私からお答えをさせていただきます。

ただいまの御質問の標準税率は、地方税法の第一条におきまして、地方団体が課税する場合に通常よりべき税率である、したがってこれによらないことができる、そういう性質の税率でございます。したがって、この法律上、財政上の特別の必要がある場合には、それを超えてあるいはそれを下回って課税することができるとは許可として、この場合、特別の届け出があるいは許可というふうなそういうことは必要がない、こういう仕組みになっておるわけでございます。

○井上計君 わかりました。

そこで伺いたしますけれども、現在、三千幾らの地方自治体の中で標準税率を適用しているところが大部分でありますけれども、超過税率を適用しているところも相当あるわけであります。特に市町村民税の法人税割等については千二百七十八自治体等々が超過税率を適用しておりますけれども、標準税率未満の自治体は一つもないわけですね。その理由はどのようにお考えでありますか。

○政府委員(渡辺功君) お話のとおり、現在、地方公共団体におきましては超過課税を行っている団体は相当な数に上っております。これらの団体の財政の状況を見ますというと、非常にその財政状況は厳しい、あるいは法律上もそうでありますけれども、特別の財政上の理由があるというこ

とで超過課税をやっておるわけでございまして、そういう事情が地方団体に広く実際の状況としてある、こういうふうな判断をしております。

○井上計君 確かに地方自治体は非常に財政上厳しくして、標準税率未満の税率は採用するわけにまいらぬという自治体もそれは数多くある、こう思います。しかし、今自治省がおっしゃるように、じゃ三千幾つの自治体が全部貧乏自治体だということとは違うと思うんです。私は、標準税率未満の税率を適用してもやっていると自治体はたくさんあると思うんですよ。その証拠には、もういつも問題になっておりますけれども、退職金が非常に高いとかあるいはラスパイレスが非常に高い給与、そういう自治体がたくさんあるわけですね。そういう自治体でも標準税率以上あるいは超過税率を適用してある。貧乏自治体でも標準税率未満というところも一方にありますが、金持ち自治体でも、富裕自治体でも実は超過税率を適用しているところはあるわけですね。それはどうお考えでしょうか。

○政府委員(特永義民君) 富裕団体であるかどうかという点については、なかなかこの判断が難しい面がございまして。今御指摘のように、例えばラスパが高いところもあるわけでございますが、そういうところはその是正を強力に指導いたしておりますが、それを是正することによって浮いてきた財源が要らなくなるということではなくして、そういう財源はやはり住民サービスに使うべきである。例えば公共施設の整備を進めるとか、そういう効率的な金の使い方をすべきであるということでございます。そういう財政需要の現状、あるいは住民ニーズの現状を踏まえた上で判断をするときに、いわば本筋にゆとりがあるといいたすか、財源が余っているという状況には今はないと思っております。

○井上計君 自治省としてはその程度のお答えしかやむを得ないと思いますが、現実には確かにラスパの高いところについてはいろいろな指導をされる、そうして余った財源は住民福祉あるいは地域

公共事業に云々という指導をされておりますけれども、なかなか進まぬわけですね。私は、標準税率未満の税率に減額できる自治体でもそれをやらない。依然として標準税率以上とおる理由の最たるものは起債の問題がある、こう考えるんです。すなわち、自治省は、標準税率以上の税率をとって自治体でなければ起債の申請があつても認められないでしよう。現在、認められた例はないでしよう。それはどういう根拠で起債をそういう場合認めないのか、その根拠は何ですか。

○政府委員(特永義民君) 御指摘のように、標準税率を下回る団体については地方債は認めないというところになっておまして、これは地方財政法五条という法律の規定で書いてあるわけでございます。

その趣旨でございますけれども、一つには、やはり基本的には地方債、借入金というものはなるたけ抑制をしていく、財政の運営の健全化なりあるいは財政運営の弾力化を図ることからして借入金金はなるべく減らすべきであるというふうに考え方を。したがって、標準的な税収の確保をしないまま借入金に依存するということは、やはり財政運営上、財政の健全性という意味から妥当ではないという点が一つございまして。

それからもう一つは、仮に今の時点で若干そういうゆとりがあるとしたとしても、しかしそれは将来にわたって未来永劫にそういうゆとりがある状況かどうかかわからないわけでございまして、したがって現在の住民負担を軽くし、起債に依存することによって将来のいわば納税者に負担を転嫁するといいたすか、世代間の負担の公平という観点からしても問題がある、そういう観点からこの法律の規定があるわけでございます。同時に、実態面、現在の財政の実態面は先ほど申し上げたとおりでございます。

○井上計君 過去のそういうふうな考え方をそのまま現在でも踏襲していることが地方自治体の実態からして適当かどうか、いいのか悪いのかという議論を私はすべき状況にある、こう思うんです。

ね。おっしゃる通りに、確かに標準税率を下回るといふような富裕団体は何も借り入れをしなくてもいいではないか、自主財源内ですべてやる、これは確かに理屈です。しかし、地方においても公民館あるいは市庁舎等々もありますけれども、そのようなものを建設する資金は通常財源内では出てこないのは当たり前です。やはりそれは国の建設公債と同じだと思ふんです。だから、地方自治体が特例公債的な起債についてはこれは標準税率以上であつて、なおかつそれで金がないから認めないというのはこれは理屈として当然だと思ふますけれども、国のやはり建設公債と同じように将来子孫に残す、その市町村民に残す財産、社会資本をつくるためのそのような起債は別の考え方であつていいのではないかと、こう思うんです。

だから、はっきりとある自治体においては標準税率を下げられるんだ、未満でいいんだ、下げられるんだ、しかし下げたら起債が認められない、したがって各種の事業ができないから標準税率そのままを適用しておるのだという団体があると私は仄聞しておるんですが、自治省はお知りかどうか知りませんが、私ももつとやはり地方自治体の経営努力を評価するような方法、したがってそれは標準税率未満のところであつても、やはり積極的にそういうところの事業についての起債を認めるといふふうに地方財政法を改正していいと思ふんです。いつまでも地方財政法にこだわつておつたのでは地方自治のやはり活力というものはなかなか出てこないと思ふんです。だから、信賞必罰ではありませぬけれども、経営努力して地方自治の標準税率を下回る、そういうところになおこういうふうな事業をやるといふところには積極的に私は起債を認めて、むしろその方が地方の活性化に役立つし、税率を下げることに比べてやはり市町村の要するに住民に対する還元といふふうなことになるわけですから、私はそれが本筋の地方自治だ、こう思うんです。

よく自治省は、地方税は公平であらなくちゃい

かぬ、こう言うが、事実そうだと思います。憲法にもそうある。しかし、地方税が公平であるというところは、何も富裕団体でもあるいは貧乏団体でも同じ税率をとりなさい、それが公平だということじゃなくて、やはりその努力の結果を住民に還元する、その最大限努力する方法をつくること、私は公平だ、こういうふうに考えるんですが、自治大臣、どうでしょう。

○国務大臣(小沢一郎君) 地財法の基本的な考え方につきましては、先ほど来政府委員から答弁がございました。基本的に、一般論といたしまして、先ほどの答弁ありますように、世代間の問題とかあるいは地方財政そのものの健全化ということになるわけでございますけれども、今日の三千三百幾つの地方公共団体の実態を私全部わかっておるわけではございませんが、先生のおっしゃるような状況に地方団体が仮になつてきて、そしてそのような場合に地方自治体の判断、裁量、経営といひますか、その余地を仕組みの上でも考えていたらいひではないか、簡単に言えばこういうことであるかと思ひます。

私どももいたしましては、基本的な原則というものは、これは全国画一的、一律的になりがちですけれども、本来的には自治体それぞれ自分たちのことは自分たちで考えてやっていくというのが地方自治の基本的なバックボーンにあるわけでございまして、その意味においては現実の段階でそのような形を果たしてとり得るだけの状況になつていくかどうか、これは現実判断として難しいと思ひます。

しかしながら、先生の御指摘のような状況になり、しかもそれで地方自治体の本来の自治、そして地方財政上もそれでやっていると、そういうような判断ができるような状況になりつつあるとすれば、地財法の考え方もその中で何とか取り入れていくかどうか、その点について考え方として検討していく一つの御提案である、お考えであると考えております。

○井上計君 時間がありませんから多く申し上げることを省略します。

地方議会の議員からよくこういうことを言われるんですね。もつと我が市は、我が町は標準税率を明らかに下げられる。だから下げろと言うと、理事者側は、自治体は認めてくれません、こう言うそうです。それは自治省と折衝すればいいのではないかと言うと、その場合に起債が一切認可されません、だから下げろことは可能でありますけれども起債が認可されませんから下げられませんが、全部これで済んでいるわけですね。だから、努力すれば標準税率を下げられる自治体がたくさんありますよ。

それは自治省は御存じないですよ。というのは、地方自治体はもう自治省を非常に怖がついてるわけですね。自治省の御機嫌を損ねたら大変なことになる。それは自治省の皆さん方はお気づきでないが、我々は直接聞くことがありますよ。自治省は大変怖いんです、もう自治省の権限は物すごいんです、自治省の機嫌を損ねたら我々非常にやりづらくなります。こういうことを盛んに言つておるわけですね。これは事実かどうかは別として、しかし自治省を大変いば畏敬していることは間違ひなからう、こう思ひますが、したがって今大臣お答えのように、そういう実態を調べて、そしてそれで可能なところなら地財法の改正云々と言われまふけれども、私は逆に地財法を先に改正して、こういうことであるから標準税率を下げても起債の認可ができますよ、だから地方自治体はもつと努力をなささい、こういうことにすべきであらうと思ひますが、時間がありませんので以上提言にとどめますけれども、大蔵大臣も御関係あることですから、大蔵大臣、どうお考えでしょう。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる建設地方債等を発行して活力を持たすとかあるいは標準税率までに至らない税でもって消費を刺激するとか、そういう観点の考え方はございまして、財政の健全性の方から申しますと、結局標準税率以下にしておいて、そしていかに後世代に資産は残るとは

いえ別途起債をするというのは、ある意味においては生きとし生けるものの負担を後世代に転嫁するといひ、私どもが建設公債に際しても非常に悩みを感ずると同じ、財政の健全性という問題からいへばそうしたポイントはやっぱり残るな、こういう印象で今お話を承つておりました。ただ、私の出身地がそういう状態にないから実感としてこなかったのかなという反省もないわけじゃないと思ひます。

○井上計君 もう時間がありませんから、最後はさらに意見だけ申し上げておきます。

大蔵大臣おっしゃったことが私はわからぬわけじゃない。しかし、大都市及び大都市周辺の自治体は、大臣の御出身地とは大分違うわけですね、財政状況がかなりいいですよ。だから、非常に高い退職金あるいは非常に高いラッシュ給等々あるわけですからね。私は、やはりそういうふうな自治体に対しては、もつと経営努力をし、その努力の成果がもつと住民に還元できるような、そのようなやばり地方自治、地方政治というものでなくてはいいかぬ。そういうふうなことに對する地方自治の不満が、国民の側から見ると地方政治も国政も同じことですから、全部国政の不満になつていくというふうな、そういう傾向もありますね。

だから私は、確かに地方財政も健全化を考えなくちゃいけませんけれども、何も標準税率を下げたから直ちに地方財政がおかしくなるというところとは全く違うと思ひます。この根拠は、そういう意味で、いづれにしてもそういうふうなことを含めてやはり真剣に検討をしていただく時期にある、このように考えますので、特に御答弁を求めませんが、再度要望して、これは総理もお聞きいただいておりますから、総理にも十分行政改革の一環としてお考えいただくように要望しておきます。

質問を終わります。

○下村泰君 本法案に関連して、障害者のことでまた再度お尋ねさせていただきます。

先般来、身体障害者更生援護施設に係る費用の徴収についていろいろお尋ねしてまいりました。障害者の方々が身を挺して厚生省の前に座り込みまでやりまして、できるだけ本人徴収のみにしてくれ、扶養義務の親たちには迷惑をかけないようにしてくれというようにことが主眼で座り込みまでやりました。彼らの話を聞いておりますと、無理もないという感が随分いたします。

と申しますのは、あの身体障害者の方たちの中には、親子の間で大変な闘争までやりまして、親の介護を受けずに、親から離れて自立のために一生懸命努力をしているグループもおられるわけなんです。中にはそのために親と対決したというグループもある。あの体の不自由な方々が自分たちみずから自立するためにそこまでやっているのかな、大変なことなんだというふうにも私も感じました。また、そういう方々以外のグループもいろいろあります。そして、そういう方々の悲願というのは、あくまでも費用徴収の件について、自分たちででき得る範囲のもの、そして扶養義務の者からは取つてくれるなというふうなものが彼らの意見でございました。

先般、補正予算の委員会でもお話をいたしましたときに、総理からお言葉をいただきました。厚生省の方々も一生懸命何か研究なさつてくれたんだそうです。そして、お話し合ひもいたしました。何らかの形があらわれてくるやに承つておりますけれども、その後どういふふうに進展したのか、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小島弘仲君) 障害者の方々にもたびたびお話しして、向こうの御主張も聞くというふうな会合を重ねてきております。まだ先生御指摘のように、完全に御理解を得るというところまでは残念ながらいっていません。我々としても、障害者の特殊性あるいは今回初めて扶養義務者も含めて障害者が費用徴収の対象になる、そういう事情も勘案しながら、できるだけ合理的な処理しながら無理のない御負担をお願いするような方向で

今最後の詰めを行っております。

○下村泰君 きょう二十四日ですから、きょう全国係長会議が開かれるはずで、その会議の中に当然費用徴収の基準というふうなものが出てきていると思うのですが、今ここで教えてくれと言つても無理でしょうけれども、それは徴収される方にとって喜ばしいような形でまとまってきたらいいですか。

○政府委員(小島弘仲君) 現在、都道府県の担当者会議をやっておりますが、そこに最終的に告示し得る段階には至らないんじゃないかと、こう考へております。ただ、現在までの経緯その他について十分説明し、今後具体的な基準を追つてお示しするという取り扱いになろうかと考へております。

ただ、我々といつても、それぞれ例えは障害者につきましても老人の方々と違つた日常生活の需要もあるだろうということを勘案いたしまして、そういうものも費用徴収の中で十分反映できるように考へてまいりたいと思つております。

○下村泰君 局長に再度お尋ねしますけれども、現在本人のみの徴収ということでお尋ねしたんですけれども、扶養義務の方の問題、これはあれを見ますと親だけでなく兄弟その他三親等まで及んでおるんですね。こういう扶養義務の方の問題はどういうふうに進展していますか。

○政府委員(小島弘仲君) これもいろいろ毎度申し上げますように、社会福祉制度全体の中の調和等を考へるといろいろ難しい問題がございます。ございますが、今回身体障害者につきましてもは全く新たに本人、扶養義務者の費用負担が出るというのを考へまして、扶養義務者、これは全然取らないというわけにはまいりませんが、御指摘のような広範なものを何とかもう少し絞り込むことができないか、端的に、そういう方向で今検討はしております。

○下村泰君 そこでもう一つ児童家庭局に伺いますけれども、精神薄弱者の問題はこちらの方で取り扱っているんですね。それで、精神の収容施設の方々も今度の例えは今社会局の方でやりなつていらつしやるような方向に進めることができないか、それとも現状維持なのか、お聞かせください。

○政府委員(坂本龍彦君) 精神薄弱者施設の費用徴収につきましては、現在の段階で既に本人あるいは扶養義務者という範囲から徴収をさせていただいております。ただ、現在本人の方につきましても実際上ほとんど所得がございませんから、扶養義務者の方の主として税額を基準にいたしまして、所得能力を判断してそれに応じて費用の負担をお願いしております。

この問題につきましては、昨年の暮れに関係の審議会からも御意見が出まして、年金制度の充実に関連いたしまして本人の方からある程度の御負担をお願いすべきではないか、それから同時に、扶養義務者の負担のあり方につきましてもこの際見直したかどうか、こういうことでございまして、現在いろいろと作業を進めておりますけれども、考へ方といつしましては先ほど御質問のありました身体障害者も精神薄弱者も障害者であるという考へ方から、できるだけ基本的に同じような考へ方で今後の徴収のあり方を決めていこう、こういう前提で現在作業を進めておる段階でございます。

○下村泰君 大変向うとも前向きな形で御審議、研究くださつておられるということ、とても私はありがたいと思つております。実際にこれがそういう方向に向かつて結果が出るように、厚生大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(今井勇君) 局長が答弁いたしましたように、先生がおっしゃいますような方向、あるいはまた今政府委員が答弁したような方向でひとつ、いずれにいたしましても精神薄弱者も身体障害者も同じく障害者でございますので、両者の費用徴収基準につきましても基本的には同じ考へ方に立つてやるべきものだ、こういうふうな考へて同じその作業をさせておるところでございます。

○下村泰君 ありがとうございます。

総理大臣にはお礼を申し上げます。この費用徴収問題が出てから身体障害者の方々が疑心暗鬼にとらわれて非常に悩んでいらつしたんです。ところが、先般私が質問いたしました、総理が一言お答えになったために、それは厚生省としては頭が痛かつたことと思つて、自民党のある厚生部会の先生に私に言われました。総理は何にもわからないから余計なこと聞いてくれるな、殊に総理は大蔵関係じゃないんだから、大蔵の経験がないからお金の方に關しては非常に無関心だからうっかりしたことを聞いてくれるなとくぎを刺されました。けれども、総理の一言によりましてその方々が非常に今明るい心になつております。厚生省は悩んだことだと思つておられます。しかしその一言によりましてその方々がどれだけ救われているか、精神的に。お礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、今度は文部省の方に伺います。私の手元に、五十六年の資料で「我が国の特殊教育」という、こういうパンフレットがあります。これを拝見しました。せんだつて海部文部大臣がお答えくださったように、「特殊教育を必要とする児童生徒に対して適切な就学指導を行うことは極めて重要なことです」、こういう書き出しで就学指導ということである書いてございす。その中で各市町村の教育委員会あるいは医師、教育職員、児童福祉施設職員、こういういろいろな専門家が寄り寄り寄つて、就学する児童の区分けといふでしょうか、こういうところへ行きなさい、こういう学校へ行きなさいというようにことが指導されるということが書かれてございます。

これに關連しまして、この間もお尋ねしたんですけれども、九歳という年を迎えながらも三歳の児童以下の能力がなく、しかもどこへも行くことができない、ですからあなたは自宅で療養なさうい、こういうふうな押しつけられている子供さん

もいるわけなんですけれども、改めて文部大臣に伺いますけれども、こういうお子さん方も就学をしたい、あるいは学びたい、何とか自分で勉強もしたい、こういうお子さんもあるわけ、あるいは親御さんもあるわけですが、どういふふうになさいますか。

○国務大臣(海部俊樹君) この前先生から具体的に御指摘もあり、私の方でも調査をしてみたいのでありますが、ただいま就学義務の猶予または免除の措置というのによりまして、いろいろな状況のために学校に就学することを免除されている児童生徒数は六百八十二名、これはむしろ生命、健康の維持のためには病氣治療に専念された方がその児童生徒のためになる、こう判断をいたしました。このことは保護者の申し出という形においてそれが行われております。なお、ほかに七百六名の方が今これは同じ免除措置を受けておりますが、少年院、教護院等においてそれなりの教育をここで受けておつていただく。

したがういまして、具体的に御指摘のように就学の希望を持つておる児童生徒をどの学校にも入れないで放置してあるというふうなことは私どもの調査ではないはございまして、ただ都道府県の就学指導委員会御検討しますときに、親の立場から、この学校は行きたくない、ここの学校へ行きたくないという御希望が強くございまして、強制的に処置したり学校へお連れするわけにはまいりませんので、そういう状況も、わずかな例だと思つてはあろうかという気はいたします。

いずれにしても、その児童生徒の持つていらつしやる障害の程度に応じて、その方に最もふさわしい方法で教育を受けていただく。どうしても学校へ来れない方は教師の方から出向いて巡廻指導をするという制度等もただいま教育委員会を通じて行われておりますことは先生も御承知と思つておりますので、申し上げさせていただきます。

○下村泰君 ありがとうございます。総理、御自分でお話しになったことも日にちが

たてばお忘れになると思いますけれども、ここに私切り抜きを持ってきたんです。一九八四年、おとしの二月二十七日、NHK総合テレビ、夜十時、「総理にきく「教育の心」」、中曽根康弘、聞き手広中平祐、加賀美幸子。こういうお時間に御出演になった覚えがございませぬ。このお時間の中でこういうふうなことを総理がおっしゃっているんです。「それに」というのは何か前段にお話があったんだと思います。

それに、また、障害児の扱い方や教育の方法なんかもね、日本ではまだ未開発ですよ。アメリカあたりはかなり進んでいるし、ヨーロッパでも進んでいる国がある。そういう、その、障害児の教育をどういうふうにしていくか。普通の学校の教育と、障害児の教育、子供を連れてく、一緒に、ミックスする必要がある。そりゃみんな生きたいし、勉強したいし、人並みのことやりたいんですから、生きる、勉強する力を自分で伸ばしてやるというやり方、必要ですね。そういうような問題もありますし、さまざま問題が出てきています。

次に「新しい問題が」と、これまた別の話に入っていくんです。これが放送されたときに、障害児を持つお母様方が物すごく喜んだというんです。それは総理お聞きになっていないでしょう。これはもう大変な、総理のこの言葉で障害者あるいは障害児者を持つお父さん、お母さん方、関係する方々は我が意を得たりと喜んでます。

ところが、そういうふうに喜んでいるのもつかの間で、これはおとしの四月九日です。佐賀県立神埼高という高校があります。ここへ入ったお子さんは、理髪業をやっております羽根十四郎さんという方の長男で、裕之君十六歳。

小児マヒのため両足が不自由だが、小学四年の時分からこれまで母親ミヨ子さんの送迎で普通学級で学んだ。昨年春「高校生活」と、自宅に近い同校を受験、「障害を含めた総合判定」で不合格になったが、養護学校へは進学せず、

一年間、独学で、浪人してきた。今春の入試は、実は再挑戦。全力投球した。二日目の試験終了後、介添えのミヨ子さんは、高校側が用意した誓約書への署名、押印を求められ応じた。「通学、階段の昇降などは保護者が行い、教職員、生徒の介添えは期待しない」「施設は現状のままで異存はない」「不測の事故、好意の介添えなどによる事故があっても責任を問わない」などの内容。

これについて、志岐常文県教育長は「羽根君を迎え入れることで、学校の円滑な運営に支障があつては困る。基本的には学校や級友の善意に頼らず、保護者側の責任で学校生活を送るということを確認させてもらった。両親も納得したことを認めている。ミヨ子さんも「中学校では、同級生たちの手助けで無事卒業できたが、入学時に誓約書を提出しました。今回同じで、入学後の責任は私の方で負います」と話す。

文部省によると、高校は義務教育ではないので、障害の程度に応じた判定をしており、誓約書提出は異例というわけではないという。しかし、学校側が口頭で保護者に協力を求めるのが普通で、河原教授は「誓約書を取ることは、障害者を体よく追い出そうとしているといわれてもやむを得まい。その内容は、友人付き合いですなというのと同じだし、しかも合格発表前、退学条項まで入っているとは、人権侵害の疑いもある」と厳しく批判している。

こういう記事が載つておるんです。こういうことに関して、文部大臣並びに総理大臣のお考えを承りたいと思います。

○政府委員(高石邦男君) 具体的な内容について詳細を報告受けておりませんので承知しておりませんが、一般論で申し上げますと、それぞれの高等学校が障害の程度に応じて教育可能である者の入学を許可する、許すということは当然あり得るわけでございます。その場合、学校の条件が施設

設備等整っていないという場合がございます。そういう場合に、一定の不自由を与えるというところもございませぬので、そういうことをよく承知してこの高等学校に来てもらいたいということの事前の情報の交換というか、そういうことは必要ではないかと思つておるんです。そういう高等学校が受け入れた際には、障害者が教育を受けるにあつた環境の整備を漸次整備していくという努力は続けていかなければならないと思つておるんです。

したがって、佐賀県における具体的な取扱いについてそういう状況下でまだ施設設備等が十分整っていないという中で不自由をかけるという意味から、そういう話し合いが事前に行われたとすればやむを得ないことかと思つておるんですが、そのゆえに障害者が高等学校へ進学することを差別する、忌避するということとは適当でないと思つております。

○委員長(嶋崎均君) 下村君、時間です。

○下村泰君 言葉が足りなかつたのですが、「障害者を普通学校へ・全国連絡会」の代表世話人河原一男長崎大教授が、大変人権侵害であると怒つていらつしやる、こういうことなんでございませぬ。いかがでございませうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 国連の身体障害者に関する基本的な観念でも参加と平等ということをおっしゃるので、日本もその精神に基づいてやっておらなざるを得ませんし、やるべきであります。したがって、障害者でも意思と能力のある、特にやりたいという願望、そういう強い願望を持つて一生懸命やろうとする人たちに對してはできるだけこれを受け入れて、平等に普通並みに扱つて一緒に励むというのがやはり正しい精神だろうと思つておるんです。

今の具体的なケースの問題については、教育委員会なり当該の学校がお決めたことと、我々は干渉する意思はありませんけれども、しかし方針としては、今のようなり方は必ずしも適切ではない。お入りになってから三ヶ月とか半年はすぐ施設が間に合いませんから、まあしばらく御勘

弁ください。しかし、その間にもできるだけ県とも相談をして施設をつくらせます、そういうような話なら話はわかると思つておるんです。そういうやっぱり愛情のこもったやり方でこの問題は解決しなければ教育の本質と両立しないと、私は思つております。

○下村泰君 よく総理のことをタカ派タカ派なんと言いますけれども、私はそうは思つておりません。非常に人間味のある心、優しい総理大臣だと思つておりますので、どうぞひとつ、これからは身体障害者の問題については温かいお心で見守つていただきたいと思います。ありがとうございしました。

○委員長(嶋崎均君) 午後一時に委員会を再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時二分開会

○委員長(嶋崎均君) ただいまから補助金等に関する特別委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

○高杉勉忠君 私は、まず生活保護と国庫補助の関係について伺います。

生活保護法では、他の福祉法と異なつて国と地方自治体の共同の責任ではなく、国の責任であることが明らかに規定されているところでありませぬ。

そこで、この際、確認の意味も含めて伺いますが、その理由はどうのような点にあると認識しておりますか。まず厚生大臣に伺います。

○政府委員(丹羽雄哉君) 生活保護の問題につきましては、先生御案内のように補助金問題検討会におきまして結論が出されておるわけでございますが、私どももいたしましては今後とも国の機関委任事務として実施するべきである、このように考へておるわけでございますけれども、地域住民

の福祉の向上の確保という点から考えまして地方にもそれ相応の負担をしていただきたい、このように考えている次第でございます。よろしくお願ひします。

○高杉勉忠君 そのような理由からしますと、本米国が全額費用を負担することになります、それを国が八割、それから地方自治体が二割、これに定めた理由、これはどこにあるんですか。

○政府委員(小島弘伸君) 確かに全額国という考え方もいろいろ議論の過程であったようでございますが、いずれにいたしましても国が最終的に責任を負う。同時に、地方公共団体も地域住民の福祉、生活についてはそれなりの責任があるわけでございますので、そういう分担を明らかにする。相協力しながら遺憾なきを期していくという趣旨で、地方公共団体にも一部負担願うという現在の姿に落ちついたものと承知しております。

○高杉勉忠君 その理由、もう一つはつきりしませんけれども、ある面ではもっともらしく聞こえるんですが、権限の配分ですね、機関委任事務方式をとって、そして自治体を実施の主体として位置づける。そういうことになると単なる財政負担の押しつけ、こういう理由にしかならない、こういうふうには私は考えられます。その点はどうか。

○政府委員(小島弘伸君) これは毎度申し上げておりますように、国が最終的に責任を負う仕事である、統治機構としての国が最終的に責任を負う。その実施に当たっては、先生御指摘のように地方公共団体が国の機関委任事務としてこれを処理願っているわけでございます。この機関委任事務として処理願っているものについてもいろいろ負担のあり方があろうか、こう思っておりますが、地方財政法の十条におきまして、生活保護は列記されておる事項と同じように「国と地方公共団体相互の利害に關係ある事務」として位置づけられておまして、やはり相協力しながら円滑な実施を図っていくべき仕事であると考えております。

○高杉勉忠君 さらに伺いますけれども、昨年来予算の概算要求から年末の予算編成の過程でですね、この中では生活保護について国の負担八割、これを三分の二に軽減するというところで、大蔵大臣もお見えですが、大蔵省、厚生省が合意した、こういうような報道もあるわけですね。私も各方面に当たってみました、どうもこれは大蔵大臣、事実のようでありましたが、御承知のように憲法第二十五条、これに基づく基本的生存権、これについては権利になっていきます。局長、きょうは政務次官もお見えであります、社会保障を守るべき厚生省、これはもつとしっかりしていただかなきゃならない、こう思っています。

そこで伺うんですが、生活保護の国の責任、それから今によって来る財政負担のあり方、これはどういうふうな考えでおられるのか、厚生大臣から伺います。大蔵大臣にもあわせて伺います。

○政府委員(小島弘伸君) 生活保護につきましては、現行法上、国の責任において実施すべき制度として明確に位置づけられておまして、先般の補助金問題検討会におきましても、今後ともこれは国の機関委任事務として国の最終責任で行うべき事務であるというふうに位置づけられております。また、それに要する費用の負担については、先生御指摘のように、その全額を直接国が負担すべきだという御意見もありますが、現行法におきましても、地域住民の福祉の向上の確保という点におきましては、地方公共団体も国とともに責任を有しているという見地から、国がすべて直接的にその全額を負担するのではなくて、地方に一部負担願うという体系もまた妥当なものと考えておりますし、より合理的ではなからうかというふうな考えでおります。

しかし、制度の運営につきましては、先ほど申しましたように国が最終責任を負う、非常に国の責任が重いということでございますので、これは国の負担割合というのはいくらも高いところから位置づけられていていいんじゃないか。他の福祉施策と横並びということよりもやはり高い負担と

いうことでその姿勢も明示してしかるべきものだというふうな考えでおります。

○高杉勉忠君 三分の二、あったかどうか。

○政府委員(小島弘伸君) 補助金問題検討会におきましては、生活保護の今後の補助率のあり方についてはいろいろ御議論があったようでございまして、全般的に、補助金問題検討会としては今後国と地方との相協力して処理する事務につきましてはやはり半々で責任を持つものは二分の一補助、それから国がより重い責任を負うものは三分の二、それから地方が主として責任を負うものは三分の一という体系に整理すべきじゃないか、そういう合理化を図りながら進めるのが妥当ではなからうかという御意見もありまして、それを踏まえて生活保護は三分の二という意見が出たようでございますが、それとともに、一方ではやはり従前の経緯も尊重して十分の八であるべきだという御意見もあつて一致しなかったというふうに報告書でも明示されております。

したがいまして、厚生省といたしましては、その補助金の体系を明確に整理していくという考え方にのっとるとすれば、やはり三分の二という補助率の一番高い方とを生活保護の補助率として国の姿勢を明示するというふうに理解しております。

○国務大臣(竹下登君) おとしの暮れに議論をいたしましたのをちょっと整理いたしましたので、早口で申し上げます。

昭和二十一年の旧生活保護法制定当時、これは戦争被害者が多くて日本全体が絶對的な窮乏、地方財政は特にあつてなきがごとしと、このような状態にあつて一定の給付水準、行政水準を確保するために高率の国庫負担を行う必要があつた。だから、戦前の救護法時代は、御案内のとおり国の負担が二分の一とされておりましたが、終戦直後の一時期はしたがって全額国庫負担と、こういうことであります。

それからその次、随分議論をいたしましたことでございまして、これはGHQの指示がありまして、まあ昔話だと思つて聞いてください。大蔵省が二億円、厚生省が八億円と、こういうことをやったら、GHQからばんと三十億来まして、そのときは三分の二、三分の一の地方にしようと思つたが、GHQの指示は三十億ばんと来まして、それからがっていわゆる八対二にしたわけですね。それからその地方負担を導入する理由、ちよつと現代離れておられますが、乱給や怠惰な者をつくることを防ぐために一半の責任を地方に負つてもらふ、こういう議論があつて、それから新生活保護法へ来ておまして、これが昭和二十五年でございまして、このときは国庫負担率については国会においては特に議論はなかつた、こう書いてあります。それから社会福祉事業法ができて、福祉事務所ができたところから町村が外れていくというやうな経過を今日たどつておるわけでございます。それで、その昭和二十九年の予算編成のときは、予算編成方針では半々にしましたが、これは厚生省の反対で現状維持と、こういうことになつております。

したがって、それが続いてきて、いわゆる昨年の場合は一年間かかつて検討しますからとありえず暫定で、アバウト、おおむね一律にしてくださいというところで十分の七にして、こゝしは先ほど話がありましたように大体基本は半々にしよう、しかしより国の重いものは三分の二にしよう、より軽いものは三分の一にしよう、と、三刻みに補助率を整理して、それを私どもが主張した。が、検討会でも両論併記になったものですから、したがって妥協とでも申しましょうか、昨年どおりというところで落ちつきは政府一体の責任で十分の七とすることにしたら、暫定にした理由のやうばり大きな一つは、両論併記であつたということが暫定とした一つの大きな理由でもある、こういうふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○高杉勉忠君 今大蔵大臣からお話をいただいて、検討会でも国の負担については三分の二と十分の八、これが両論併記になつておるわけですね。したがって、この問題に対する検討会の審議

の経過を私はやっぱり具体的に詳細に明らかにすべきだと考えるんです。

そこで、従来も私どもにお願いをしておきましたが、こういった検討会それから審議会あるいは研究会、名称のいかんを問わず政府案の決定のよりどころに使うわけでありまして、結論だけではないでやほりそのプロセス、これを明らかにすることが国民への責任だと思ふんです。したがって、ぜひ詳細な議事録は提出すべきである。いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) この問題につきましては、本当は、どんな資料にするか考えまして、率直に言つて。だが結論から言いますと、ここで議論しているようなことが経過なんです、結局、そうしますと、この報告を詳しく読んだら、結論から言つてこの報告の順番を変えて出すようなことになつてもこれは不親切きわまるということ、速記録をとつていけるわけでもございませぬし、したがって個々に説明に行きまして、こうなりましてというところで御了解を得るしかない。ここで長く議論しておるよりも、実際問題工夫してみましたが、何だか順番を入れかえたようなものを出してみても不親切きわまることですから、やっぱり要するにこの報告を口で、先生、あなたがこの間議論しておられたような話でございましてと言つた方が一番わかりやすい、結論から言つてそうなりまして。

○高杉勉忠君 私は、大蔵大臣、ここで議論することも当然なんですし我々はわかります。やはり国民一般が非常に関心を持ち、特に自治体も関心を持っておるわけですから、国民に明らかにするものも政府の責任だと思ふんです。だから議事録も出して下さい、あるいは従来の検討会の責任者もこの委員会に出席をして、どういふ審議経過というか、これを明らかにすべきだ、こういうのが私どもの主張なんです。その点を生かしてもらいたいと思ふんです。いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 結局、今差し上げております「補助金問題検討会の議論の内容について」

と、議論してみるとこれに尽きるということになるわけでございます。議事録はもちろん、速記等とはつておらぬわけでございますが、だから何かないかと思つて本当に苦労してみましたが、結論から言つてお出ししたものがまさに補助金問題検討会の議論の内容ということになつてしまふ。それはお出ししております。(いや出してないじゃないか)と呼ぶ者あり) いや四月二十二日に、参議院補助金等に関する特別委員会、委員部提出資料というのを差し上げて、これが大体私も考えてみましたが、まあいいところだなど。いいところだなどというのはいさよと表現がおかしいんです

○高杉勉忠君 大蔵大臣の言われたのは、議事録というよりも検討会の要約だと思つておりますが、それですか。

○政府委員(保田博君) 補助金問題検討会の議事録という御要望でございますが、衆議院の段階でも御議論をいただきまして、参議院の特別委員会でもそういう御要求がございました。でござい

ますけれども、この検討会におきましてはいろんな立場の方々に率直に御意見をお述べいただくというところから、非公開という前提で速記もとらないで会議を進めていただいたわけでありまして。またおめられた検討会の報告は、一般の審議会等における報告と違ひまして、結論のほかにいろんな意味での少数意見といったようなものも並べてございまして、それらを総合してごらんいただければ、検討会の十二回の審議の中身もそれぞれのテーマについて、一方ではこういう御意見もあり、他方では異なる御意見もあったというようなことがよくおわかりいただけると思ふわけであり

ます。特に生活保護につきましては、先ほど来御議論になつておりますけれども、ああいうところ

でよくあらわれておると思ひます。なお、その検討会の報告を多少順番を並べかえまして、検討テーマごとに結論らしきものあるいはそれに至る経過で出されました少数意見といつたようなものはこれを取りまとめまして、先日委

員部の方に御提出申し上げております。

○高杉勉忠君 これでしよう、表紙は。

○政府委員(保田博君) ちょっと存じませんが、「補助金問題検討会の議論の内容について」という資料でございます。

○高杉勉忠君 報告についてはわかつています。が、私の言うのは詳細な議事録を、特別委員会まで設置してやる重要な審議ですから、できるだけ詳細については提出すべきだと、こう言っているんです。

それからもう一つ、委員長にもぜひひとつ実施していただきたいのは、そういうことも含めまして検討会の責任者の方に御出席をいただいて、議事録が出ないのだから直接お話を聞くことも必要だと、こう考えるんです。委員長にお取り計らい

いただきたいと思ひますが、いかがですか。

○委員長(嶋崎均君) ただいまの高杉君の御意見につきましては、そういう方向で出席ができるかどうかというところについて、現在、至急に連絡中

でございます。で、御了承願ひたいと思ひます。○高杉勉忠君 そもそもこの補助金の問題については、一部に言われておりますように、補助金を縦に切らないで不要なものは削つていく、一律カット、一律引き下げ、こういうことでは自治大臣、自治体も私はいさよいうことでは納得しないと思ふ

んです。自治大臣いかがですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 先生御指摘のように、補助負担率の問題につきましては、私もいわけゆる財政のみの理由で一律に負担率を切り下げると

いうようなことはすべきではないし、本来、何回も繰り返して申し上げなければ、国と地方の事務事業等々あるいは役割分担、そういう形の中で国と地方の責任の度合いに応じてこの補助負担率を決めていくべきである、そのように考えておりますので、考え方としたしましては先生の御指摘のとおりのことであると思ひます。

よる影響緩和に使われている、こういうふう

うんですけれども、その使途、それから交付の内容ですね、どういふように行われているのか、ここに明らかにしていただきたいと思ふんです。

○政府委員(小島弘伸君) 御指摘のとおり、補助率が六十年、従来の十分の八から十分の七というところになったことに伴ひまして、急激な負担増を緩和するという趣旨と合わせて生活保護の円滑、適正な運営を図るという趣旨で二百億づき

しました。これは、十分の八と十分の七との差の大体一三〇〇ぐらいに当たる金額かと承知しております。

これにつきましては、こういう趣旨のものですから、当時の予算の審議等におきましてもこういう趣旨で使うというお話を申し上げていたところ

でございまして、具体的には昨年の十一月に自治体が市であるところに対して、また県について

は本年の三月に交付を行ったわけでござい

ます。が、そのうち五百七十六に配りまして、四百十九が不交付という扱いになっております。これは、基本的な考え方といたしましては、やはり財政的につらいところを中心に配る。財政力指数と申しますか、不交付団体をちよつと上回る財政力が一・一ぐらいのところまでを原則として対象にする。それから、小さいところはど

と、こういう経緯でございます。

○高杉雄忠君 したがって、やはり十分の八から十分の七、さらに三分の二と、こう行くわけですね。しかし、具体的にそういうところでも激変緩和をしなければならぬし、基本的にはそういう財源措置が必要だと、こうなるわけだから、まずまずこれは自治大臣、自治体としてはそういう一律にやられると大変なことになるわけですよ。ですから、これは基本的にやはり国は原則として全額、こういう方向へ行くべきが至当だと、こういうふうな考えなんです。財源対策ですね、このマクロの段階での取り決めが具体的に個々のミクロ段階でどう反映するか、これがやっぱり問題である、こう考えるんです。建設地方債等による財源振替え、これは少なくとも地方自治体の当初予算編成段階では未確定要素であると思うんです。財源計算に上げていくというのが現実ではないかと、こう思うんです。

そこで具体的に伺いますが、自治大臣、どのように地方自治体にはこういうことを説明していくんですか、その財源対策として。

○政府委員(持永義民君) 毎年のことでございませうけれども、地方財政の見通しでございますとか、あるいは税制改正の内容でありますとか、御指摘ありました地方債の措置でありますとか、いろいろなことにつきまして各地方団体が予算編成を大体二月の初めごろ行いますので、その前に大体一月の中旬ないし下旬ごろでございますが、全国の総務部長会議、あるいは財政課長会議、あるいは地方課長会議等々を開きまして、その席で交付税なり、地方債なり、あるいは補助金等の仕組みがどう変わるか、どういう措置がされるかというところについて文書で通知をし、あわせて説明を申し上げておまして、そういったことで徹底を図っているわけでございます。もちろん最終的に交付税なり地方債の数字がきつくと予算編成段階で間違いなく捕捉できるかどうかということについてはこれは問題は残りますけれども、およそ予算編成を行う上で支障のない程度の判断はしている

ただけるものというふうに考えている次第でございます。

○高杉雄忠君 生活保護の問題については、いずれにしても実施主体の負担率を増加させることは予算額の制約によって保護の停止または廃止、あるいは拒否、こういうのが行われるわけですよ。局長、お話し中ですけれども聞いていてくださいよ、厚生省に大事な問題ですから。

そこで、一般的に言うところの靴に足を合わせる、こういう無理な問題なんです、強いる意味になるんじゃないか、こういうふうな考えなんです。これは、私は十分の七じゃなくて、少なくとも十分の八に早く戻すことですよ。大蔵大臣もいらつしやいますから確認ですが、最も近い将来八割に戻す、こういうことをひとつ大蔵大臣、約束できませんか。厚生省についても所見を伺いますから、用意してください。

○国務大臣(竹下登君) これはやっぱり大体二分の一と、それでより国の責任の重いのは三分の二、そして三分の一と、非常に簡潔な三段階という原則の上に立つて私どもの方は議論してきたわけでございます。しかし、妥協の産物と申しますが、暫定措置として十分の七というものにこれは責任を持って合意をした。そうすると、この話は六十四年度予算編成の際にはまた決着をつけなきゃいかぬ問題でございますが、かなり私は続く議論だろうと、率直にそう思うわけでございます。したがって、その時点において十分議論を詰めて決めるべきものであって、今五十九年度以前の補助率に返すべきですというお答えをする環境にはないとお答えせざるを得ません。

○高杉雄忠君 近い将来、もとに戻すと約束して

○政府委員(小島弘仲君) これは大蔵大臣からも厚生大臣からも毎々御答弁申し上げておりますように、十分の七、三年間の暫定措置、その間、税制改正等のことも予定されておるようでございますので、それらの国と地方の財政状況、さらには

事務の見直しというようなことを勘案して、その時点で改めて関係大臣で協議して決めるということでございますので、そのように御答弁させていただきます。

○高杉雄忠君 自治大臣、今の問題は近い将来早く八割に戻してもらわなきゃ困るのですよ、自治体は。自治大臣、どうですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 生活保護につきましては、先ほど来の先生の御議論も拝聴いたしておりましたけれども、国の負担、責任の度合いが社会保障の基盤的な制度であるだけに強く求められておると、私どもはそのような考え方に立っております。

ただ、具体的な数字という負担率につきましては八がいいのか、九がいいのか、十がいいのか、あるいは六がいいのか、その点につきましてはただいま大蔵大臣、厚生省からもお話がありましたけれども、今後の状況を見まして協議をして決めていくということでございます。私どもとしてはそのような考え方のもとに立ちながら協議を進めていく所存であります。

○高杉雄忠君 政務次官もおられるので、ひとつ厚生省も早く八割に戻すようにしっかりと促進していただきたいと思うのです。

それから次に、機関委任事務から団体委任事務移行に伴う問題について伺いますが、今回の補助率の引き下げに伴って、事務の合理化の名のもとに今までの機関委任事務とされていたものが団体委任事務に移行される、これに関する問題として保育所を具体的に例を挙げて伺うのですが、現在の保育所への入所の措置の認定、これはどのような基準で、またどのような手続でなされているのか、この際明らかにしていただきたいと思うのです。

○政府委員(坂本龍彦君) 保育所への入所の実際の扱いでございますが、基本的には児童福祉法の規定によりまして、保護者の労働あるいは病氣というふうなことで保育に欠ける児童を保育所に入所させて保育するというものになっております。

けれども、具体的に運用を行うにつきましては厚生省が通達を出しております、それに基づいて児童福祉法による保育所への入所の措置基準というものも設定されております。ここに具体的に、保護者等についてこういう事情がある場合に入所措置をする、保育所への措置をする、こういうことになっておるわけでございます。この基準が各都道府県を通じて市町村にも伝達されておるわけでありまして、国の機関としての市町村長がこの基準に従いまして、児童の家庭の状況等を審査した上で実際に保育所に入所すべきかどうかということを決定しているわけでございます。

○高杉雄忠君 そうしますと、局長、各自自治体では条例化をしますと認定基準、手続に団体のサイド、つまり地方公共団体の議会、この判断が入ってくるかと考えるのです。したがって、市町村の間に入所の認定について格差が生じてくる、こういうふうなことは私に思うのですけれども、この点はいかがお考えですか。

また、その格差が生じた場合、どのようにこれを是正していくのか、この二つ、これは自治大臣、厚生省にも聞きますが、大事な点ですから、議会の問題ですからあわせて伺います。

○政府委員(坂本龍彦君) 保育所への入所措置事務を団体委任事務ということにいたしますと、まず入所の要件につきまして国が政令で基準を定める、その国の政令で定めた基準に従って各市町村がさらに具体的な基準を条例で定めるということになるわけでありまして、それによりまして市町村が自主性に基づいてきめ細かな運用が図られることになるというところになるわけでございます。

そこで、そういった場合に市町村ごとに格差が生じるということにならないかという御質問でございますが、保育所というもののつきましては、既に市町村の行政としてこれは現在の段階で十分定着しておりますし、また団体委任事務にする際には、国としても入所の基本的要件については政令で定めるということでございますので、少なくとも市町村間において福祉の水準の低下につな

がるというような格差というものは生じないのではないかと私は考えております。

また、同時に、国が決めますのは政令で基本的な要件を決めるわけでございますが、さらに市町村村に對しまして条例準則といったような具体的な一つの参考になるべきものを決めまして、これによつてできるだけ市町村が入所について運用していただくというようにしたいと思つておりますので、法令の趣旨に沿つた適切な運営が図られると考へておりますし、また私ももう一つの方で指導してまいりたいと考へておる次第でございます。

○高杉雄忠君 さらに伺いますけれども、費用徴収について、現行は国の基準としてどんな方式をとつておられるのか、また、その基準については今後どのようにこれが変わっていくのか、これについてもあわせて明らかにしてもらいたいと思ふのです。

○政府委員(坂本龍彦君) 保育所の費用徴収につきましては、現在国で入所児童の世帯の負担能力に應じまして傾斜的に徴収基準額というものを定めております。この国で定めて徴収基準額は、一つは、これによつて国の国庫負担金を算定するといふ意味での精算基準でございますが、同時に各市町村長が保護者から保育料を徴収する際に準拠すべき基準となつております。これが現在の仕組みでございます。

そこで、この事務が今後団体委任事務化されるとうなるかということでございますが、国の方面でも基準というものは定めてまいりますが、これも、この基準は今後は国庫負担を行う場合の算定基準という役割に徹することになるわけでございます。法理上は具体的な徴収の基準というものは、各地方自治体がそれぞれ自主的な判断に基づいて決定をしていく、こういうことになるわけでございます。

○高杉雄忠君 局長、そうするとまたここでも団体間の格差、これが生じてくるんじゃないかと、こう思ふのです。

そこで伺うのですが、そもそも費用負担の決定の前段階として費用負担能力の認定、これは具体的にどういふふうに行うのですか、この辺もちょっと明らかにしてもらいたい。

○政府委員(坂本龍彦君) 現在の費用徴収の基準について御説明申し上げます。

実際に保育所に児童を入所させる場合に、個々の世帯の負担能力というものを認定することになるわけですが、現時点におきましては、まず生活保護世帯であるかどうかというものを判断いたしまして、その上でさらに市町村民税あるいは所得税といった課税の有無あるいは課税金額というふうなものによつて幾つかの階層に区分をいたしまして、その階層ごとに費用の徴収額を決めておるわけでございます。したがつて、一番低い生活保護世帯のところは費用負担がゼロでございますが、所得額の相当な高いところへまゐりますと全額徴収、その中間は一部徴収、こういうことになつておるわけでございます。これは、私もどしどしは基本的には費用負担能力を短期間に正確かつ公平に把握できる最も妥当な方法であると考えて採用しているわけでございます。

○高杉雄忠君 そうすると、局長、費用負担方式というのは現在の措置費体系による方式、これを踏襲していくのかどうか、あるいは一律の負担方式、これをとることも可能ではないかというふうなことを考へし、そうした方式をとるのかどうか、そうしたことを含めてすべて地方公共団体の条例決定に任せるのか、あるいは今のようにならざるを得ないから、モデル条約等を設けて具体的に指導していくのか、幾つか申し上げましたが、具体的にどうなんですか。

○政府委員(坂本龍彦君) 今後の団体委任事務化された場合の費用負担の方式についてでございますが、原則的には費用徴収事務が団体委任事務になつたといふと、地方の判断によつて費用徴収基準を定めるといふことができるようになるわけでございますが、私もどしどしは、できるだけ全国的に公平な扱いを行つていただくことが望ま

しいという考へ方と、それから先ほども申しましたように、一律負担方式という方式も方式として法的に考えられないわけではございませんけれども、やはり実際の世帯の負担能力に應じた徴収をしていくというのが実質的な公平であらうといふことから、私もどしどしは、今のところ地方公共団体が一応お決めになるわけでありまして、けれども、国において参考にするために国としての準則の提示というふうな形で各市町村に對して指導をしてまいりたい、こういうことを考へておるわけでございます。

○高杉雄忠君 さらに伺うんですが、現行法で利用者または保護者の不服申し立て、その手続はどうなつてゐるのか。それからまた、入所措置認定にかかわる行政処分、費用徴収にかかわる行政処分、それぞれについて具体的にひとつ示してもらいたいと思ふのです。

○政府委員(坂本龍彦君) 現行法上、保育所への入所あるいは費用徴収に關して不服がある場合の申し立ての手続は次のようになっております。まず、市町村長が保育所への入所措置に關する処分を行った場合の不服の申し立てでございますが、これは市町村長の上級機関たる都道府県知事に審査請求を行うことができることになつております。これは行政不服審査法の規定によつておるものでございまして、さらにその知事の決定に不服がある場合には、これも行政不服審査法と児童福祉法の規定によりまして厚生大臣に對して再審査請求を行うことができることになつております。

次に、市町村長が行つた費用徴収事務に關する処分でございますが、これにつきましては、現在の法律では市町村長の上級機関たる都道府県知事に對して審査請求を行うことができるということになつておるもので、ただ、厚生大臣に對する再審査請求といふのは法律上は認められておりません。それから、行政不服審査法に基づく不服申し立ての手続とは別個に、行政事件訴訟といふものを提起することもできるということになつており

ます。

○高杉雄忠君 それでは局長、今後はどのように変わっていくのですか。

○政府委員(坂本龍彦君) これから保育所の行政事務が団体委任化された場合の不服申し立ての手続等でございますけれども、まず保育所への入所措置あるいは費用徴収に關する事務、これが団体委任事務になつたことによりまして、市町村長から見て厚生大臣あるいは都道府県知事といふのは、行政不服審査法上、審査請求の対象としての上級行政庁といふものには該当しなくなるわけでございます。したがつて、これらの事務に關する処分に対する不服申し立てをいたしましては、市町村に對する異議申し立ての形で行われることになるわけでございます。

なお、先ほど申しましたように、これと別個に行政事件訴訟を提起できるということについては変わりはございません。

○高杉雄忠君 地方議会の審査請求、これは行政訴訟、こうなつていくわけ。それはどうなんですか。すべて県、市町村に對する異議申し立てです。ね、今説明を受けたのは、それは別個に地方議会から審査請求、そういう行政訴訟、こういう問題が出てくるんじゃないかと思ふんですが、それはどうなつてゐますか。どういふ変化があるかということですか。

○政府委員(坂本龍彦君) 私も、現在の不服申し立ての手続をいろいろ調べてみた場合に、直接議会との關係においては個別のケースについて具体的な手続といふものがどうなつておるのかといふのは十分知識がないわけでございますけれども、一つこういうことがあるというふうな考へております。

例えば、市町村の条例に基づいてその処分が行われた、この条例そのものに不服があるというふうなケースがあるということも考へられるわけでございます。その場合には、これはそこに住んでいる選挙権を有する人がそもそも一般論として普通地方公共団体の長に對して条例の制定あるいは

改正の請求をすることができるといふ地方自治法の規定がございますので、そういったような請求というものはこれは制度としてはあり得るのかなというふうなことでござりますが、この点については、特に今回の団体委任事務化によって条例が新たに制定されるという点で一つ従来とは変わってくる面があるかなというふうなことでござります。

○高杉雄忠君 ところで、これは提案になるかと思うんですが、行政不服にかかわるそういう変化に伴って特別の審査機関、これを設けた方がいいんじゃないかなというふうには私に考えるんです。例えば国民健康保険料のような国民審査会、そういう特別の審査機関、これを設けた方がいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その点はどうでしょう。

○政府委員(坂本龍彦君) 一つの御提案とは考えておりますけれども、私もこの保育所の事務についていろいろと考えてみますと、まず結論から申しまして、一般の行政処分に対する不服申し立ての手続以外に特別な機関あるいは手続を設ける積極的理由というのはちょっと見当たらないというところ、それからそういった審査機関を設置すると、いろいろ機構上もあるいは手続上もかなり複雑になってまいります。そういうことで特に保育所への入所といったような実際上子供をどう扱うかという問題等について迅速に事件を決定するということの意味においては、むしろそういった時間がかかる、あるいは複雑な手続が必要になるというようなことからいかなるものかと、こう考えておるわけでございます。

ただいま国民健康保険の審査会についてもちょっとお尋ねございましたが、私も同様に限られている、やはり健康保険の給付などで医学的判断を含む専門技術的な判断を必要とするという意味で、いろいろな立場の審査員に参加していただくということもございまして、実際にはかの職業を持っておる方が来られるわけでございますから、審査を行う日も毎日開けないという面もございます。それから、医療費などの場合には事後

的に経済的な適及としての処理が可能でございますけれども、保育所への入所というところいうこと、もなかなかないという点がございまして、私もとしてはやはり一般の保育所を扱ってある行政事務の担当の方へ不服の申し立ての手続をするというのが一番この事務にとっては適切な方法ではなからうかと、こう考えておる次第でございます。

○高杉雄忠君 保育は家庭の役割、こういったものを原則として考えるがどうも政府の姿勢であるというふうに思うんです。

そこで、年々保育料の減免、これを低下させてきたのも実情だろうというふうに考えるんです。保育所の措置費ですね、これは五十六年の二千九百億円、これをピークにして六十一年には千八百五十三億円、こういうふうな五年間で一千億円の減額させているのが実態なんです。大変な額なんです。市町村の持ち出しの増加と保育料の値上げ、これが激しくなつて、したがってこれが無認可保育所の増加、これを招いているのではないかと、いうふうに私は考えるんです。

そこで伺うんですが、こうした現実について厚生省はどういうふうに考えるんですか。

○政府委員(坂本龍彦君) 最初に、国の保育所措置費の問題でございますが、確かに御指摘のとおり金額としては減つておるわけでございます。しかし、これは私も考えますには、児童が産まれる数が減つてまいりまして、保育所への措置児童も減少しているという事実が一つござります。それから、特に六十年度と六十一年度につきましては、国の補助率の改定がござります。補助の額としてはやはり減少をしております。このことによるわけでございます。しかし、この補助率の変更による減につきましては、これに對して地方財政対策の中で所要の財源措置を講じておるわけでございます。また保育の費用という面につきまして一人当たりの費用なりあるいは国の措置費、これは補助率を別に考えますれば、実質的には増加の傾向にあるわけでございますので、私どもとしては保育の内容については決して

低下をすることはないと考えておるわけでございます。

また、保育料につきましても確かに保育料自体の引き上げは行っておりますけれども、これは保育内容の改善でございますとか、あるいは所要経費の増、こういったものに見合った程度の改定を行つておるわけでございます。私どもとしては保護者の負担能力において無理のない範囲内で御負担をいただくように努めておるわけでございます。

さらに無認可保育所の問題でございますが、確かに現在の保育所ではいろいろと多様化してまいりました。保育需要に完全に対応し切れていないという面はこれはあるかと思つております。したがって、私どもとしても、各地域の保育需要にできるだけ対応できるように認可保育所の整備を進めようということにいたしております。特に延長保育、乳児保育といった最近において新しく需要がふえてまいりました保育の特別対策、こういったものを今後とも推進してまいりたいと考えております。そういう意味においてできるだけ今御指摘のあったような事実に対して保育水準あるいは保育内容、さらに保育の時間等について充実を図つていきたいと考えておる次第でございます。

〔委員長退席、理事北修二君着席〕

○高杉雄忠君 高齢化社会での担い手である児童の健全な育成、これは急務であると思ふんです。児童を国のあるいは社会の子として育成していく、こういった考えを私は今こそ大事にしたい、だきたいと思ふんです。これは特に大蔵大臣にもお願いをし質問をするわけですが、財政先行のその場限りの御都合主義では取り返しのつかない問題だと思ふんです。極めて重要な問題であります。だけに、文教面の施策はもちろんでありますが、他の諸施策、児童手当の充実など相まって児童の健全育成については力を注ぐべき課題である、こう思ふんです。

そこで伺うんですが、大蔵大臣、厚生大臣、所

見を伺います。

○国務大臣(今井勇君) 人口の高齢化が急速に進展します中で、将来を担います児童を心身ともに健全に育成していくことが極めて重要であるというところは御指摘のとおりであらうと思ひます。

児童手当制度につきましては、本年六月からその対象を児童が二人以上おります家庭に拡大することにしたところでござりますが、我が国が活力を維持しながら二十一世紀を迎えられよう、今後とも各般の児童福祉の施策の拡充というものに努めてまいりたい、このように思うものでございます。

○国務大臣(竹下登君) 実は私事にわたつて失礼でございますが、私、昔青年団長をしておるときに保育所長をしておりました。が、当時は、言つてみれば本当は農村の最初は託児所であつたと思ひます。季節託児所。それからこれじゃいかぬというので保育所をお願いして、これも我々の勤務率仕でつくつて、私も三年保育所長をしておりましたが、そのときに初めて措置費というものの仕組みを覚えさせていただきまして、が、その後の私の経験からいへば、幼保一元化とかいろんな問題が出るように性格は大変違つてきた、ある意味においては高度化したのかもしませんが、そういう印象を深くいたしております。

したがしまして、やっぱり保育に欠ける子供をただ預かるということじゃなしに、それこそ心身ともに健全に育てていくような役割、私はどつちかといへば預かる時代でございましたけれども、今、より重要になっておるのではなからうかという問題意識だけは持つておるつもりでございます。

○高杉雄忠君 総務長官、大分お待たせして恐縮です。いよいよ出番です。機関委任事務から団体委任事務へ移行するんですね。一連の見直しのその底流には、公的福祉をできるだけ縮小をしたりあるいは撤退させたり切り捨てたり、こういうふうな考えられるんです。ね。どうもそう思えてならないのです。市場競争

の原理を取り入れて民間活力、できれば民間部門にできる限りゆだねたいと、こういう臨調、行革案の考え方ですね。こうした底流あるいは基本的な姿勢、そういう臨調、行革、こういうものについては私は賛成できない、そういう立場なんです。この際はっきり明確にそういう立場を明らかにしておきたいと思うんですが、今度の補助金問題もあるいは一律カットの問題もあるいは十分の八を十分の七にする問題も、全部そういう底流があるからだというふうに考えるんです。総務長官、どういうふうに考えられますか。

○国務大臣(江崎真澄君) この問題は、やはり民間の活性化といいますが、地方行政に沿うものはやはり地方に任せる。すべて国が抱え込んで認許可権まで持つて監督するということのようなことは限界もあるし、地方の行革も進めなければならぬ。それから、民間になじむものは民間でやっていただくということもやはり必要であらう。そのあたりは詳細な討議の上に一つの結論が生まれたものと、かように認識をいたしております。

○高杉勉忠君 長官、結構です。ただ、私どもの立場だけは理解してください、はつきりしていただきます。

次に、厚生年金の国庫負担の繰り延べについて伺いますが、五十七年度以降の厚生年金国庫負担の繰り延べ額、これは六十一年度分合わせますと元利合計幾らになるんですか、この際明らかにしていただきたいと思う。

○政府委員(長尾立子君) お答えを申し上げます。

六十一年度までの厚生年金の繰り延べ額の総計は一兆二千五百十億円でございます。これにつきまして一定の前提を置いて運用収入相当額を試算いたしますと、六十一年度末で二千七百七十一億円となりますので、元利合計をいたしますと一兆四千六百八十二億円と考えております。

○高杉勉忠君 この法律案によって繰り延べ分三千四十億円、これは厚生者算編成の不足財源の数字合わせから出てきた額というふうに理解する

んですが、そのほかに何か合理的な根拠、これがあるのかどうか。

○政府委員(長尾立子君) 今回の繰り延べ額でございしますが、これは年金制度、ことしから大改正をいたしましたわけでございしますけれども、厚生年金の国庫負担につきましては、基礎年金相当分と、それから経過的な特別の国庫負担と二種類の国庫負担に分かれておるわけでございしますが、この経過的な国庫負担の二分の一の範囲内において行うということが今回の法律の中で規定されております。この二分の一の範囲内というものを三千四百億円という形で設定をしたものでございします。

○高杉勉忠君 今回の特別措置によって国庫負担金の減額、これは経過的な国庫負担、厚生年金国庫負担分の二分の一以内とすることにしてはいますけれども、それなら伺いますが、この基準ですね、これはどういうような合理的なことにお考えなんですか。

○政府委員(長尾立子君) 年金財政の観点からいたしますと、こういった国庫負担の繰り延べといえますものはできる限り圧縮をするということが望ましいかと思ひます。また、基礎年金の部分につきましてこういった繰り延べをいたすということとは適切でないという観点がございします。こういった観点で、経過的な国庫負担を対象としたしめてできるだけ圧縮するという観点から、従来の経緯と昨年の金額等を踏まえて二分の一ということにさせていただいたわけでございします。

○高杉勉忠君 そうすると、その返済と今後の具体的な見通しですね、それからそれをずっと実施していく場合の計画、こういうのを具体的にひとつ明らかにしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(長尾立子君) 今回の法律におきまして、この繰り延べ分につきましては運用収入相当額も含めまして返済を行うということが明確にされておるわけでございしますが、将来の国家財政の状況等を勘案しなければならぬということで、現段階では具体的な返済計画について明らかにで

きないところでございします。しかしながら、一般会計が特別公債依存体質から脱却した後におきまして、できる限り速やかに着手をいたしまして、年金財政の運営に支障を来すことのないよう計画的に行うということに政府の方針としてなっております。

○高杉勉忠君 これは部長、大蔵大臣と厚生大臣の両大臣の覚書で「出来る限り速やかな繰入れに着手する」と、こういうふうになっていると思うんですが、確認ですが、いかがですか。

【理事北修二君退席、委員長着席】

○政府委員(長尾立子君) 先生お話しのとおり、昨年の予算編成時におきまして大蔵大臣、厚生大臣両大臣間の覚書といたしまして、「今回及び昭和五十七年度から昭和六十年までの特別措置による国庫負担金の減額分については、積立金運用収入の減額分を含め、一般会計が特別公債依存体質から脱却した後、出来る限り速やかな繰入れに着手することとする。その際、両大臣間で協議の上、年金財政の運営に支障をきたすことのないよう計画的に繰入れを行うものとする」という旨の覚書がございします。

○高杉勉忠君 そこで、これは大事なことで、厚生大臣に伺うんですが、今そういう覚書がございします。これでは、着手さえすればあとは年金財政の運営に支障を来さなければ長期にわたってよい、こういうふうには私にはとれるんですよ。そうすると、これは何年かかるのか、大変長い返済になるのではないかと、こういうふうになるんです。これでは私は意味がないし、そういう覚書も速やかに全額を繰り戻す、こういう趣旨でなきやならぬと、こう思ふんです。ですから、大蔵大臣も厚生大臣もここにいらつしやいますから、この際、速やかに全額を繰り戻す、いわゆる返済します、こういうふうに私は訂正すべき、あるいは本委員会でも確認すべき事項だと、こういうふうに考えるんです。これは大蔵大臣も厚生大臣もいらつしやいますから、両大臣からお答えをいただきたいと思うんです。

○国務大臣(竹下登君) それでは私からまずお答えをいたします。

今、長尾部長さんからお答えがあつておりましたように、去年の場合、一律一括法的な性格を持つておりましたが、年金というものの仕組みが変つたからこれだけは考え直さなきゃならぬというのを昨年答弁を申し上げております。したがって、今までは一律に四分の一というのを、いわば基礎年金部分を取った後の残り、しかも去年より少しも少なくというのが三千四十億というふうになつたわけでございします。

そして、今度は返済に係る問題でございします。今、長尾さんから朗読がありましたような覚書をいたしておるわけであります。まずはやっぱり法律に書き込まなきゃいかぬということが一番の問題であつたというふうに思ひます。したがって、法律にその哲学をきちんと書かせていただいたわけでございします。

そこで、さていつかということになりますと、まさにこれは財政再建期間が終つた後、影響のないようにお返しすると、こういうことの一語に尽きるわけであります。昨年も先生からお尋ねがありましたように、返すという約束だけしておつて返済計画のない企業に対して民間金融機関が金を貸すものかと、こういう趣旨の御質問がございした。そこは政府といたしましてきちんとやっぱ法律でもって明記させていただいておるといふところに御信任を賜りたいというふうに思ひます。

ただ私は、この場でお答えすべきことでは必ずしもございせんが、先般のG10へ出ましたとき、この五十三兆円というものは言つてみれば政府のこれは財源じゃないか、なぜこういうものを使わないで財政再建で厳しい厳しいと言ふのか、いずれこれが二十五年ぐらいたつてなくなつたらどうせ賦課方式みたいになるんだから、四十年も先のことを考えなくてもいいじゃないかと、うう大蔵大臣が二人はどいふしやいました。ああ、日本はこうして国会で厳しい質問を受けなが

ら、しかも法律で返すという約束をしておるんだからまだ日本の大蔵省も捨てたものじゃないなと、こういう感じを持ちました。いささかこの場をかりて、お答えとしては必ずしも当を得たお答えだとは思いませんが、そういう財政節度だけはこれからも守っていこうというふうに思っております。

○国務大臣(今井勇) 大蔵大臣から今御答弁がございましたが、私どももいたしまして返済の期間の設定というものを検討いたします。場合によっては、私どもは何としても年金財政の運営に支障を来してはけませんから、そういうことのないように考慮を当然しなければなりません。今後の高齢化あるいは制度の成熟化を考えると、厚生年金の給付というものが、共済年金の給付というものが急速に増大してまいりますから、やはり考えますとおのずとそれには限度があるかと思っております。

いずれにしても、政府としては国の財政状況あるいは国の財政改革というものをさらに一層強力に推進するなど誠意をもって対処をいたしまして、一般会計が特別公債依存体質から脱却した後においてはできる限り速やかに繰戻しをいたすべく、繰戻ししてもらおうという考え方でいかざるを得ないと思っております。

○高杉雄忠君 いずれにしても、大蔵大臣からの御答へもありましたが、やはり返済計画はきちっと国民が納得できるようなものにならないと、国会で幾らここで説明しても国民は納得できない問題だと思っております。同時に、覚書で言いましたように、私はぜひこの際確認として、速やかに全額を繰戻す、こういう前提がなければならぬ、こう思っているんです。

そこで、さらに具体的に詰めますけれども、今の状態ですと二兆円ですね、これは。こうなりまして、本年度も含めてこの措置を続けるとすると、それだけで二兆円を超える額になることは明らかですね。それでその積立金を大蔵省に預けてある、こういうことで加入者というものの

の納得が得られると考えている、そういうふうにするとは甘いと思うんですね。それで、この二兆円を繰り延べる点で私は大事な点は、厚生大臣、しっかりともらいたいのは、他の社会保障の諸措置と相まって、将来社会保障関係の予算編成に私は大きな硬直化の要因となる、こういうふうには危惧するんです。したがって、新規の施策というものの計上はこれからますます困難になるのではないかと、こういうふうに私は非常に深刻に見ているんです。

ですから、こういうことを踏まえまして、大蔵大臣もいらっしゃいますから、はつきり厚生大臣として、もうこういうことを繰り返しては困るし新規の社会保障についてもぜひ大蔵省にも予算措置をしてほしいと、こういう言いかければ厚生大臣を激励する意味で私は申し上げたいと思うのですが、これに対する所見、それから大蔵大臣からも所見を伺いたいと思うんです。

○国務大臣(今井勇) 厚生年金の国庫負担の繰り延べ措置というのは、政府全体として財政再建に取り組んでいきます中で、その一環としてやむを得ずとられた措置であると思っております。したがって、将来この繰り延べ分が繰戻される場合には、当然私は厚生省の予算の別枠として取り扱われるべきものであると思っております。それから、そのほかの必要な社会保障予算の確保に支障が生ずるというようなことはないものだと考えております。

○国務大臣(竹下登) 先ほど申しましたように、これは財源であるという物の考え方はとってはならぬ、あくまでも国民の皆様方のものをいわずば預かって運用しておるとい性格のものである、この問題意識は持っていないかぬと思っております。

が、しかし、恐らく高杉さんの御質問の背景には、いわば経常部門一〇%、公共部門五%と、こういう厳しい概算要求基準を社会保障部門も例外でなく当てはめた場合、いろいろゆがみ、ひずみが生じて本来の社会保障の使命が果たせられない

から、厚生省予算あるいは社会保障予算については別途の考えを持つべきだ、こういう御意見であるろうかと思うのでありますが、どういう手法を来年としますか、まだ今決めたわけではございません。いざいざ八月末の概算要求時点までには決まなきゃいかぬ課題でございますが、諸般の情勢を見ますときに、それは厳しいものにならざるを得ないではないか、こういう印象は私も持っておりますので、予算が通過した直後の閣議におきまして、あらかじめアナウンスをしたというわけではございませんが、そうした趣旨のお願いをしておいたところでございます。

○高杉雄忠君 繰り返して申し上げますけれども、年金については後代負担というのはいやが上にも高まってくるわけですね。それで、さらにそのときどきの国庫負担も負担し、その上に繰り延べされた国庫負担までも負担していくという、こういうことになった事実について、私は非常に若い人の後代負担ということになると二重、三重、四重の苦になるだろうと思っております。だから予算編成の硬直化についても心配するし、そういう若い世代にすべての負担が後代負担となっていく、こういうことはやっぱり避けるべきだといふふうに思っています。これは意見ですから、そういうことのないように、ひとつこの際大蔵大臣、厚生大臣がいらっしゃる中で私の主張も確認をしておきたいと思っております。

時間の関係でさらにはかの問題にちよつと触れてみたいと思っておりますが、厚生大臣、高齢者対策企画推進本部の報告書と社会保障取り組みの基本方針について伺うのですが、去る四月の八日、厚生省の高齢者対策企画推進本部から提出された報告書、これは政府の今後の施策を進める上でどのような位置を占めるのか。例えば閣内に設けられております長寿社会対策関係閣僚会議、これが策定をする長寿社会の対策要綱との関係、これはどういうふうになるんですか、伺います。

○国務大臣(今井勇) まず高齢者対策企画推進本部の報告でございしますが、二十一世紀初頭まで

の期間というのは本格的な高齢化社会に移行する過渡期であるわけでございますし、スムーズな移行のために整合性のある高齢化対策を考えていかなければならぬということから、省内で横断的に検討をさせまして、その結果をまとめたものが先生おっしゃいます高齢者対策企画推進本部の報告書でございます。この問題は大きな課題でありますし内容的にも精粗まちまちな部分もございしますが、大筋としては厚生省の高齢者の対策に関する考え方を集約したものでございします。一方、長寿社会の対策大綱の策定に当たりましては、厚生省としましてはこの報告の考え方を踏まえながら対処してまいりたい、こう考えております。

○高杉雄忠君 そうしますと大臣、私は非常に国民にとつて大事な課題でもあるし関心事のことなので伺うんですが、そうすると厚生省としては今後の行政の指針としてこの報告書に取り組んでいく、こういうふうに理解していいんでしょうか。

○国務大臣(今井勇) 今後この報告の考え方を踏まえながらさらに検討を加えて施策の具体化を図ってまいりたい、このように思っております。

○高杉雄忠君 お答えがありましたように社会保障制度の基本的認識、これについてちよつと具体的にさらに伺うんですが、社会保障制度が長寿社会においても国民の生活基盤たり得るには当面の財政的判断、これが先行しては困るんで、必ず長期的見通しに立脚して、しかも給付面とともに費用面についても予算編成、あるいは会計制度、税制対策、こういうものを含めた全部の幅広い視野からの検討、これが行われなきゃならぬというふうに私は考えるんですが、今度の報告書もそうした立場から問題を提起している、こういうふうに思っていますけれども、そういう点については大臣としてどういう認識あるいは今後の長期的見通し、これについてはどういうふうに理解されていきますか、伺います。

○国務大臣(今井勇) 社会保障の予算でございしますが、これも国の予算の一部でございしますからその編成に当たりましては各年度の国の財政状況

というものを踏まえながら行わなきゃならぬのは当然でございますが、社会保障の制度というものが国民の生活設計の基盤となるものであることを考えますと、何よりも制度のやっばり長期的な安定というものに配慮をして行かなくてはならないと私は考えております。そこで、従来から厚生省としましてはこの点も十分に配慮しながらいろいろ予算編成をしてきたところでありますが、今後とも人口の高齢化の進行など社会的なものはまた経済的な条件の変化を踏まえながら制度の長期的安定といったことを十分念頭に置きながら予算編成に取り組んでいく、こういう考え方をしております。

○高杉雄忠君 私は先般の予算委員会でもただしたところでありますけれども、社会保障の特別会計構想ですね、大蔵大臣、さっきもお話がありました、その背景、これにはゼローリングでの社会保障の編成、これはもう限界である、こういうふうな認識なんですね。現在この特別委員会でも議論をしております補助金等の特別法案で具体的にお聞きしますが、政令分を含めると一兆四千七百億円、これを三年間の期限つきで特別法で捻出するわけですね。その一兆四千七百億のうち厚生省分が八千億円を超えるんですね。これではもう既に現在の予算編成、これはもう社会保障関係でも破綻を来しているということを事実が証明する、こういうふうには私に思いますが、その点はどういうふうな認識されておりますか。

○国務大臣(竹下登君) 今の高杉先生の側から見られた分析というものを私は否定するものではございません。結局、先ほど厚生大臣からもお答えがございまして、制度、施策というものがあつておりまして、例えば今国会においては老人保健法等をお願いしておるわけでございますが、やっばり人口構造等を見ながら長期にわたって安定した負担と給付というふうなものを考えていかなきゃならぬ、これが基本的に存在をいたしておりますわけでありまして、したがって政府といたしましては、現行ではそういう長期的な改正をも含め、

さはさりながら今日の個々の人々に対する給付水準は落とさないという範囲の中でのいろいろな腐心をさしていただいております、それがいわゆる補助金特別法に基づきますところの各種施策である、このように御理解を賜りたいと思うわけであります。言ってみれば、実質的な水準を確保するための手法としてこれらの措置がとられておるといふふうにお考えいただきたいと思う次第であります。

○国務大臣(金井勇君) 補助金特別法案によります減額のうち厚生省分は六十一年度の予算ベースで地方公共団体に対します補助率の引き下げなどによりまして五千六百六十九億円、厚生年金の国庫負担の繰り入れの特例によりまして三千四十億円になつておることはお話のとおりでございます。厚生省につきましては、厳しい財政事情の中でここ数年大変困難な予算編成を続けておるわけでございますが、今回の補助金特別法案に基づきます措置のうち補助率の引き下げというものは、補助金問題検討会の報告を踏まえて、地方公共団体の自主性を尊重する観点から国と地方の役割分担の見直しとともに行うものであります。また、厚生年金の国庫負担の繰り入れの特例というものは、事業の適正な運営に支障のない範囲でとられたやむを得ない措置であるというふうに私は考えておるものでございます。

○高杉雄忠君 時間の関係で、次にいわゆる中間施設の問題についてこの際伺います。中間施設のモデル実施について六十一年度予算に盛り込まれております中間施設のモデル実施は、今回提案されております老人保健法改正案によって設けられる老人保健施設、この関係ですね、これはどのような関係になるのか、この際伺います。

○政府委員(黒木武弘君) お答えをいたします。今回御提案を申し上げております老人保健施設でございますが、御案内のように、今後寝たきり老人は増大をいたすことが予想されているわけがございます。その老人の多様なニーズに対応いたしまして医療サービスと生活サービス、このあわ

せ提供する施設として今回制度の基本的な事項について老人保健法の中に位置づけを行つております。今回予算に計上いたしておりますモデル事業につきましましては、その基本的な制度の具体的な基準なり細目を決めます際の参考データ等をとるために今後実施をし、その状況を踏まえまして関係審議会の御審議を得て具体的な細目、基準等を定めてまいりたいと、そういうふうな関係にあるわけでございます。

○高杉雄忠君 部長、そうすると現在老人保健法改正案の成立とは関係なく、予算が成立した現在です。モデルの実施というのはいつていく、こういう考え方がどうかというのが一つ。その場合に施設や設備の整備費、運営費の補助、これは何を根拠に補助していくのか、また実際に実施できるのはいつごろ、こういう予定ですね、具体的にどうですか、伺います。

○政府委員(黒木武弘君) モデル事業の予算につきましては本年度予算に盛り込んでお認めを願つておるわけでございますけれども、この事業の実施、いわばモデルの実施でございまして、この事業の先ほど答弁いたしましたように、本格的な実施を前提としまして老人保健施設の具体的な運用に係る諸基準を定めるのに必要な基礎データを収集することを目的とするものでございますので、老人保健法の一部改正の成立を待って実施したいというふうに考えております。

第二点の整備費、運営費の補助の根拠についてのお尋ねでございますけれども、今回御提案申しております老人保健法の改正の中身として根拠を設けているわけではございませんで、モデル事業の予算につきましてはいわば予算補助ということ、従来私どもも盛っております予算の中で、具体的に申しますと、整備費につきましましては保健衛生施設等施設整備費補助金の中で二億二千万円、運営費につきましましては老人保健臨時財政調整補助金の中で二億円を計上いたしているところでございます。

モデルの実施でございまして、老人保健

法の一部改正が成立を見た後、速やかに実施をいたしたいというふうに考えております。

○高杉雄忠君 それじゃ具体的に聞きますが、そのモデルの実施というのはいくつを目的とするのか、それから本格的に実施のための基礎データ、これはどういうものを考えているのか、具体的に。

○政府委員(黒木武弘君) モデル実施の目的をもう少し具体的に申し上げます。老人、保健施設制度の本格的な実施に備えて実施をいたすとお答え申し上げたところでございまして、具体的に申し上げます。例えば病院併設型とか、特別養護老人ホーム併設型とか、通所機能併設型といった種々のタイプ別に多様な形態で事業を試行的に実施をしてみたいというふうに考えておまして、その結果を踏まえまして制度の具体的な運用に係る諸基準を定めるために必要な基礎データが収集されるであろう、そのためのモデル実施であるということ、御理解をいただきたいと思います。

それから、そこで集めます基礎データはどういうものを考えているかというお尋ねでございます。モデル実施は諸基準を定めるために必要な基礎データの収集というふうにお答えいたしておりますけれども、例えばその基礎データといたしまして、利用者の心身の状況に関する資料、それから二つ目には、老人保健施設において行われる医療、介護、看護、機能訓練の程度、あるいは日常生活のお世話等のサービスの内容に関する資料、三つ目には、老人保健施設として備えるべき設備構造に関する資料、四つ目には、老人保健施設に必要な要員の種類やその配置等、勤務体制に関する資料、五つ目には、老人保健施設運営費の水準等を定めるに当たって必要な参考資料、そういった資料が中心になるかというふうに考えている次第でございます。

○高杉雄忠君 それでは私は逆だと思ふんですね。もう既に老人保健法を提出しているんです。う。だから、そのモデルの実施というのには基礎データを収集するんだということになれば、私は

もうそれは基礎データというのはいちいちと用意をして、そして老人保健法の中間施設、あらゆる施設というのをとるべきが筋であって、モデル実地というのとは基礎データをとるんだつたらもうとつてやってなきやならぬですよ。本来、こういう基礎データというのは、行政として当然の責任だと思つてゐるんです。それが老人保健法が成立した後あるいはこれからだと。これでは私は厚生省のやり方は全く逆だと思ふんですが、こういう点は、大臣がいちいちやるから大臣から聞きたいんですが、厚生省の姿勢を聞くんですよ。

○国務大臣(今井勇君) 老人保健施設のお話でございますが、やはりこれは基本的な事項を老人保健法の中に規定をいたしまして、設備の構造や、あるいは運営の基準といった具体的な細目というものは政令以下にゆだねておるわけでございまして、そういった具体的な基準を定めるためにモデル実施を行うものでございまして、これは法案の成立から施行までの間に私は検討すべき事項と考えてもよろしいんじゃないかというふうに考えているわけでございまして。

○高杉雄忠君 大臣、せっかく老人保健法を提案してゐるんですから、なおかつこういう基礎データというものは十分に把握をして、それに基づいた確たる制度というものを立てていただきたい、これが私の強い要請なんです。そうでなければ制度あつて実施なし、制度あつて施設なし、あるいは制度あつて実地なし、こういうことになるんですよ。だから、こういう事態にならないようにやっぱ基礎データをきっちり十分そろえて、そして国会に法律の改正をするならば提案をすべきだ、こう言つてゐるわけなんです、その辺は厚生省としてしっかりしていただきたい、こうお願いをしておきます。

同時に、それならば具体的に伺いますが、入所の対象ですね、これはどういう状態のお年寄りに限定するのか、これを伺います。

○政府委員(黒木武弘君) 老人保健施設の入所対象者はどういふ人かを考えておるか、どういふお年

寄りを考えてゐるかということでございますけれども、私ももとしましては本施設の性格にかんがみまして、病状が安定しており、入院治療の必要はないけれども在宅での療養が困難な状態にあり老人等、そういった方々ではなからうか。これをそういった老人のニーズ面から見ますと、手厚い看護とか介護のサービス、あるいは家庭復帰のためのリハビリテーション、あるいはそういったものもろの医療サービスに加えて日常生活のサービス、いわば日常生活のお世話をして差し上げる必要のあるお年寄りの方々というふうに考えておる次第でございます。

○高杉雄忠君 それじゃ部長、具体的に聞きますが、その医学的管理と看護を必要とするという状態は、治療を必要とする、あるいは介護を必要とするという状態と具体的にどこがどういふふうな判定基準、例えばだれがどういふ場合にお医者さんだらうと思ふんですが、だれが判定するのか、あわせて伺います。

○政府委員(黒木武弘君) 大変難しい御質問をいただいたわけでございましてけれども、私も、老人保健施設の対象になられる方々の状態というのは寝たきりまたはこれに準ずる状態にある老人でありまして、病状等から見まして入院治療をする必要はないけれども、介護、看護、機能訓練等の医療サービスが必要な状態にある老人だということに考えております。例えば申し上げますと、脳卒中で倒れたという場合を例にとりますと、発作直後の積極的な治療の時期を過ぎまして、その時期というものは病院でございましてけれども、そういう時期を過ぎまして病状が比較的安定的な時期に入りまして、常時の診察あるいは介護等、病状の経過のチェックの検査とか、それから安定期の症状に対応した投薬処置などの医療が必要である状態、そういうものが対象の状態ではないかというふうに考えています。

つまるところ、老人保健施設の対象になるお年寄りの病状等の状態は、お尋ねでございますけれども

ども、発病当初の積極的な治療が必要な状態とは違ふ、それからまた一方で、単なる生活上の世話が必要とする状態とは違ふというふうに考えておりました、したがって老人ホームは生活上の世話を専らいたす場所でございますし、それから病院は積極的な治療を行う場所でございますから、そういう違いに着目して今回の施設がぜひ必要ではないかというふうに考えております。

この施設への入所の判定でございますけれども、これは現行の病院への入院の場合と同じように、患者やその家族の意思を尊重しながら当該施設の管理医師が判断することにならうかと思つております。

○高杉雄忠君 もうわずかな時間になりましたが、要請とそれから最後の質問にならうと思ひますが、今お答えになりましたが、厚生省の老人保健施設についての考え方、その試案によりまして、新たな施設を設ける理由として要介護老人は医療ニーズ、医療と生活ニーズ、これをあわせて持つのが、現状ではこれらのニーズのいずれにも対応できない、こうしてゐるんです。したがって、現在いわゆる社会的に入院として問題となるのは介護ニーズの問題だといふふうに思ふんですが、これらについてはいづれ老人保健法の審議の際に十分審議を尽くしたいと思ひます。

時間の関係で最後の質問なり要請もありましたが、厚生大臣、午前の下村委員からの指摘もありましたが、身体障害者厚生援護施設の費用徴収について、私は予算委員会でもまた社会労働委員会でも機会あるごとにこの費用徴収の問題については政府の態度をただしてまいりました。その質疑を通じて確認をいたしましたのは、十分障害者の団体の方々や関係の方々と話し合いながら負担能力に応じて無理のない負担をお願いする、これが総理並びに厚生大臣のお答えであつたわけでありまして、しかし、今日まで障害者の団体の皆さんに具体的な提示ができてない、こういうような状況であります。私は最終的にはきょうの全国係長

会議で提案するようなお話も聞いていました。

したがって、私はここで三つの要請と提案をいたします。ぜひそれに基づいて実現をしていただきたいと思ひますのは、具体的に申し上げますが、一つ、社会福祉の他の諸制度等々も勘案をして、いわゆる低所得者と言われるような障害の人たちは費用徴収の対象にしないこと、これが第一。第二は、必要な経過措置を設けて急激な変化に障害者の人たちが戸惑わないようにすること、これが二つ目。三つ目に、徴収に当たっては絶対に基礎年金の分だけしかとらない。収入のない者には年金制度改正により増額した額、これを超えないこと、こういうような三つ。これは基本原則として、やはりこのぐらいの配慮は必要だといふふうに思ひます。したがって、要請をし、これらに対する明確な大臣のお約束をいただいて私の質問を終わります。ぜひ約束をしてください。

○国務大臣(今井勇君) お尋ねの費用徴収の問題でございますが、原則として本年七月から実施することにはいたしておりますが、今の具体的な徴収基準の策定につきましては、障害者の特性とか、あるいは施設の趣旨、目的などを十分配慮しながら、しかも今先生がお挙げになりました第一、第二、第三の問題につきましまして十分省内で相談をいたしました、無理のない徴収額となるように十分配慮をいたしてまいりたい、こういうふうなことを考えております。

○中野明君 大蔵大臣にまずお尋ねをするんですが、この特別委員会が始まりましてずっと議論になつております補助金問題検討会、私先日申し上げたんですが、まずきょうはこの補助金問題検討会の性格からお尋ねをしたいんですが、これはどういう性格のものでございましてか。

○国務大臣(竹下登君) どこで検討するか。責任ある検討の場所はやっぱりこれは閣議決定に基づいて閣議会議決しよう、しかしながら閣議として専門家じゃございせんので、その関係会議が参考にさせていただくために、村長さんや市長さんや知事さんを含むいわゆる学識経験者の人

審議会等にありましては、審議会を構成する個々の委員の意思とは別の合議機関そのものの意思を決定する、答申等として公の権威を持って表明される。これに対して懇談会は合議機関としての機関意思が決定され、これが公の権威を持って表明されるというふうなものではなくて、行政運営上の意見交換とでもいいですが、懇談の場であるところ、こういう違いがあるわけでありまして、特にその実行に当たっては閣議で正式に確認をして決定の上で実行をしていく、これが大きな懇談会の

これを拝見しますと、結論を出していますよね。こうあるべきだとか、あるいはこう考えようか、確かに意見の分かれたところが二カ所ほどありますけれども、あとはみんな推進すべきであるとか結論を出している。そして、それ自体が僕は問題だと思ふんですけれども、この報告書が去年の十二月二十日に大臣に提出されているわけでしょう。それで、その報告書が予算編成に当たってどのような形で反映されたのか、こういうようになりまして、この報告書が提出された翌日に補助金問題関係閣僚会議で、「補助金問題検討会の報告を最大限尊重することとし、その趣旨を踏まえ

いすれ竹下大蔵大臣はこつちの隣の方へお座りになる人でしょから、あえて今から申し上げておくんですが、こういうやり方、こういう手法というものの、これはもう本当に議会を軽視していると言われてもしようがないと思いますよ。だから、こういうやり方はもう今後やらぬと。今、中曽根内閣ですから、あなたがやらぬ言うてもだれかがやれと言うたらやらにきいかぬのかもしれませんが、こういう手法というのはよくありません。その辺、いいと思っておられるかどうか。これでは納得できませんね。報告をもらって明くる日にはもうオーケー、これが補助金問題検討会の役目ということになったら、何ら権威のないこれがそのまま移動されて、ただ生活保護費のところが意見が分かれたというだけでしょう。それではおかしいんじゃないかという私の疑問にお答え

それで、確かに税制の抜本審議とかいふのは、やっぱり八条機関たるそれこそ税制調査会、こういうようなのが適當であらうかと思いますが、昨年以來この場所で開催を繰り返しながら、結局政府の責任、しかも補助金問題関係閣僚会議というところで責任をとうとうということ、そのお願いをして、検討会に有識者の意見を求めたということでごさいますから、やっぱり問題によって、いわゆる行政府の責任ということである場合はそのような手法がとられるだらう。今御質問を受けながら、例えば今、大蔵委員会で並行審議していただいております金貨問題などというのも、結局識者に集まってもらつて意見を聞いたことも事実でありますので、行政府の責任の上に立つて、それらの検討会というものはあながち全面的否定されるものではないというふうに思つてお

るところでございます。

○中野明君 大蔵大臣の言われるのはわかりますよ。わかりますけれども、ただ、この種のことについては、地方制度調査会とか地方財政審議会というふうな、もうがっちとした八条委員会があるわけですね。そして、そこからは十二月の十三日あるいは十一月の二十七日、先に答申が出ています。ところが、この予算編成の姿を見ると、こういう権威のある八条委員会から出た答申の趣旨とは非常に違つて、この補助金問題検討会の趣旨が全面的に生きている。この辺を私は申し上げたいわけですね。金貨の問題なんかは、これはそれなりに私は役目を果たしていただいたんだらうと思います。しかし、こういう同じようなことを専門的にずっと継続してやっていると、この答申が軽視されて、そして補助金問題、しかも検討した人に聞いてみたら、何かもう頼りない返事なんです。すね。ですから、そっちの方を重視されるというのには困ったなというのがあるもので、こういうやり方は余り好ましくないと思います。

大臣も今おっしゃったように、予算編成方針が決まると予算の内示が出たのが二十三日ですものね。ですから、二十日に答申されて二十一日にもう閣僚会議が決定をして、そして二十三日にはもう内示ですものね。だから、そういうことになる、これはまたいつもの手で隠れみのにされた。しかもその隠れみののは、ほんまの八条委員会が大體隠れみのになっていて我々は言ってきたわけですから、これはどつちかという余り認知されていない隠れみのですから、二重に悪いんじゃないか。今後そういうことについては、権威ある審議会があるのならその意見を聴取していく方がよろしいんじゃないか、こういう気持ちで申し上げたわけでありませう。

そこで、きょうは時間に制約を受けておりますので、総務庁長官が見えておりますから、ぜひ私はここで長官に、前回は申し上げましたが、昨年のこの特別委員会でも一律カットのときに大問題になりました、要するに率はカットされたけれども

手続は同じことだ、これではもう地方は踏んだりけつたりだということ、補助金申請手続の簡素化というところについて問題になりまして、その当時は後藤田さんでしたか、必ずそれはやらせませうというお答えが出ておるわけですね。それで、先日も文部省にもお尋ねしたら、文部大臣も一部やっていますというふうなお話でございましたので、ぜひこれは要望、要望というよりもお願いでございますが、しかるべきときに、ことしの秋なら秋に、各省庁に言うともうこれは大変なことでございますので、行管の方で集めていただいて、今までのことをやったら、書類が二枚あったのが一枚になったとか、二回のヒアリングは一回にしたとかいう今までは違った面をやはり出していただくと、こういうことが必要じゃないだろうか、私はこのように考えておりますので、ぜひこれは、日にちをこちらの方で勝手に決めるわけにいきませんので、何か総務庁長官の方で何月ごろをめぐって、大体今までとこれだけ変わったということをやったばり国会に示していただきたいなと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(江崎真澄君) 御指摘の点は私極めて重要で、もうこれは再三三回の議員の皆さんからも御指摘がある点でございます。特に地方の自主性、自律性、地方行革、これが問われておるときにやはり手続の簡素化というのは本当に必要なんです。特に地方制度調査会の報告書などによると、驚くべき時間がかかる、努力を費やす、これはもう私も承知いたしております。それで、改革の一環として臨調答申に従つて、地域性、効率性、総合性、こういう基本的視点を立脚して当然見直しを推進することは必要である、これはもう仰せのとおりだと、全く同感しております。

第百回国会においても、これは機関委任事務の整理合理化でございますが御審議を願つた、それから地方公共団体に対する国の関与、必置規制の整理合理化、これも百二回国会において所要の改正をお願いしたところでありませう。ところが、この補助金の手続の簡素化という点については、こ

れはもう全く焦眉の急でありまして、これは特別にお互いの自主性と効率化を求められている折から、このためにも手続の簡素化についてはこの一月から三月まで既に本年も行ったところでございませう。

したがって、今この結論を急いでおりますので、各省庁についてそれぞれ補完すべきところ、注意すべきところがあれば厳重に注意いたしますし、当然公開して、そしてまた議員の皆様にも御理解をいただき、もっと足りなければ引き続いて監査をするという方法に出たい、かように考えております。

○中野明君 大体、中間でも構わぬのですが、い

ただ作業が終わつて、いづつごろ私どもに教えていただけるでしょうか。そのめどはわかりませう。

○國務大臣(江崎真澄君) 私、一月から三月と申し上げましたが、ちょっと私の記憶違いで、空で

お答えしてしまつて失礼しました。これは補助金事務手続の簡素合理化を進めるために昨年の十月から十二月にかけてと。ですから、これは取りまとめ中といひましてももう取りまとめ御報告の時期にきておりますから、速やかに公表をするなり御告をするなり、こういうこととまたごらんをいただくようにしたいと思ひます。

補足説明は事務局からいたさせます。

○中野明君 でき次第教えていただきたいと思ひ

ます。それからもう一つは、少額補助金の批判、これが非常に強く出まして、地方自治経営学会の指摘をまつまでもなく、前々からこれは出ておりました。そこで、臨調の答申があつて、少額補助金の整理というところに各省が力を入れたわけですね。ところが、この少額補助金を統合メニユー化する、こういう形で六十年度は原則として百万円以下はなくすると、国の補助金として、それから六十一年度は百五十万円以下をなくするというものになつていくわけですね。結構なことだと思ひるので

すが、ところがその内訳が問題でして、要するに統合してメニユー化したんですが、この内訳は、内容として見てみますと一つも変わらなかつたから、補助金の数を減らしただけで補助金の実態は変わっていないということが各省とも言えるんじゃないかと、こう思ひます。

特に補助金の多いのは農水省とか厚生省とか文部省とかいふことですが、文部大臣、文部省のことが資料としてありますのでちょっと申し上げますが、今までは集団学習奨励費あるいは地域活動奨励費、社会教育施設モデル事業促進費ですか、それからもう一つ何かあるんです。ちょっと印刷が悪くて見えにくいんですが、このように四つの目になつておつたわけですね。それを地方社会教育活動費補助金というふうな目をつにしたいんです。四つの目をつにしたいんですが、中身は一つも変わらなかつたわけですね。

それで結局、例へて言へば、C町に例をとれば、婦人学級で二十万、家庭教育学級で四十万、青少年健全育成PTA活動で十萬、それから高齢者の生きがい促進総合事業で三十五萬、これを合

わせてちょうど百五十萬になるわけですね。ですから、これは約束どおり百万円以下はもうなくしましたと、こういうことになるんですが、中身を見たら一つも変わらなかつたわけですね。これは結局何にもなっていないじゃないか。これは農水省、特に多いんですよ。きょうは余り多いですから言いませんけれども、農水省が特に多いんです。だから、大蔵大臣も聞いておいてください。千二百の補助金があつた、それで補助金を減らさないかぬと言つたら一遍に六百になつたんです。一晩で。それで中身を見ると、一つ一つは一つも変わっていないんです。ただ、五つだったら五つを集めて一つにしただけの話なんです。数は減りました、確かに。数は減つたけれども、実際に最先端に渡っていく補助金というのは一つも変わっていない。これではいかぬじゃないかということ、これは文部省よりも僕は総務庁長官に、この面もやはり行政監察というんでしょうか、その面で

見ていただきたい。そうしないと何にもならぬわけですね。十萬円の補助金をもらうのも手数は一緒なんです。だから補助金をもらう、その補助金よりも事務手数料の方が多いというふうな矛盾した結果が出てきて、現場で働いている人は非常にむだなことだと思ひながら働いていると思うんです。

昨日、参考人の市長さんも見えておりましたので私申し上げましたけれども、去年はひどいことを言つた参考人があるんですね、市長さんで。補助金をもらうよりも手続をする金の方がたくさん要するというのは困るでしょう、それは損でしょうと、まあ損得で言うたらおかしいですけども、そう言うたら、書類を山と積んでもよろしい、どんな少額の補助金でもやっぱりいただきたいんです、こう参考人が来て言うたんですね。だから、そういう考え方を市長さんなり町長さんが捨てない限り行政改革はできませんよ。あなたは自分のお金でやるんだら、そんなことしますかと。二十萬の収入を得るのに四十萬も使つて二十萬の収入を得たのじゃ何にもならぬじゃありませんか、二十萬は出しやありませんかと。ところが、これは公金だから、職員が仕事して目に見えて自分の懐から出ないものですから、職員に遅くまで残業させてでもその書類をつくる。こういうことを改めるために少額補助金というのが問題になつてきたら、お役人さんというのは頭がいいんですね、数だけ少なくした。このところちょっと目を通していただかないと、補助金問題は今一番問題になつていくわけでしょう、補助金の額が余りにも大き過ぎる多過ぎる。ですから、その辺をお願いできないだろうかと思うんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(江崎真澄君) 全くこれまた重要な御指摘だと私同感いたします。ただ、御指摘の中にはわずかな助成、補助金でも国からもらった方が自分の思つておる、地方が計画しておる仕事がありやうい、こういう面もありますね、実際お互いに経験しております。これはしかし、補助金

に重点があるんじゃないやなくて、補助金に名をかりて自主的にやるものをやつていくというわけですから、補助金本来のあり方とはちよつと違つたことであつて、こういうものも仰せのように整理していくことは、これはやっぱり必要ですね。おっしゃる意味はよくわかります。

補助金というのは、一定の行政水準の維持、それから特定施策の奨励のための政策手段として政策遂行の上で重要な機能を担う、それに合致したものでなければならぬというふうに思ひます。したがつて、今後ともこれが有効適切に使われるように、また、今度の御審議を煩わしておる問題につきましても、機関委任事務が審議がおくれるという御質問もございまして、本当に全部が、ごもつともな御意見、何とかして本当は早く補助金カットがなされたら、委任事務も地方自治体に移譲するように早く通していただきたい、これは私も責任を感じて内閣委員会の方にもお願いをしておるところでございます。

先ほど申し上げましたように、十月から十二月までの監査をやつておりましたので、その結果については速やかに公表をし、またごらんをいただきた、またそれに足りないところがあれば大いにひとつ激励叱咤していただくことを期待いたしておるものであります。

○中野明君 それで次の問題は、類例の補助金ですね。類例の補助金が、非常に各省には優秀なお役人がそろつていますので、それぞれ自分の受け持ちをよくしようというところで、もうすばらしい知恵を出されて、いいアイデアがどんどん出てくるわけなんです、ところが、これが縦割りのものですからさうございあるんですね。

ちよつと見てみますと、各省庁の町づくり事業というのがあります。これに関連するのがこんなにあるんですね。十四省庁、九十一事業、これ町づくりです。名前が振るつていゝのがあります。建設省の地方都市中心市街地活性化事業というふうな、シェイプアップ・マイタウン計画、シ

エイプアップというのがあるんですね。それから環境庁にはアメニティー・タウン。国土庁はたくさんありまして伝統的文化都市環境保存地区整備事業とか、伝統産業都市モデル地区整備事業、水緑都市モデル地区整備事業とか、リフレッシュユアサと推進モデル事業というように国土庁もあります。それから郵政省にはテレビシアがあります。運輸省はニューメディア・ターミナル、通産省にはニューメディア・コミュニケーション、それからテクノポリス、テクノマート、コミュニケーションマート、舌をかみそうな片仮名が並んでおりますね。これを見たら普通の人はびびりするんですね、一体これだないやうなやつと。同じ役所、しかも同じ政府でこれぐらゐ、九十一の事業がいゝやうな町づくりでがばつとございあるんですね。

それで、計画なさるのはいいんです。もういい計画なんです、一つ一つは。けれども、これが予算に限りがあるものなんです、発表されたら全国のそれと思ふところは皆申請をするわけですね。この申請をするのにまたそれ相当にお役人を説得するだけの内容でなかつたら申請してももつと書類だけすぐだめになりますから、まことにすばらしいその構想に合うやうな申請書類になつて、この書類をつくるだけでも大変なんです。それで、つくつて出したからといってなかなか指定が受けられるかどうかからいってなかなか宝くじよりはましですけれども、なかなか指定は難しい。予算が限りがあつて、全国の市町村から申し込んできたら大変なものです。それは結局書類をつくるだけでそれこそもうむだになつていゝわけですね。そういうことが非常に多い。

だから、普通これを見てこれだけの事業の多さと主務官庁の多さ、そして名前を聞いただけでは何が何やらわかりませんね、一般の人にはね。名前を聞いただけで、これはどんなことをするんだらうか。シェイプアップというたら何じやうかと。今はやりですから、それは名前が悪いとかさういう意味で言つていゝんじゃない。何をやるんじやうかというやうなことですね。そういうことに一

つの大きな問題があるわけですね。

これは要するに国の財政が大変なときですから、どうしてもこういう形にいくんですけれども、これは将来国の財政が回復してきたときにはこんなものは長続きしません。すぐなくなつてしまふやつですね。継続性は僕はないと思うんです、こういうのはね。ですから、そういうところ辺に非常に問題があるんですけれども、これは厄介な問題でして、やつておられる人はまことに自分の職務を果たすためにそれは知恵を絞つてすばらしい構想なんです。ところが横の連絡は全然ない。これは困るんじゃないか。だから、計画が過剰になつていゝやうなことですね。地方の都府でしたら、市長さんなり知事さんがおつて、そこでちゃんと目を通すんですけれども、国の方は縦割りの行政なものですから目を通す人がおらぬわけですね。

だから、国として辛うじて大蔵省は予算の關係で目を通しているのだらうと思うんですが、けれども、やはり大蔵省と他省庁から出てくるもの、すなわちこの均衡もあるというところで、限られた予算の中からいゝやうなニューメディアでもちよつとずつ通産と郵政と農水に分けてしまふと。大蔵省もできないですよ、コントロールが。ですから、各省の顔を立ててちよつとずつつけるから、また一つの構想が出たらもう三省庁でニューメディアといつてやつていゝわけでしょう。

受ける方はもういゝばい来るわけでしょう。一つのところへ二つも指定が受けられるところもあるし、関連しているんだから両方受けたらいいのに、片方だけで片方はほかの町やと、こういうやうなことになつて、非常に地方では横の連絡をとるのに困るんじゃないかなという嫌ひがありますね。そうすると、これはむだが多くなつてきます。

ですから、どうしても中央に、これは行政改革のときにそんなこと言うたらまた怒られるかもしませんが、行政改革というのには要らぬものをなくして要するものはつくつていくというの

行政改革だろうと私は思います。事業だつて、何もかも事業を皆減らしてしまうというのが行政改革じゃないに、不要不急のは減らすと。そして新しい要請が出てきたら思い切つてやると、これが行政改革でしようから、中央にやっぱりそういうコントロールセンターというものが要るんじゃないだろうか。そうしないと、大蔵省だけに任しておいたら、大蔵省は予算編成の責任があるもので、お金の額を減らすだけのことで、事業を頭からだめだというわけにいかぬでしょう。説得力がありませんから、この事業そのものに。だから、申し込みが殺到するわけなんです。

そして、結局そこに過剰な計画になつて、むだが多くて、地方はもうろろろするばかりで、運の悪い役所は書類ばかりつくつて何もなし、書類はもうとにかくどんどん出したけれども何も当たらなんだ、こういうことにもなりかねないので、その辺を何か長官のところで御検討いただけないだろうか。このコントロールする場所と人がおらぬのです。地方へ行けば首長さんがおるんです。首長さんが、そんな余計な計画してはいかぬ、これ一本に絞れとコントロールできるんですけれども、国は縦割りで、それへ優秀なお役人さんが日夜知恵を絞つて説得力のあるいい計画をつくるわけですから、大蔵省としてもこれは断りにくいというふうなこともあるんじゃないだろうかという事なんです、その辺どうですか。

○国務大臣(江崎真澄君) これも全く御指摘のとおりで、今は私も政府におりますが、お互いに政治家ですから、いろんな陳情を受けて本当に混乱することがありますね。それくらい無駄が多いという一面から言えるわけでございます。十分そのあたりは我々総務庁として御意見の存するところを踏まえ、また、私自身にも経験のあるところですよ。

例えば民活の一つの、全国的に今行われておる

ものとすれば、土地区画整理事業というやつがありますね。あの土地区画整理事業というのは民活の最も早道でしょうね、優良宅地をつくるわけですから。ところが、土地区画整理と言つて、都市計画のお手伝いをして優良宅地をつくるわけで、民活の最たるもので、全県下に数多くありますね。また公共団体が行うものもあります、これも名前が悪いからもうちょっと名前を変えたらどうだ、農地の土地改良と間違ひそうだからと、さつきの横文字じゃないが、横文字はやりなんです。これもいけませんね。

それから、仰せの縦割り行政というものを一つの政府にするという事は、これはやっぱり簡素にして能率化の最たるものですね。この御趣旨はよくわかりますので、その線に沿つて努力したいと思ひます。

それから、御承知の東京湾のベイブリッジ、明石海峡、関西国際空港、こういうものに触発されて民間のいろんな計画が出てきたわけですね。これも建設省、運輸省、郵政省、通産省。これはとりあえず、今の混乱を増すばかりですから、したがつて四省庁、時間が限られておりますから、余り長くなりますから省略しますが、今提出しております法案のとおりに一方に締めくくつて一つの法律に、そして四省庁に合意を願つたと。その間を我々総務庁において取り仕切つた、こういうこともありますので、御指摘のいろんな補助事業に対する整理合理化もこれはやっぱり責任あると思ひます。よく関係省庁と話し合いながら、縦割り行政というものがますます強くなるのはいけませんね。行革というのは簡素にして能率的なというなら、一つの政府で横の連絡が密であつて時には人事の交流もまた盛んである。そして、自分が担当したい省庁の仕事に熱意を燃やすというなら、他の省庁からも、格落ちや後、不遇になることがなくていつでも転動ができるといったような民間にあるようなシステムに私は変えられていくことも、今、問題の御趣旨にこたえる方法の一つではないかというふうに考えるものであります。

御趣旨はよく承りました。

生給料も全部地方交付税に入れてしまつたらええやないかという、その方がよっぽど早いじゃないかという説も出てくるんですよ。

○中野明君 それじゃ文部大臣にお尋ねをいたします。

ですから、大臣に頑張つていただかぬと、何か次々にカニの足を摘んでいくようになって、もう胴体だけになつてしまふというふうなことになるか、ねえないんですかね。そして地方はまた超過負担で悩まなきゃならぬ、こういうことになりませんか、これは大蔵大臣にもぜひ考えていただきたいんですが、補助対象というものを何を基準にしようとするかという、この辺もはっきりしたことを出していただかないと、地方としてはいつ何ぞ補助対象が、補助金の率もさることながら、今度は対象がばんばん切られてくるということになると、地方はもう大困りなんですよ。この辺は何か基準というものはあるんでしょうかね。あるいは基準をつくらうというお考えがあるのか。大蔵大臣、御所見があれば伺つておきたい。

○国務大臣(海部俊樹君) 具体的にお示しになつた中で、学校事務職員あるいは学校栄養職員、これは昨年の予算編成時にも議論の対象となつたこととございました。けれども、義務教育費国庫負担法の根幹は崩さないつもりでありますし、また、文部省といたしましては、事務職員あるいは栄養職員というのは学校で幹事的な仕事をしておる職員である、こう受けとめて、これを外すことは困難である、望ましくない、こういう気持ちで対処してまいりたいと思ひます。

○中野明君 大臣、最近どうも補助金の整理合理化ということになつてくると、この補助対象が、補助金というものは補助対象掛ける補助率ですから、補助対象を切つてくるとというのが大蔵省の最近盛んに言ひ出していることですね。その一つの例が、文部省でいえば今お答えいただいたようなことなんです、これでどんどんいきますと、しまいに、もう、どういふんですかね、学校の先生だけおられたら教育は何でもできるのかということになつてくるわけですね。これは、どこまで補助対象、というもののにしないと地方は困るわけですね。そして、今言われておる超過負担というのが前々から問題になつておつて、かなりこの超過負担というのは解消されてきましたけれども、この対象が減つてくるとまた超過負担がふえてくるおそれがあるんですよ。そんなやこしいんやつたら、もういっそのこと、いわゆる学校の先

○国務大臣(竹下登君) 補助率の引き下げの問題につきましては、私も自治省とマクロベースの話をいたしますと、その中では、個々の地方団体における財政運営に支障を来したり地方団体間の財政力格差を拡大させるようなことをしてはならぬ、こういうことで、地方交付税等を通じて必要の財源措置を講じておるわけです。が、個々の町村に對しましては自治省の方で大変な御苦心をいただきながら適切に對應していただいております。私どもはマクロベースで、交付税算定の際のいわゆる基準財政需要の中へ算入するなどの措置によつて對應しますが、個々に對しては、これは目の細かい自治省あるいは県庁等々で御配慮をさせていただいておるというふうに思つております。

それから、義務教育費の問題につきましては長い歴史がございます、率直に、恩給費は昭和三十一年、共済費追加費用は昭和三十七年に、それぞれ主として当時の地方財政事情を考慮して国庫負担対象にしたものですが、それに対して今回は御説のような措置を行つていただいた。昭和十八年からずっと何回も何回も改正を續けてきて

おります。しかし、その都度、やっぱりマクロベースにおいては一般財源で措置するとしても、いわゆる交付税措置等においては支障を来さないような財源措置だけはしていかなきゃいかぬというふうな思っているところでございます。

○中野明君 時間の関係で次に参ります。

財政制度審議会から十二月二十日に出されておりますが、「歳出の節減合理化の方策に関する報告」の中で、民間団体向けの補助金等についてもこれは厳しい財政状況だからやれと、こういうこととおっしゃっております。私もそのとおりだと思います。民間団体の補助金こそ私は率の引き下げが急がれるものであって、ここの方の率を下げるのが先だと私は思うんですが、こういう答申があつて、これを政府も尊重するということなんですが、そのように理解してよろしいですか。この答申どおり政府としてはやると、このように理解してよろしいですか。

○国務大臣(竹下登君) 非常に大ざっぱに言います。補助金というのはアバウト八割といったしまして、福祉、公共事業、教育、これでぐくつてみれば八割、地方自治体を通じて出すものが大ざっぱに八割、法律補助が八割、こういうことでございます。

主として民間団体の分は法律補助じゃなくて、どつちかといへば予算補助というふうなものが多くいわけでありまして、財政審からの報告に沿つていわゆる民間団体補助金について厳しく見直しを行いました。それは補助率の引き下げ、それから人件費補助金については定員の削減、そういうことで財政審の報告を尊重して対応してきたところでございます。これからその精神を引き継いで対応しなければならぬと思っております。

○中野明君 金額が小さいからといって見逃さないようにお願いをしたいと思つてます。国のいわゆる補助金というのは全体が余り大き過ぎて、民間はもうその中では、金額的には一つ一つは大きいかもしれないが、全体の額が大きいものですか。

そこで、本年度の予算における補助金ですね、民間団体向け補助金の補助率引き下げというものは幾らぐらいされたか、それをちょっとお答えいただきたいと思います。

○政府委員(保田博君) 補助金の目にいたしました十八億でございます。削減によりまする国費の節減額は六億八千万円でございます。

○中野明君 主計局が作成した資料をいただいたんですが、「昭和六十一年度予算における補助金等の整理合理化について」、民間団体向け補助金エントエンジン開発費補助金、目でこうなつております。これを十分の六から十分の五にした、このようになつておりますが、節減額は十億円程度、こういう資料をいただいたんですが、今お聞きしますと六億八千万ということですね。ですから、国会に提出された資料というのは減らす分は多目に出されるんですか。それとも六億八千万というのは四捨五入して十億になるんですか。この辺どうなんですか。

○政府委員(保田博君) 先生お持ちの資料はどんなふうなものか存じませんが、私の手元に持つておりますのもそのような数字が入つております。これは予算編成の直後に補助金の整理合理化状況を概括的に取りまとめたものでございますので、非常に大ざっぱな数字であります。しかし、その後時間をかけてまして精査いたしました金額は、先ほど申し上げました六億八千万でございます。

○中野明君 いや金額の大小じゃなしに、やはり予算審議をするに当たつて私たちに与えられた資料というものは、こんなに古いものでいいかげんなものでは困るんであります。それは「十億円程度」と書いてあるからここで大きな声で怒るわけにはいきませんけれども、その「程度」が余り程度が過ぎるんじゃないか。六億八千万を、十億も減らしました、こう言われると、ああ十億減らしたのかと思つて一応理解しておつたところが、実際に聞いてみたら六億八千万でした。じゃこれは、ああそうか、それで「程度」と書いてあるの

かという、そういうふうな理解する人ばかりじゃありませんで、大蔵省というのは、主計局というのはお金を、数字をいふのがもう専門でしょうから、我々がやるのだったら、ああちょっと一つ忘れておりましたと言つて済むかもしれないけれども、皆さんの方々はそれが専門ですから、こういう資料を今後、それはちかつつというわけにはいかぬでしよう。いかぬですけれども、余りひど過ぎますからね、六十八と百ですからね。

大蔵大臣、そういうのは氣をつけていただきました。いすね。やはり国会は政府から出てきた資料ということになる。私たちが全面的に信頼をしていくわけですから、程度というからこれ以上言いませんが、やはり四捨五入もほどほどにしていただきたいなど、このように思いますが、その辺よろしくお願いしたいと思つてますが、いかがでしよう。

○国務大臣(竹下登君) 私も今拝見いたしました。程度というものは本当に近い程度であるべきだと思つております。

○中野明君 それでは農水大臣おいでいただきたい。先日も私、予算委員会でも申し上げましたが、日米、日ソ、これの漁業交渉が一応終わりました。モスクワまで行かれて大変御苦労があったと思つてます。しかしながら、結果としてはまことに我が国漁業にとりましては残念なことでもあり、それに対する対応というものが大変なんです。まだあと日ソサケ・マス交渉も残つております。そういうことで、まず日米、日ソ漁業交渉によつて北洋漁業に携わつていた人たちにどの程度の被害といふか影響額が出たものだろうか、そしてそれに対して農水省としてどうか国として、補助金になるのか何になるのか知りませんが、どういう手当てをされようとしておるのか、先日は北海道にも行つてこられたようです。それで、そういう状況を含めて教えていただきたい。

○国務大臣(羽田孜君) お答え申し上げます。日米の関係は一応形が整つたわけでありまして、

けれども、日ソ関係につきましては今実はようやくほぼ結論が出るということであります。そしてサケ・マスというのがまたすぐその後交渉が始まるというところであります。そういう意味でまだ減船が一体どのくらいになるのか、あるいはほかの漁場であつておることもできるのか、その辺がまだはつきりしていません。額等についてはまだ申し上げる段階ではないというふうに思つております。

ただ、先日私も帰りまして、北海道の釧路、根室、稚内、特に北洋漁業に頼つております地域を訪ねました。そこで漁民の皆さんあるいは加工、流通関係、そのほか関連の皆さん方とお話をしたわけでありまして、そういう中で私もいろいろにあらわしましたことは、ともかく根室あたりは九〇%ぐらゐ漁業に頼つておるということでありまして、稚内あたりでも七〇%以上が漁業に頼つておるという状況で、ともかく町全体がやつぱり大きな影響を受けておるという状況でございます。そういうことで、減船した場合にそれに対するものを一体どうするかということ、それから今日までいわれる出漁できなかったこの人たちに給与を船主の皆さん方払つておるということがあります。また、加工業の皆さん方が、原料が確保できないために操業ができなかつたという問題もございまして、そして、いろいろこれは関連をどうとんだつていきたいと思います。いろんなものを運搬する運輸関係の業者の方ですとか、あるいは加工の人たちに箱を卸す業界の皆さんですとか、ともかく町全体に相当大きな影響を及ぼしておるという実情でございます。

そういうことを、私もほんのりした時点でどれだけの影響があるか、もう既に今調べ始めている問題もありますけれども、その辺をよく詰めて、国際規制によるところの措置ということでございます。発動するような経営安定資金というのがございますけれども、これを発動するとか、あるいは水産加工経営改善強化資金、こういうものなんかを融通すると同時に、国として一体あと何をす

るべきなのか、こういったことについて関係省庁の皆様方にも御協力をいただきながら対策を進めていき、かように考えております。

○中野明君 今お話の出来た鋼路市からも陳情というのですか、出てきておる。ことしの二月に出た資料を見ても大変な影響額です。鋼路市だけで九百七十二億、これは六十年実績をもとにソ連の水域に一月から行けなかつたというあの被害でしようかね。それから、交渉中断による被害が十四億ですか。それから、鋼路市と根室とが稚内とか、今おっしゃった地域なんかはもう壊滅的なあれでしようね、影響が大きい。自治大臣も当然お聞き及びだと思いますが、これは大変なことです。

ですから、今はまだ少しでもやらしてくれていられるだけでも、やがてはアメリカはもう何年か後にはだめでしょう。ソ連も恐らく二百海里以内はもう、うちもとりに行かぬかわりにおたくもこつちに来てくれるないうことでしょう。そして、欲しかったら買ってくれと言うんでしようね。輸入してくれというのでしようかね。そうなりますと、もう北洋漁業というのは壊滅状態だろうと思えますので、今からそれに対する対策を相当制度的にも、あるいは基本的に政府の方でつくっておかないとこれは大変なことになる、こういうふうな今私たちは心配をしているわけですので、ぜひその辺は大蔵大臣も、それは当然お聞き及びのことではございませんから、財政が苦しくてそういうことはちゃんとしてあげないことは大変なことになります。

そういうことで、ぜひこれはもう目に見えていますから、だから何年か先のことだろう、そのときはそのときで何とかなるだろうというふうなことはなかなかいえないのですから、何年か前からそれだけの計画を立てて財源も捻出する考え方をしておかないといかぬのじゃないかと思うんですが、大蔵大臣、北洋漁業のいわゆる応援といいますが、対応について大蔵省としてのお考えを

よつと教えていただいて終わります。

○国務大臣(竹下登君) 実は羽田農林水産大臣から厳しい状態の報告を聞きまして、きょうも本日はわずかな時間でございましたが、お休みの時間に廊下でございましてけれどもその後の推移等を聞いておるところであります。

基本的にはこれは農林水産省自身がいろいろお考えになることでございしますが、よく協議して対応していくべき課題だというふうに理解はいたしておるつもりでございます。

○中野明君 終わります。

○下田京子君 後藤田官房長官が四時から記者会見ということがあるので、繰り合わせまして、冒頭、当面する農政の重要問題で質問いたします。

去る四月七日公表されました国際協調のための経済構造調整研究会、いわゆる経構研の問題です。総理はきのうの本会議等でも、これは私的諮問機関であるのでそういう立場から取り扱いを慎重にした、こう言われているんですけども、さきの日米首脳会談においてレーガン大統領に報告されたこの中身というのは、今後の日本の外交上の指針を示し、そしてまた中長期的な日本の政策の基礎を示したという点で、レーガン大統領とのかわりではない、まさに国際協調というふうな受けとめられるものではないかと思うんです。

○国務大臣(後藤田正晴君) 日米首脳会談の結果、今下田さんおっしゃったような議論をなさる方がいらつしやることは事実でございます。

しかし実際は、あれは私的諮問機関でございますから、これは七日に報告が出たわけですが、それで、八日に閣僚会議を開いて、これは党の五役も出ておりましたが、そこで、この意見というものは傾聴すべき貴重な御意見であるということとを一方で決定をしております。しかし、これは私的諮問機関ですから、やはり実施をするに当たっては、政策化する段階では、これは党との連携、それからまた政府の中には各種審議会があるから、

それらとの調整を図りながら政策化していくということを決めていただき、そして適当な機会にできるだけ早く推進母体というものをつくりたい。そして同時に、こういった趣旨を持った総理談話というものをつくつてもらうということを決定したわけですね。

その段階で総理は向こうに行っておりますから、その総理談話の趣旨を踏まえて、総理はレーガンさんにお会いになって、日本としては前川報告というものもある、それで構造政策というものは進めなければならぬと考えておる、この前川報告なんかを参考にしながら、今後与党とも十分連携をしつつ国民の理解も求めて日本としてはこういう政策を取り進めていきたい、こういうことを表明したことは事実でございますが、別段その中身を一々説明したわけじゃないんです。総理は中身を説明しておりますから、そこらで別段、公約というのはいらないことでしょうか、私はその点はよくわからないんですが。

しかし、ただ私はテレビ討論でも言ったんですが、一國の総理が相手方の大統領に話したんですからそれなりに重みはありますよ、重みは。しかし、それをあなたには国際公約と、こう言う。私も国際公約なんかしたという覚えはない。私のが我が方の理解でございます。

○下田京子君 日本側が国際公約という形で受けとめたかどうかは別にしまして、今いみじくも一國の総理がレーガン大統領に言われたという点での重みはあるということなんです。つまり、そのことが国際的なやつぱり信義の点で、米側はこれを国際公約という形で受けとめているのではなからうかと思うんです。

なぜかといえ、今お話ございましたようなことも含めて、総理が現地で記者発表をされていまして、新聞等で、それを見ますと、経構研の中身については立ち入って説明がないというお話ですが、けれども、総理みずからが経構研をどう評価するかという点では高く評価して、この報告を政策化する作業を具体的にやる、推進本部も設置してや

るんだと、こういうことを言われたときに、レーガン大統領がこの総理の発言を受けて、揺るぎないコミットメントとして称賛するんだと、こう言われているわけですね。そして何らかの具体的なフォローをしなきゃならぬだろうという格好で米側からの提案があつて、高級事務レベルによりまず定期協議を今後とも続けよう、こうなつたわけですね。ですからこの場合、米側から言えはあのと出されたこの経構研の内容等についてその後どう具体的に推進されているのかという形で迫られてくるだろう、そう思ひになります。

○国務大臣(後藤田正晴君) いや、だから今私がお答えしましたように、こういう前川報告というものは出ておると。これを参考にしながら、これはまた私的諮問機関を腹の中に置いて物を言っているわけですから、したがってこれを政府・与党との調整も図りながら、国民の理解を求めつつ構造政策を日本としてはやっていきたい、こう言っているわけですが、前川報告の中身そのものを国際公約として約束したなんということとは全くない、そのことを私は申し上げておるわけでございます。

○下田京子君 前川報告そのものではないと言いますけれども、総理みずからがいわゆるこの経構研、十九回中一回欠席したのみ、みずからが指揮をとってやられたと、それをおなかに入れていたかどうかは別にいたしまして、そういう内容でやっていくということをレーガン大統領と約束されたのは事実ですよ。

さらに官房長官に聞きたいことは、日米首脳会談後早速去る二十二日、経済構造調整推進のための会議をつくりまして基本方針を出したわけ。この方針なんですけれども、新聞報道によりますと、この基本方針の原案の段階に、経構研の報告を参考にしてという文言があつたと伺っております。ところが、大変異論が出て削除されたと言われているわけですが、削除された理由はどういうものでございましょうか。また、この削除され

たということ。この経構研報告は棚上げになったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) そうじゃありません、それは、必要ないということであつただけの話です。というのは、最初に、「昭和六十一年四月八日の経済対策閣議決定」「経済構造調整の推進について」に基づき」と、こういうことがありまして、「記」の方ではそういった文章は不要ではないかということであつただけの話でございます。

○下田京子君 そうしますと、経構研の報告を参考にしてということはどういうことなんでしょうか。という格好で削つたというふうに聞き取れるわけなんですけれども、新聞報道によれば「荒れ模様の船出」ということで、これは政府・自民党が二十二日、政府が用意した基本方針の文章を自民党側が修正せよという格好でもって削られたと、こういうふうな報道されております。

私が申し上げたいのは、自民党内でも認知されないようなこういう報告が中曽根総理によって国際的に表面化されて、そして日本側が何と云おうと国際舞台の中で、今後高級事務レベルで定期的な協議をやっていくのだという格好になったという点が大変重大な点だということを申し上げておきます。

それで報告の内容なんですけれども、長官は御存じだと思います。構造調整の重要な柱の中に、中小企業や石炭産業とともに、農業問題についてはこう触れられているわけですね。「国際化時代にふさわしい農業政策の推進」というふうになっております。「国際化時代にふさわしい農業政策の推進」のために具体的に「今後育成すべき担い手に焦点を当てて施策の集中重点化を図る」んだと、こう述べられております。この「今後育成すべき担い手」というのは、一体だれのことを指されておりますか。

○政府委員(的場順三君) この報告書は、御承知のとおり、前川委員以下十七名の方が自由な討議を重ねられまして、その中で我々の報告として

ふさわしいものを集約してまとめておこうということでございますから、いろいろな御議論はございましたけれども、この報告書の中に書いてあることに尽きるわけでございまして、これをどう解釈し、これをどういうふうな政策化していくかというところは、今後政府と与党が考えていくことでございまして。

○下田京子君 ですから、御藤田官房長官はどう認識されているのかと聞いているんですよ。その「育成すべき担い手」というのはどのように御理解されていくのでしょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私は、余り農業問題はよくわからないんです。私の理解は、これは何と云いますか、中核農家と、かように理解をしております。

○下田京子君 中核農家というのは具体的にどのような農家ですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 事務局から説明させていただきます。

○国務大臣(羽田孜君) まさに新しい時代の中に、今パイオですとかまた情報化社会、情報、そういうものがどんどん農村にもあるいは農業の中にも取り入れられようとしております。そういうものにたえ得るようなやつばり後継者というものをのつくり上げていく、これは私も自身もそのように考えながら進めております。

○下田京子君 官房長官、お時間だからお出になつて結構なんです、御自分で言われた御認識を農相に聞かざるやないというの、またこれは意外な話なんです。私はこうだということ、でちゃんと責任を持って御答弁される、これは当然じゃないでしょうか。

そこで申し上げたいのは、私はこう思うんですよ。「育成すべき担い手」だと、それじゃ育成されない担い手というのもあるのか。私はすべての農民が日本の農業の重要な貴重な担い手だというふうに理解しているんです。それを、「今後育成すべき担い手」だと、あるいは一方育成しなくともよい担い手だという格好で選別をするという

のは、何を考えるのかといえ、恐らく中小の兼業農民をこれから農業から切り捨てていく。つまりそれは補助金やあるいは融資やあるいは価格保証とか、そういうあらゆる問題から選別していくということ、かやつぱりあるんだと思うんですよ。こういうことだと結局農業から切り捨て、日本の農業は縮小されるんだということを、官房長官に私は申し上げておきます。どうぞお引き取りください。——じゃ答弁どうぞ。きちつと言つてください。

○国務大臣(後藤田正晴君) これは下田さん、私の立場を誤解していらつしやるんじゃないでしょうか。私はこの委員でも何でもありません。私はその答申を受け取つただけであつて、これからはそれだけのつかさつかさでこれを参考にしながらどうしていくかということを決めるのでありまして、私は議論に参画したわけではございません。

○下田京子君 ですから、受け取つた側としてどう理解するんだということを聞いています。

そこで農相に聞きますが、「基幹的な農産物を除いて、今後輸入の拡大を図るんだ」というふうに書いてあります。基幹的な農産物とはどういう農産物のことを意味するのでしょうか。報告書の原案には基幹的な農産物とあつた、ところが最終的には畜が落ちたと、こう報道されておるんですよ。としますと、この基幹的な農産物の中にはアメリカの大変関心の高い牛肉は入るのか入らないのか、いかがですか。

○国務大臣(羽田孜君) お答えを申し上げます。

経構研の報告書にある「基幹的な農産物」という言葉につきましては、研究会において、我が国の農業あるいは生活上重要な意義を有する農作物というふうな意味であり、その具体的な範囲については特に詰めた議論があつたんじゃないというふうに私は聞いております。いづれにいたしましても、この経構研の提言は中長期的な視野から政策展開の基本的な考え方、これを示したものと理解しております、私も農林水産省としまして

ては、この前もお答えいたしましたように、この提言というものを参考にしながら農政審議会の中でも議論をしていただこうということでありまして。

○下田京子君 私は、この基幹的な農産物の中には牛肉が入るか入らないかと聞いたんですよ。お答えできない、そういうあいまいな態度が——じゃ、お答えください。

○国務大臣(羽田孜君) 私は、その問題について前段でお答えいたしましたとおり、そういう細かいものについては議論しておらないということをお申し上げたわけでありまして。

○下田京子君 ですから、議論したくないかは別にしても、農相の見解を聞いたわけですよ。きちつとやはり態度表明がないということがどういふことを意味するのかわからないので申し上げます。

つい先般、もう早くもリン農務省長官が、牛肉は基幹的な農産物に入らないと受けとめたのかどうかわかりませんが、日米首脳会談後早速、牛肉について日米合意の期限は来年です、すね、にもかかわらず大幅な枠拡大を要求しているじゃありませんか。ですから、きちつとした態度こそ必要だということを繰り返して私は言つてきているんですよ。

○国務大臣(羽田孜君) この問題につきましては、正式にきちんとアメリカと話し合つて、今お話しのとおり時期にもう一度話し合おうということになっておりますから、私もはそのように対応してまいります。

○下田京子君 いずれにしても、牛肉が入るか入らないかということを明言は避けているというのとだけのはつきりしたわけですね。

○国務大臣(羽田孜君) 私も、またこの議論というものをこれから農政審議会の中で議論してまいりたいと思つておりますけれども、やつぱり畜産というの、我が国の農業の中の基本でございます。そういう意味では、もちろん今おっしゃるとおりだと思います——入ります。

○下田京子君 明確でないです、要するに。基幹的な農産物以外は輸入の拡大を図る言っているんです。だからはっきりお答えになるべきなんです。とにかく、このままだと幾ら時間があっても足りませんよ。

次に申し上げますけれども、経構研の報告は、農産物市場開放についてアクションプログラムの中身よりもかなり大きく踏み込んでいっているのではないかと私は思うんです。具体的に申し上げますけれども、輸入制限品目の取り扱いについて昨年七月三十日政府が決定したアクションプログラムの中はどう書いているかといいますと、「我が国農水産業の実情に配慮しつつ、国際的動向に即した市場アクセスの改善に努める」となっているわけなんです。今回の経構研の報告では、この部分がすっかり落ちてしまっているんです。新たに加わっているのが何かといいますと、「国内市場の一層の開放に向けての将来展望の下に」という言葉なんです。ですから、冒頭に言いましたように、この経構研の報告というものは、農産物市場開放について、政府の決定したアクションプログラムよりも一歩大きくこの輸入問題では踏み込んでいます。どうですか。

○国務大臣(羽田孜君) まさに経構研での議論というのはそういう面が私もあると思います。ただ、これは経構研という立場で御議論なさったこととでありまして、先ほど私が前段で申し上げましたとおり、これから私どもとしては農政の長期ビジョンというものを議論していただくという農政審議会にお願ひしておるところです。そこで、この経構研での議論というものは一応参考にしたがら議論をしていただくというところであります。これは総理も、この経構研の議論というものをひとつ各審議会、それぞれの関係の審議会でもまた御議論をいただきますということを言っておるんですから、別にこれは経構研のあれは至上命題だというふうに私は思っておりません。

○下田京子君 農相の立場は今わかりました。ただ、この「国際的動向に即した」という表現

がいかに重要な点かという点では、これは四月九日発表されました対外経済問題の諮問委員会の報告書に盛り込まれた文章なんですよ。そして同時に、なぜこれが入ったかという経過を見ますと、十人のメンバー中、農業団体のメンバーはたった一人、全国農業会議所専務理事の池田さんなんです。この池田さんが、「最近の日米摩擦におもう」という論文の中で、諮問報告をまとめる過程で、当初の原案には輸入制限品目について「段階的に縮小」とあったけれども、この表現に池田さんが大変反対されたんですね。なぜかといえば、アメリカだってウエーバー品目というものがあって輸入制限しているじゃないか。ECをこらんない、課徴金制度や輸入制限品目を残しているじゃないか。それなのに、なぜ日本だけが単独で率先して段階的に自由化を進めようというのをやらなきゃならないんだ、承服できない。相手側の対応に合わせた見直しをやっていくということとが大事であって、「国際的な動向に即した輸入制限の見直し」という文言に修正された。

ですから、今回の経構研の報告で、「国際的な動向に即した」というのが欠落したということとは重大なんですよ。日本が単独でも率先して市場開放を進めようというふうになるわけですから、そういう点で大臣はどういう立場に立っていますか。

○国務大臣(羽田孜君) お答えいたします。このたびの経構研の議論というのは、基本的にやはり内需拡大というものを進めていくということとが一番の根拠にあって、そういうことをもとにして参加されている委員の中でお話しになったというところであります。ですから、私どもの立場といたしましては、今日までずっとお答えをしまし、まいりましたように、要するに今お話がありましたように、各国ともそれぞれがみんな国境措置というものを持っておる。私もやっぱりこれからは、そのことを主張してまいりますし、そのためには、まず基本的に国内生産というものをきちんと確保するという点、それと同時に、必要なら

のについては安定輸入というものを確保していかなければならないということ、そして本当に困るものについてはやっぱり備蓄するということがなんかにしても今日までやっておるわけですから、私もその基本姿勢というものをもちながら、しかも我が国の農業あるいは地域経済、こういったものにどんな影響があるのかということも見きわめながら、その都度きちんとして対応してまいります。

経構研の御意見については、私もやっぱり一つの御意見であるということで、それをまた議論の中に取り入れながら私もこういった問題について議論していきたいと思っております。

○下田京子君 突っ込んで聞きたいんですけれども、実は池田さんがこういうことも言っているんですね。

対外経済問題の諮問委の議論の中では、これが日本の有識者なのかと驚くような意見が次々と出た。ある人は、日本の政府がここで日本の農産物を全部開放することをほざきすれば今の日米間の貿易摩擦問題は直ちに解決するだとか、またある人は、日本の米は加州米に比べて価格は三倍だ、こういう米づくりをいつまでやるのか、せめて倍以下にできる見通しがあるなら我慢するが、その見通しがなければならぬ市場開放を全面的にやるべきだ、こういうふうなことを言われていて、池田さんは率直に、こういう荒唐無稽の現実離れした意見が日本の最高の有識者からどんどん出るというのは本当に驚きあきれたと言っているんです。農相、どう思いますか。

○国務大臣(羽田孜君) 確かに何というんですか、一面だけから見ると、そういう議論というのはあると思うんです。私もなんかも一般の人たちと話しているときに、私なんかに対して加州米を現地で食べた、すしなんかで食べたら大変うまい、しかもあの値段というのは三分の一以下である、ああいったものをどんどん輸入したらどうだろうかと。しかし、確かに米の面で、米というものはこれは全国に行き渡って生産できるもの

であるから、生産性の高い農業というのは日本の基本でもあるということで、我々はこれを守らなきゃならぬという一面と同時に、やっぱり水田が果たしているいわゆるダムの役割みたいな、いわゆる国土保全という面もあります。そういったことについては、多分ここにいらっしゃるメンバーの方々は考えにならずにお話しになったんじゃないかな。

ですから、それぞれが自由にこういうものは話すところですから、私もやっぱりそういつた意見はお聞きしながら、これはこうこうです。よというふうに申し上げていかなきゃいけない。だから、その点でもしみんなが理解していないとすれば、我々がもっともと理解してもらおうように、日ごろからいろんなところでさらに話し合っていかなきゃいけないという反省は持ちます。

○下田京子君 よくわからぬメンバーを十人中九人までそろえているんです。この九人の方々とするのは、まさに積極的な農産物自由化論者なんです。そんな方ばかり集めておいて、異端者みたいだとおられて大変不満を述べられていたのが池田さんなんです。ですから、そういう方のことを、これは諮問で出されたんだということでもって御旗に立て進めていく今のやり方というのは大変問題だ。

それで、これは日米諮問委員会の最終報告がやっぱり私はベースになっていると思うんです。一九八四年の九月に、日米双方、レーガン・中曽根会談で今後の指針という格好でもって高く評価されたのが日米諮問委員会の内容でしよう。その内容には何と書いてあるかといいますと、日本の農業については、米や麦、大豆、牛の放牧はやめて野菜や果樹、豚、鶏、さらに草花の栽培に転換せよ、こういうふうなことを言っています。さらに経団連も同じようなことを言っています。そして、お米の自由化まで要求してきているんです。今の農相のような話でいくと、これは総理もさっぱり農業のことをわからぬで自由化を進めよという議論になりますね。

○国務大臣(羽田孜君) お答えいたします。

いろいろお話をしました。そのお話をしたときになつてそのままアメリカに出かけられたという経緯も私はよく承知しております。そして、確かに今この中でいろいろなことが議論されたことはありますけれども、これはあくまでも議論なんであつて、私たちがそれじゃその中で、それをどこで日本の中で本当に生かすことができるのか。本当に、現実的には一体どこがどうなのかということ。私たちが自身が実は議論しながら、これから農政というものを、それこそ皆様方の御指摘もいただきながら進めてきておるわけでございますから、私どもはその点については間違いないということと。

そして、米の輸入については先ほど申し上げたような事情があります。ただし、今、日本で、例えば沖縄なんかの場合には、どうしてもあそここの米でないとおそこのしょうちゅうはできないというようなことから、あるいはモチ米等が不足したりなんかしたときには輸入している現実がございます。ですから、絶対とか何とかということは言うべきじゃないと思いますけれども、私は基本的に米の輸入というものはするべきでないというふうに考えております。

○下田京子君　中曾根・レーガン会談で、今後の方針ということで総理みずからが高く評価した日米諮問委員会の中身の中に、米づくりや何かはやめなさい、こういうことを言っている。本当に日米諮問委員会の中でちゃんと言っているんです。ですから、最終報告の中でそれが述べられているわけであって、米が自由ということになれば、文字

時間がなくなつてきちやつたのでちよつと飛ばしまして、例えば今言うような経構研の報告という中身は国会の決議、自給力向上というやつ、寧ろあればなおいいんですけれども、こういつたものについても反するということを指摘して、江崎総務庁長官にお聞きます。

國際經濟の特命相でありましただけに実情はよく御存じだと思ふんです。一つは、日本が世界最土の農産物純輸入国であるという、この点では國際化時代という点でむしろいわば先取りしてきたものではなからうか。二つ目には、中でもアメリカからの輸入が最大であつて、特に貿易収支というところになれば日本の農業は赤字になりますし、こういう事情をアメリカの農家の方々、あるいは日本財界人ですすね、知らないんではないかというふうな意味の發言をなされていくと思ふんですけれども、改めて御認識を聞かせてください。

【國務大臣（工務大臣）】 農は國の大本であらう、

(國策)の中曾根總理もしばしば言つておられますね。米作を否定するなんというようなことはだれも考へておりませんよ、自民党は。それは農家に不安を与えてはなりませんから、私からしっかり答へておきます。

御承知のように、日本の産米量は、今生産調整をしておりますが、約千五十万トン、そして外国からの、これは飼料を含みますが、輸入量が二千七百万トン。そのうちの二百万トン、いわゆる一日本の米の生産量の倍量を、我々日常食べておる大豆、豆腐、豆とかみそ、しょうゆの原料になる大豆を初め小麦粉、そういういたものを二百万トン、倍量を入れてあるんですね。だから最大の顧客。ちようどミッシェンで昨秋もアメリカを訪問しました。当時はまだ羽田農相ではありませんでした。が、アメリカに行きまして、農水省だけで、すや、大歓迎して昼食とともにしようなんと言ってくれたのは。だから、お説のように十分これは宣伝しなければならぬ。日本が非常な輸入国である、こ

高く評価するんだ、それを実行していくための推進会議もつくるんだ、日米の間には高級事務レベルの定期協議もやっていくんだということなことは、全くこれは問題だということを繰り返し申し上げておきます。

それから、セメントの補助金、一括法との関係です。ですから大蔵大臣に聞かなくてならないんですが、農水関係のカット額をまず確認させていただきます。今回の補助金カット一括法で農水関係の高率の補助のカット額、法律によるもの、これは農水省で、森林法百五十五億、漁港法で五十七億、その他の法律によるものが七十三億で合わせて二百八十五億円。それから法律以外の政令や予算措置によるものでは、農業基盤整備関係で四百五十八億円というものを中心にして六百三十八億円、合計で九百二十三億円にも上ると、間違いないです。すね。

○政府委員(田中宏尚君) ただいまの数字に間違
いがございません。

○下田京子君 それで、これも議論になっている
と思うんですけれども、財政措置ですね。国民に
直接影響を及ぼさないと、地方財政等である
措置を講じているというふうにお述べになっ
ておりますけれども、法律によるものも予算措置
によるものもすべて対応されるのかどうか、これ
が一点です。

それから、これはカットは三年限りで、三年
後、四年目からどうするかというのは今後のいろ
いろな状況を見てだと、こういう話をされている
んですけれども、これは大変問題だと思うんです

ていねい、地方財政計画そのものには支障を生ぜしめないと、こういうのを基本的な考えとして今回もまた今後も取り続けなければならないと思っております。

えはそういう御質問でございますが、この問題につきましては、三年の時限としたとしてもそのもの理由は、一つは、やっぱり生活保護関係が両論併記で出てきたということで合意を見るに至らなかつたということが一つあります。それからもう一つは、絶えずいわば財源配分、税源配分等は検討していかなきゃならぬ問題であります。またまた国税、地方税のあり方について税制調査会で御審議いただいております、そういうことの変化が今後全くないとは予測できません。等々考えますと、やはり三年というのが適當だ。三年という論理的合理性を言えとおっしゃってもこれはなかなか難しい問題でございますが、そのような措置を行いました。したがって、六十四年度以降の補助率におきましては、その時点における国、地方のいわば財政状態あるいは経済の推移等においての役割分担、費用負担のあり方等を慎重に検討して決めるべき課題である。單純に返すと、こういう物の考え方の上には立つておりません。

○國務大臣(江崎真澄君)　ちよつと時間があるいはどういふことになりますかあれですが、さつき経構研と全く反対のことを私がお答えしたとおっしゃったが、これはそういうことを言っているのじゃないので、経構研というのは中期目標、私の言つたのは現況の認識はどうだと問われるから現況を率直に申し上げた。

そこで、経費研では経営が成り立つ農家の育成ということを言っていますよね。それからもう一つは、バイオテクノロジーをもっと採用して、今予算でもこの足りないときに大幅にふやしているでしょう。ですから、単作地帯などはバイオテクノロジーをもっと吸収して経営にたえるようないい農家づくりをしよう、こういうふうな補正して御答弁をお願いします。

○委員長(嶋崎均君) 下田君、時間でございます。○下田京子君 そうなんです。私はこれ一問、どうしても言わなきゃならなかったのに時間なんです。ただ一言言っておきます。

つまり、高率でない補助金も六十一年度予算で軒並み補助率が下げられているんですよ、大蔵大臣。その中にはさつと五十八億七百万円カットがあります。それで今言うように、じゃすべてが国民に影響を与えないかといったらそうでもない。みたいな話をされたのですが、そのとおりなんです。水田利用再編対策推進事業補助金、これは一億五千八百万もあるんです。あるいは新農構のメニュー事業になりますと、これは個人の共同によるものとか農協によるものですが、これはもう全然手当てされていないんです。そういう点で非常に問題だということを申し上げておきます。

同時に、今回のこの一括法は、農水関係だけでも専管二本なんです。その他九本で、十一本もの法律をこういう格好で、もう時間だ、やめろというところで通していくというのではまさに問題だということをおっしゃいます。

そして、今嶋崎大臣が言われたことですけれども、将来は経費研が言っていることと同じだということをおっしゃると思うので、これは重大だ、問題だと、本当にそういうことでは日本の農業は大変なことになると繰り返し申し上げておきます。

○委員長(嶋崎均君) 時間でですか。

○下田京子君 終わります。

○下村泰君 先ほど総務長官のお話をちょっと私聞いておいて、どうしてこうやって立場立場が違

うとこれだけおほかたのことをおっしゃるのかなと思つたんです。先ほどのお話で、つまり、綱張り根性を捨ててお互いに横の連絡をとり合う、有能な人間なら適材適所に運ぶ、異動もさせる、それが適宜政策を行う。大変素晴らしいお考えを拝聴したんです。ところが、ほかの省へ行くとか全然そういうことをおっしゃらないで、皆さん。どういうわけだ。総務長官だけがそういうことをおっしゃって、ほかの方が言わないのかというようなことをふと感じました。

例えば、いつも私が問題にしている身体障害者の問題にしても、労働省と厚生省がお互いにお話し合ひしてくださればスムーズにいくことが、いかなる例がたぐさんあるわけですよ。そういうところを総務長官にひとつお願いをしておきたいのですが、いかがでしょうか、ちょっと何か答えてください。

○国務大臣(嶋崎均君) 私は行政改革の究極の目的は、やはり縦割り行政の顕著な役所づくりではなくて、一つの政府、これではなくてはならぬと思うのです。それから中曾銀行軍というののもやっぱその理想に向けて走っているかやなりませんね。そして我々総務庁というものは、行管庁と総理府の一部の職務をとったわけで、いわば政の官庁になるわけです。ですから、ある意味においては各省庁に対して、綱張りでせめぎ合つておるものを調整したり、そしてそれを一体化したりと、こういうものもやはり我々に課せられております。簡素にして能率的な政府づくりという、それを目的に行革を始めたんでしよう。その一番根本が忘れられて、綱張りがますます縦割りに強くなるという政府をこのままにはしておけない、私本心にそう思うんです。

ですから、一人の嶋崎がそれを言ってみたとこでこれはすぐ簡単にできるとは思いません。これは長い官庁それぞれの伝統がありますから。しかし国会議員が全部その気になって、そしてまた官庁のOBも、この中にも随分有力者がおられますね。ですから、そういう方たちも一体になってや

っていけば私は不可能なことではない。これはやはり本来の簡素にして能率的な政府づくりの行革の根本精神を忘れてはならない。

また、私も総務庁長官であるうちにこの声を大きくして、総理もぜひそれは進めてくれと、こう言っております。そういう面でもぜひ一体化がちょっとでも進むように、また下村先生の熱心な福祉問題についても、特に身体障害者の問題については非常な御熱意を自分で傾けておられる、こういった面についても、あつちへ行け、こつちへ行けというふうなことは本当に困るですね。ですからその点は、さつきも大蔵大臣とさやいておつたことですが、将来総理になったら、おまえさん、これはやっぱやってくれにやいかんわなと言つたら、いや、あなたのとおっしゃるとおりだと言つていますから、これはやはりお互いに大事なことだと思つて私も受けとめておるわけでございます。

○下村泰君 別にござりまするでやっておるわけじゃありませんけれども、そういう力強いお言葉を聞くと大変安心いたします。ただ、嶋崎さんが総務長官のときはそれでございませうけれども、今もお話に出ましたけれども、中曾銀行軍はこうである、そうすると中曾銀行軍というものが果たして竹下大蔵大臣が総理大臣になったときは継がれるのかどうかという、これも心配になってきますけれども、その話は抜きにしまして、今大蔵大臣と総務長官がさやいたそうでございませうけれども、やはりその御認識はございませうでしょうか、一応承つておきます。もし総理大臣になつてからそんなことは言いませんでしたと言わせないために、今確たる証拠を握っておきたいのでございませうけれども、いかがでございませう。

○国務大臣(竹下登君) もしのお話は別にございまして、嶋崎総務長官が言われたことが本来のあるべき行革の姿であつて、これはどの内閣ができれば私は継承するべきものであらうというふうに考えております。

○下村泰君 突如フリートークでまことに申しわけなかつたと思います。どうぞ総務長官お帰りに

だいたいませ。竹下大蔵大臣も大変すばらしいことをおっしゃつてくだされました。どうぞひとつ代がかわりまして竹下内閣のときにもお忘れなきようお願いをいたしておきます。

この間、国鉄の障害者雇用についてお尋ねをいたしました。そのときに三塚運輸大臣から、「障害者の雇用対策は政府の基本方針でありまして、よつて、一番弱いところにしわ寄せをして進むというところになります。分割・民営は国民的な共感と理解を得ることができません。その辺のところを十二分に配慮をしつつ取り組んでまいります。」というお答えをいただきました。これは大変ありがたかつたのでございませうけれども、今度は利用する障害者に対してもこのお気持ちをいただけないものかと、こう思うんです。

すなわち、障害者で内部障害者ですね、こういう方々がいらつしやいます。難病患者もそうでございます。こういう方々の運賃の割引問題なんですけれども、この問題はずっと前に私も取り扱つたことがあるんですが、財政難を理由に見送られてきたわけなんです。ございませうけれども、その辺ちよつと発想をかえてみて、そうした制度から除外されていた人たちが制度の適用を受けることでより一層利用することになれば、増収と言われないで多少の利益は上がらうと思ふんです。内部障害者あるいは難病の多くは福祉法からは外れています。国の手当ては大変不十分な方たちなんです。今まで難しかったのが分割・民営になつたらなおさらじゃないかと思ふんですが、いかがでございませうかね。こういう方たちにもそういうふうな利用をさせていただけるといふふうにならな

いものなんです。伺います。

○政府委員(細橋素君) お答え申し上げます。先生の御質問の御趣旨十分理解をするところではございます。ただ、先回のときにも財政難ということを申し上げたこととございませうが、その後も国鉄の財政大変厳しい状況でございまして、今基本的な改革案を国会にお願いをしておる

ような状況でございます。現在、身体障害者関係につきましては大休年間五十数億ぐらいの割引をやっております。その範囲をどの範囲にするかということについてはいろいろ御議論のあるところでございますけれども、現在やっております割引は大体私鉄等も勘案をいたしまして、現状をいたしましては国鉄としてはこの程度の割引をやるのが精いっぱいではないかというふうに考えておるわけでございます。

また、抜本改革をいたしました後の国鉄が民営になりましたらこういう身障者の対策等がおろそかになるのではないかとお尋ねでございますけれども、この点につきましては先ほど申し上げましたように、私鉄においても現在自主的にそういう制度をとっておるわけでございます。新しい会社が将来発足いたしましたとしてもそういう水準は下がるというように、運輸省としても指導をしてまいるといふことで国鉄とも十分話をしておるところでございます。

○下村泰君 まだお願いがあるんですが、これは大臣がいっしょにいらないとやっぱり決定権がないですからね。いっしょにいらしたとしても、きょうは大臣がいっしょにいらさないから早目にやめましょう、これは。

電動いすのことでちょっと伺いたいと思うんです。電動いすの制限速度について伺いたいんですけれども、制限速度を警察庁が四十九年六月に通常の歩行速度でおおむね時速四キロを超えないという基準を決めたんだそうですね。各都道府県公安委員会に通告を出して、それ以後そうなっております。これに基づいて通産省工業技術院が五十二年に最高時速は四・五キロ以下というふうにJIS規格を決めたわけなんです。その後、各メーカーがこの規格に沿ってつくっているんだそうなんですが、どうして四キロから四・五キロというのを決めたいんでしょうか。そこをちょっと伺いたいわけなんです。

○政府委員(八島幸彦君) お答えいたします。電動いすの速度をおおむね四キロメートルを

超えないというふうに決めましたことは御指摘のとおりでございますが、これは通常の歩行者の平均速度が一時間当たり四キロメートルであるということから、歩行者扱いをするものですから同じ速度というふうにいたしましたものでございます。

○下村泰君 多分、昔の人の言い伝えで一時間一里、実際は三・九二キロです。そういう計算をするところとこれは計算が合わないんだ。普通の健康者だと四キロというのではないんです。私は競歩をやっていますから一時間七キロ歩きますけれどもね。ただ、電動いすというのは障害者にとつてはもう足と同じです。急に雨が降ってきたときとかあるいは小走りに行かなきゃならないようなとき間に合わぬわけですね。この速度では、もちろん歩いていらつしやる方の安全、乗っている障害者の安全、これはもう当然なんです。技術院、安全という点で現行のスピードをもうちょっとアップするといふことは考えられないものなんですか。

○政府委員(八島幸彦君) 電動いすの性能を四キロ以上出せるようなものにつくるといふことは、私は専門的な技術的知識を持ち合わせておりませんけれども、恐らく可能であらうと思っております。ただ、特定の場面に速度を上げて走れるようにしたらどうかという御指摘、そういう場合ももちろんあるかと思っております。しかし、そういう速度でなくて、通常の場合に四キロ程度の速度で歩道等を一般の歩行者とまじって通行するといふことから安全性の担保の問題もございまして、そういう他の歩行者の安全というのを考えて現在のところは四キロというふうにしていて次第でございます。

○下村泰君 それはよくわかります。これは大臣よく聞いておいてください、これは自治管轄ですからね。ただ、電動いすに乗っている人が踏切に行きますよ、踏切に来たときにその四キロの速度で行くと遮断機がおりる、そういうこともあるんです。それから名古屋へ行ってわかりでしょ

うけれども、あそこは百メートル道路がありますよ。普通の人間が歩いていても途中で信号がかわっちゃうんです。あそこはそういうところもあります。それぞれの状況に応じて多少のスピードアップができるくらいにしてあげないと、実際電動いすを使っている方が不便なんです。私は何となく百キロも二百キロも出せと言っているのじゃないんです。あんなもので百キロも二百キロも出るわけないんだから。せいぜい二キロか三キロぐらいですよ、プラスしたつて。つまり小走りです。ね。それはその人によりまして。歩幅によつて、奈良の大仏が小走りといつても大変なことになりますからね。昔、奈良の大仏と浅草の観音様が同時に出発して歩き始めたという、どこで会ったかという、今の浅草の雷門がありますね、あそこであつたんですよ。私も真偽のほどはわかりませんが、話ではそうなつておる。それであそこには大きなわきがあるなんという話も聞きましたけれども、そのぐらゐスピードがある。そんなにスピードを出さうなものをくれと私は言っているわけじゃないんです。

つまり、今の電動いすで多少のスピードが上がる、例えば並みとか急とか二つのスイッチがあつて、せめて上がつても二キロ、六キロぐらいという程度でしたら、別に私は操作する方が何とそんなスピードでもって銀座通りの歩行者天国の込んでいるところを走ろうというのじゃないんです。から、そういう緊急事態のとき、彼らにとつては緊急事態ですよ、踏切で遮断機が閉まるなんというときは、そのときには小走りにできる程度のスピードにアップしてはいかがかと、こういうことを私は申し上げておるんです。このくらいのことはやはり使う方の側の気持ちを考えてやるべきだと思つてます。これからますます私はふえると思つてます。五十九年度の調査で千四百四十六人、これは厚生省の調査ですけれども、出ております。けれども、交通事故で災害に遭う方あるいはお仕事の関係で上から落ちてという方方もおられます。現在参議院にもそういう方が一人おるん

ですから。そういうふうなぐあいではいつそういう災害が降つてこないとも限らない。こういう利用者がふえると思つてます。そうするたびにこの問題は起きてくると思つてます。ですから、そのくらいの弾力性があつても私は罰は当たらないと思つてます。ひとつ大臣の方から御意見を聞かして

○国務大臣(小沢一郎君) 歩道を走るわけですから、先生の御指摘のようにめたらやたら速いスピードといふことのわけにはいかないんですが、お話のようにいろいろな状況に応じてその処置ができるような方法を私どもも少し検討いたしてみます。いろいろな安全やらその他のことも警察で心配して今答えておるのとおりでございます。で、今後検討してみたいと思つてます。

○下村泰君 大臣の検討という言葉だけで終わらないで、検討した結果こんなぐあいにしてみたいと思つてます、そういうところをひとつ含んでおいてください。

それで厚生省にもお話を伺いたいたすわけですが、大臣もいっしょにいらしませんし、大蔵大臣も大変お疲れの御様子でございますので、この辺で私は切り上げます。あとはまた後日に回したいと思います。

どうもありがとうございました。

○委員長(嶋崎均君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。
明二十五日、午前十時に委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十分散会

昭和六十一年五月八日印刷

昭和六十一年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局